

平成 29 年度版
(2017 年度版)

事 業 概 要

名古屋市児童福祉センター

目 次

第1	児童福祉センターの概要	1
1	基本理念	2
2	沿革	3
3	機構及び事務分掌	6
4	施設の規模	11
5	事業内容一覧	12
6	区域及び施設配置図	14
第2	各部門の事業実績	15
1	児童相談所	16
(1)	業務の概要	16
ア	相談の種別と内容	16
イ	相談援助活動の流れ	17
ウ	援助の種類と内容	18
(2)	統計	19
ア	名古屋市の人口	19
イ	相談実績	20
(3)	相談の状況	24
ア	養護相談	24
イ	非行相談	25
ウ	育成相談	26
エ	障害相談	27
オ	虐待相談（受付）	29
カ	虐待相談（対応）	34
(4)	一時保護の状況	39
ア	一時保護所の受付及び対応件数	39
イ	委託一時保護の受付及び対応件数	40
ウ	委託一時保護（委託先別）の対応件数	40
エ	一時保護所及び委託一時保護の状況	41
オ	一時保護所及び委託一時保護の状況の推移	41
(5)	児童虐待に対する司法的対応等の推移	42
ア	施設入所承認請求	42
イ	出頭要求	42
ウ	立入調査	42
エ	警察への援助要請	42
(6)	家庭裁判所送致の推移	43
ア	児童相談所から家庭裁判所への送致	43
イ	家庭裁判所からの送致	43
(7)	措置の状況	44
ア	施設措置の状況	44
イ	里親委託の状況	46
ウ	家庭復帰支援事業	48
(8)	虐待に関する事業及び体制	49
ア	虐待に関する事業	49
イ	児童相談所における体制	51
(9)	児童家庭支援事業	52
ア	ひきこもり・不登校児童支援事業	52
イ	家庭訪問支援事業	54
ウ	愛知BBS会	54

2	中央療育センター	55
I	療育相談部門	55
(1)	相談	55
ア	新規来所相談	55
イ	相談支援業務等	58
ウ	訪問相談援助	59
エ	判定書の発行	59
(2)	療育	60
ア	療育グループ	60
イ	個別療育・心理面接	61
(3)	愛護手帳判定	62
(4)	その他	62
ア	他機関との連携	62
イ	講座の開催	63
II	診療部門	64
(1)	心療科	64
(2)	整形外科	66
(3)	耳鼻いんこう科	67
(4)	歯科	69
(5)	眼科	70
(6)	訓練	71
ア	理学療法	71
イ	作業療法	74
ウ	言語聴覚療法	76
(7)	検査	78
III	通園部門	80
(1)	みどり学園	80
ア	園児の概況	80
イ	療育の状況	82
ウ	保護者との連携・支援	83
エ	卒・退園児およびその保護者への支援	85
(2)	わかくさ学園	86
ア	園児について	86
イ	療育について	88
ウ	その他	91
(3)	すぎのこ学園	92
ア	難聴	92
イ	言語	98
3	くすのき学園（児童心理治療施設）	99
(1)	在園児の概況	99
(2)	入園児	101
(3)	退園児	101
(4)	心理治療	102
(5)	生活指導	103
(6)	学校教育	106
(7)	その他の事業	109
4	発達障害者支援センター（りんくす名古屋）	111
(1)	相談業務	111
(2)	人材育成・普及啓発	113
(3)	情報発信	115
(4)	関係機関等との連携	115
(5)	主な事業実施状況	116

第1

児童福祉センターの概要

基 本 理 念
沿 革
機 構 及 び 事 務 分 掌
施 設 の 規 模
事 業 内 容 一 覧
区 域 及 び 施 設 配 置 図

1 基本理念

名古屋市児童福祉センター基本理念

名古屋市児童福祉センターは、「児童の権利に関する条約」、「児童福祉法」等の趣旨を実現するとともに市民の皆さんの信頼に誠実に応えるため、次の通り基本理念を定めます。

- すべての児童をかけがえのない存在として尊重し、児童の最善の利益を最優先します。
- 児童の人権を擁護し、自己実現を援助します。その職務を遂行する過程で知りえたプライバシーを保護します。
- 専門的知識や技術の研鑽に常に励み、最良のサービスを提供します。
- 医療、保健、教育その他児童福祉に関連する機関等と積極的に連携し、協働します。

平成15年6月

昭和31年 6月 地方自治法の一部改正（大都市に関する特例の追加）により児童福祉に関する事務等が愛知県から名古屋市に移譲される。

昭和31年 11月 名古屋市立保育短期大学（昭和区白金町）内に、「名古屋市児童相談所」を設置（1日）
所長[部長級]以下4係（庶務係、相談係、診断指導係、保護係）体制

昭和32年 12月 新庁舎（昭和区下構町）に移転（一時保護所を中区王子町から移転）

昭和38年 4月 民生局で児童福祉に関する総合対策を実施

昭和38年 8月 次長を置く

昭和41年 4月 児童福祉の総合対策に関する調査費計上

昭和41年 9月 名古屋市児童福祉審議会に「児童福祉センターの在り方」を諮問

昭和42年 4月 「措置係」を新設

昭和42年 7月 名古屋大学教育学部大西誠一郎教授研究室に「児童福祉センターの在り方」に関する調査委託

昭和42年 9月 調査委託報告書提出

昭和42年 12月 名古屋市児童福祉審議会が「児童福祉センターの在り方」を答申

昭和43年 4月 児童福祉センターの内容、建設用地等を具体的に検討

昭和44年 1月 国立八事療養所跡地（国有地）を用地として内定

昭和44年 2月 民生局内にプロジェクトチームを作り、センター構想の具体案作成

昭和44年 6月 建設規模運営等に関する具体的事項確定（プロジェクトチーム解散）

昭和44年 7月 補正予算で建設費計上、国有地払下げ設計等を進める

昭和45年 4月 児童福祉センター第1期工事着工（昭和区川名山町 国立八事療養所跡地）

昭和46年 2月 開設準備事務開始

昭和46年 3月 第1期工事完了（児童相談所本館、付設一時保護所、中央児童館及び付設遊園地完成）

昭和46年 5月 「名古屋市児童福祉センター」開所（1日）
児童相談所は、児童福祉センターの組織内に入る
新設の「健全育成係」が、中央児童館の業務を担当
年度内に第2期工事（肢体不自由児通園施設、昭和児童交通遊園）完了

昭和47年 5月 わかくさ学園（肢体不自由児通園施設）開所（4日）
中央児童館付設遊園地に昭和児童交通遊園開所（4日）
心身障害児（者）家庭奉仕員（ホームヘルパー）配置
年度内に第3期工事（情緒障害児短期治療施設、精神薄弱児通園施設）完了

昭和48年 5月 児童福祉センター完工式（26日）

昭和48年 6月 くすのき学園（情緒障害児短期治療施設）開所（1日）
くすのき学園に「治療係」、「生活指導係」の2係設置
市立滝川小学校分教場併設

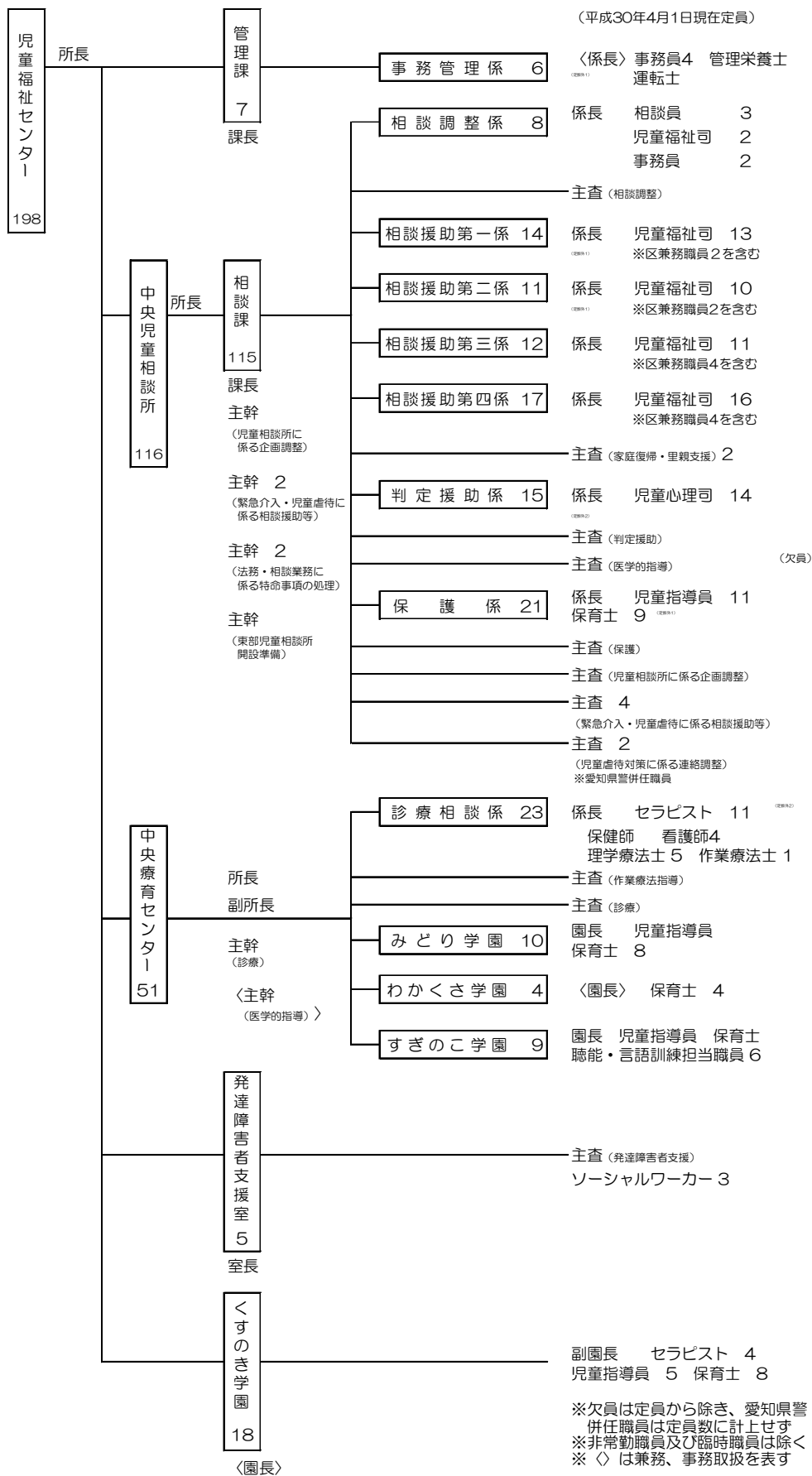
昭和48年 8月 所長以下3課2学園11係に機構改革（24日）
「管理課」（新設）－庶務係、「管理係」（新設）、健全育成係
「相談課」（新設）－相談係、措置係、診断指導係、保護係、「心身障害係」（新設）
「医務課」（新設）－「医務係」（新設）
くすのき学園－治療係、生活指導係
「わかくさ学園」－療育係から改称
次長制廃止

昭和49年	4月	「みどり学園」（精神薄弱児通園施設、昭和区下構町に既存）がセンター内に移転（8日） 所長以下3課3学園11係
昭和49年	6月	センター内に、心身障害児対策協議会が発足、療育事業の在り方を検討
昭和50年	1月	在宅心身障害児の療育事業（拠点療育）開始 最初の拠点を瑞穂児童館とし、心身障害係、医務係から要員派遣
昭和51年	4月	くすのき学園の児童定員を入所部35名、通園部15名に変更
昭和52年	4月	療育グループの体系化を図る
昭和55年	4月	医務課を「療育室」と改称、「療育係」新設 療育事業の整備充実を図る
昭和57年	10月	難聴幼児通園施設の設置及び心身障害児の診断、検査、訓練のための療育棟建設に着工
昭和58年	3月	療育棟完成
昭和58年	5月	障害児療育の一元化を図るため機構改革により療育室再編 「障害児総合通園センター」発足 療育室 …「相談指導係」（心身障害係を改称）、療育係、医務係、みどり学園、 わかさ学園、「すぎのこ学園」（新設） すぎのこ学園（難聴幼児通園施設）開所（11日）
昭和59年	4月	くすのき学園中学生措置児童受入れ開始 年度内に市立川名中学校分教場併設
昭和60年	9月	相談課相談係にて在宅指導班設置（26日）
昭和63年	5月	児童遊園地内に財団法人日本宝くじ協会寄贈遊具による「わいわい広場」完成
平成 2年	3月	くすのき学園プレイルーム・談話室新築
平成 3年	6月	くすのき学園中学校棟・中央児童館ボランティアルーム完成
平成 4年	4月	ひきこもり・不登校児童対策事業開始
平成 9年	4月	児童福祉専門員配置
	5月	児童虐待電話相談事業開始
平成10年	4月	相談課の機構改革（1日） 措置係、相談係、診断指導係の事務分掌を見直し、相談係、 指導係、判定指導係に再編
平成12年	4月	障害児等ホームヘルプサービス事業を各区に移管 児童虐待対応協力員配置
平成13年	1月	のびのび子育てサポート事業開始 のびのび子育てサポート事業従事嘱託員（1名）配置
平成13年	4月	相談課に「主査」を配置
	8月	中央児童館内になごや子育て情報プラザを設置
平成14年	4月	相談課に児童虐待防止班を設置 児童相談協力員（2名）配置
平成16年	4月	児童虐待対応協力員1名→2名配置 里親支援員（1名）配置 子育て支援コーディネーター2名配置
平成17年	3月	一時保護所を敷地内移転改築
	4月	相談課に主幹（児童虐待対策担当）配置
平成18年	4月	療育室相談指導係内に「発達障害者支援センター」の機能を設置
平成19年	4月	診療所機能の充実のため、療育室医務係から総合診療室医務係に再編 療育室相談指導係から、発達障害者支援室を新設
	9月	「なごや子育て情報プラザ」が中区矢場町ナディアパーク内に移転し、 「子ども・子育て支援センター758キッズステーション」として新たにオープンした
平成20年	4月	里親委託推進員（1名）配置

- 平成22年 3月 中央児童館閉館に伴い「管理課」健全育成係廃止（31日）
 4月 「くすのき学園」治療係及び生活指導係廃止、副園長を配置
 5月の移転に伴い、「情緒障害児学級」が市立滝川小学校から市立川原小学校に移管
- 平成22年 5月 新庁舎（昭和区折戸町）に移転（6日）。同時に中川区小城町に「西部児童相談所」を
 新設。同日、機構改革。
 「管理課」庶務係及び管理係廃止→「管理課」事務管理係
 「総合診療室」廃止
 「相談課」相談係→相談調整係
 指導係→相談援助第1係、相談援助第2係、相談援助第3係
 判定指導係→判定援助係
 「療育室」→「中央療育センター」
 「療育室」相談指導係廃止
 療育係→療育相談係
 「診療係」を新設し、「主幹（診療）」を配置
- 平成23年 4月 相談課に主査（児童虐待対策に係る連絡調整）配置（愛知県警察官併任）
- 平成24年 4月 中央児童相談所長を専任化し、児童福祉センター所長の兼務を解く
 虐待緊急介入班として主幹1名、主査1名、主事1名、嘱託職員2名を配置
- 平成25年 4月 くすのき学園「情緒障害児学級」が、市立川原小学校分校、市立川名中学校分校となる
 中央児童相談所から区に兼務職員（北区・緑区・名東区に各1名）を配置
 家庭復帰支援員（2名）、児童相談対応協力員（3名）配置
- 平成26年 4月 相談課に「主査（医学的指導）」を配置
 中央児童相談所から区に兼務職員（守山区・天白区に各1名）を配置
- 平成27年 4月 相談課虐待緊急介入班の「主幹」に弁護士（特定任期付職員）を配置
 相談課に「主査（家庭復帰・里親支援担当）」を配置
 中央児童相談所から区に兼務職員（中区に1名）を配置
 「中央療育センター」療育相談係及び診療係廃止→診療相談係
 中央療育センターに「主査（診療担当）」を配置
- 平成28年 4月 相談課相談援助係に第4係を増設
 中央児童相談所から区に兼務職員（千種区・東区・瑞穂区に各1名）を配置
- 平成29年 4月 相談課に児童相談所に係る企画調整担当として主幹1名、主査1名、主事2名を配置
 中央児童相談所から区に兼務職員（昭和区に1名）を配置
- 平成30年 4月 中央児童相談所から区支所に兼務職員（北区楠支所、緑区徳重支所に各1名）を配置
 中央療育センターに「主査（作業療法指導担当）」を配置
 5月 緑区鳴海町に「東部児童相談所」を新設

3

機構及び事務分掌



【事務管理係】

- ① センターの庶務及び経理（相談課相談調整係の主管に属するものを除く。）
- ② センターの事務に係る調査、統計（相談課相談調整係の主管に属するものを除く。）及び企画
- ③ 診療報酬の請求手続
- ④ 施設及び敷地の管理
- ⑤ 入所者の給食
- ⑥ 中央児童相談所、中央療育センター及び他室学園の主管に属しないこと

【相談調整係】

- ① 中央児童相談所の庶務及び経理
- ② 中央児童相談所の事務に係る調査、統計及び企画
- ③ 児童相談所に係る総合的な調査、統計及び企画
- ④ 児童虐待の予防及び防止に係る研修の企画及び実施
- ⑤ 児童の相談・通告・送致等の受付
- ⑥ 相談業務に係る関係機関との連絡
- ⑦ 同居児童の届出の受理
- ⑧ 児童記録票及び関係書類の管理
- ⑨ 他係の主管に属しないこと

【主査（相談調整）】

- ① 中央児童相談所長の指定する児童の相談、通告、送致等の受付
- ② 中央児童相談所長の指定する相談業務に係る関係機関との連絡
- ③ 中央児童相談所長の指定する同居児童の届出の受理
- ④ 中央児童相談所長の指定する児童記録票及び関係書類の整理保管
- ⑤ 中央児童相談所長の指定する統計

【相談援助一係・二係・三係・四係】

- ① 係所管区域（所長が当該係の所管する区域として指定する区域をいう。）内の児童及び家族の調査及び指導（判定援助係の主管に属するものを除く。）
- ② 児童福祉施設への入所その他児童の措置（判定援助係の主管に属するものを除く。）
- ③ 措置等に係る関係機関との連携（判定援助係の主管に属するものを除く。）
- ④ 一時保護の決定（判定援助係の主管に属するものを除く。）
- ⑤ 里親
- ⑥ 児童の家庭療育の普及
- ⑦ 児童の相談業務に係る関係機関との連絡

【主査（家庭復帰・里親支援）】

- ① 施設入所等児童の家庭生活への復帰に関すること
- ② 中央児童相談所長の指定する里親に対する支援に関すること

【判定援助係】

- ① 児童の心理学的判定（中央療育センター療育相談係の主管に属するものを除く。）
- ② 児童及び家族に対する心理学的指導及び治療（中央療育センター療育相談係の主管に属するものを除く。）
- ③ 児童及び家族の調査及び指導
- ④ 児童福祉施設への入所その他児童の措置
- ⑤ 措置等に係る関係機関との連携
- ⑥ 一時保護の決定

【主査（判定援助）】

- ① 中央児童相談所長の指定する児童の心理学的判定（中央療育センター診療相談係の主管に属するものを除く。）
- ② 中央児童相談所長の指定する児童及び家族に対する心理学的指導及び治療（中央療育センター診療相談係の主管に属するものを除く。）
- ③ 中央児童相談所長の指定する児童及び家族の調査及び指導
- ④ 中央児童相談所長の指定する児童福祉施設への入所その他児童の措置
- ⑤ 中央児童相談所長の指定する措置等に係る関係機関との連携
- ⑥ 中央児童相談所長の指定する一時保護の決定

【主査（医学的指導）】

- ① 中央児童相談所長の指定する児童及び家族に対する医学的指導等

【保護係】

- ① 児童の一時保護
- ② 一時保護児童の生活観察及び生活指導
- ③ 一時保護児童の所持品、証拠品及び遺留金品の保管及び処分

【主査（保護）】

- ① 中央児童相談所長の指定する児童の一時保護
- ② 中央児童相談所長の指定する一時保護児童の生活観察及び生活指導
- ③ 中央児童相談所長の指定する一時保護児童の所持品、証拠品及び遺留金品の保管及び処分

【主幹、主査（児童相談所に係る企画調整）】

- ① 児童相談所に係る総合的な調査、統計及び企画

【主幹、主査

（緊急介入・児童虐待に係る相談援助等）】

- ① 緊急を要する児童虐待に係る一時保護その他中央児童相談所長の指定する児童の安全の確認及び確保
- ② 児童虐待の防止及び対策
- ③ 中央児童相談所長の指定する相談業務

【主査（児童虐待対策に係る連絡調整）】

- ① 児童虐待の防止及び対策に係る連絡調整
- ② 児童の安全確認等に係る指導、助言その他の援助

【主幹（法務・相談業務に係る特命事項の処理）】

- ① 相談業務に係る法務
- ② 中央児童相談所長の指定する相談業務に係る特命事項の処理

【主幹（東部児童相談所開設準備）】

- ① 東部児童相談所の開設準備に係る企画及び連絡調整

【主幹（診療）】

- ① 中央療育センターの診療
- ② 所長の指定する児童に係る医学的診断、検査、治療及び指導

【主幹（医学的指導）】

- ① 所長の指定する児童に係る医学的診断、検査、治療及び指導

【診療相談係】

- ① 児童に関する療育相談、看護及び指導
- ② 児童に対する医学的、心理学的及び社会的な検査及び判定
- ③ 児童に対する療育に関する医療の提供
- ④ 児童に関する療育訓練
- ⑤ 愛護手帳の交付に係る判定

【主査（作業療法指導）】

- ① 作業療法業務の指導

【主査（診療）】

- ① 中央療育センターの診療
- ② 所長の指定する児童に係る医学的診断、検査、治療及び指導

【みどり学園】

- ① 主として知的障害のある児童の療育指導

【わかくさ学園】

- ① 主として肢体不自由のある児童の療育指導

【すぎのこ学園】

- ① 主として難聴児の療育指導

【発達障害者支援室】

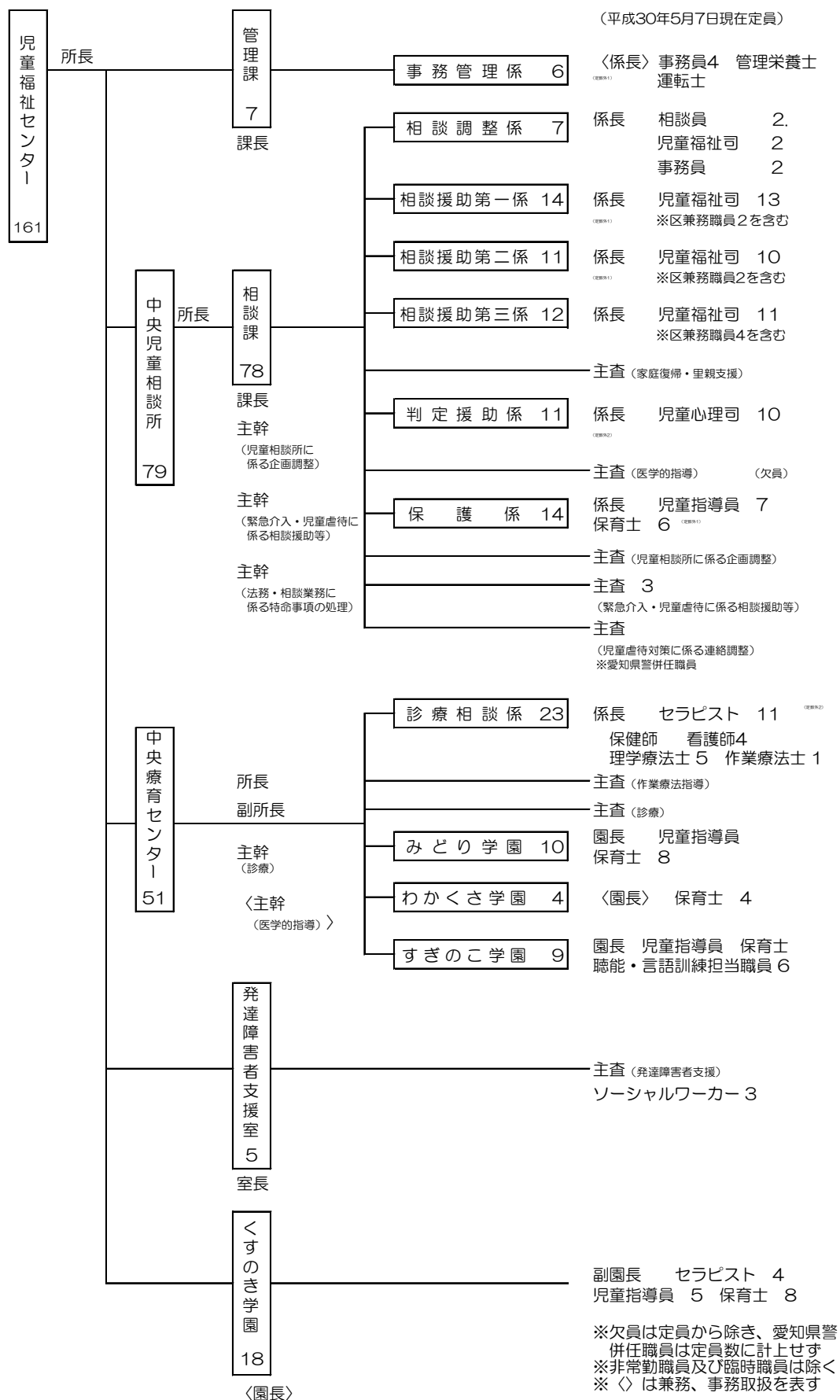
- ① 発達障害者の医学的指導
- ② 発達障害者の相談及び支援
- ③ 発達障害者の支援に係る研修及び講習
- ④ 発達障害者の理解・支援に係る情報提供及び普及啓発
- ⑤ 発達障害者の支援に係る関係機関との連携

【主査（発達障害者支援）】

- ① 発達障害者の相談及び支援
- ② 発達障害者の支援に係る研修及び講習
- ③ 発達障害者の理解・支援に係る情報提供及び普及啓発
- ④ 発達障害者の支援に係る関係機関との連携

【くすのき学園】

- ① 家庭環境、学校における交友関係その他の環境上の理由により社会生活への適応が困難となった児童の治療及び家族の指導
- ② 家庭環境、学校における交友関係その他の環境上の理由により社会生活への適応が困難となった児童の生活指導



【事務管理係】

- ① センターの庶務及び経理（相談課相談調整係の主管に属するものを除く。）
- ② センターの事務に係る調査、統計（相談課相談調整係の主管に属するものを除く。）及び企画
- ③ 診療報酬の請求手続
- ④ 施設及び敷地の管理
- ⑤ 入所者の給食
- ⑥ 中央児童相談所、中央療育センター及び他室学園の主管に属しないこと

【相談調整係】

- ① 中央児童相談所の庶務及び経理
- ② 中央児童相談所の事務に係る調査、統計及び企画
- ③ 児童相談所に係る総合的な調査、統計及び企画
- ④ 児童虐待の予防及び防止に係る研修の企画及び実施
- ⑤ 児童の相談・通告・送致等の受付
- ⑥ 相談業務に係る関係機関との連絡
- ⑦ 同居児童の届出の受理
- ⑧ 児童記録票及び関係書類の管理
- ⑨ 他係の主管に属しないこと

【相談援助一係・二係・三係】

- ① 係所管区域（所長が当該係の所管する区域として指定する区域をいう。）内の児童及び家族の調査及び指導（判定援助係の主管に属するものを除く。）
- ② 児童福祉施設への入所その他児童の措置（判定援助係の主管に属するものを除く。）
- ③ 措置等に係る関係機関との連携（判定援助係の主管に属するものを除く。）
- ④ 一時保護の決定（判定援助係の主管に属するものを除く。）
- ⑤ 里親
- ⑥ 児童の家庭療育の普及
- ⑦ 児童の相談業務に係る関係機関との連絡

【主査（家庭復帰・里親支援）】

- ① 施設入所等児童の家庭生活への復帰に関すること
- ② 中央児童相談所長の指定する里親に対する支援に関すること

【判定援助係】

- ① 児童の心理学的判定（中央療育センター療育相談係の主管に属するものを除く。）
- ② 児童及び家族に対する心理学的指導及び治療（中央療育センター療育相談係の主管に属するものを除く。）
- ③ 児童及び家族の調査及び指導
- ④ 児童福祉施設への入所その他児童の措置
- ⑤ 措置等に係る関係機関との連携
- ⑥ 一時保護の決定

【主査（医学的指導）】

- ① 中央児童相談所長の指定する児童及び家族に対する医学的指導等

【保護係】

- ① 児童の一時保護
- ② 一時保護児童の生活観察及び生活指導
- ③ 一時保護児童の所持品、証拠品及び遺留金品の保管及び処分

【主幹、主査（児童相談所に係る企画調整）】

- ① 児童相談所に係る総合的な調査、統計及び企画

【主幹、主査

（緊急介入・児童虐待に係る相談援助等）】

- ① 緊急を要する児童虐待に係る一時保護その他中央児童相談所長の指定する児童の安全の確認及び確保
- ② 児童虐待の防止及び対策
- ③ 中央児童相談所長の指定する相談業務

【主査（児童虐待対策に係る連絡調整）】

- ① 児童虐待の防止及び対策に係る連絡調整
- ② 児童の安全確認等に係る指導、助言その他の援助

【主幹（法務・相談業務に係る特命事項の処理）】

- ① 相談業務に係る法務
- ② 中央児童相談所長の指定する相談業務に係る特命事項の処理

【主幹（診療）】

- ① 中央療育センターの診療
- ② 所長の指定する児童に係る医学的診断、検査、治療及び指導

【主幹（医学的指導）】

- ① 所長の指定する児童に係る医学的診断、検査、治療及び指導

【診療相談係】

- ① 児童に関する療育相談、看護及び指導
- ② 児童に対する医学的、心理学的及び社会的な検査及び判定
- ③ 児童に対する療育に関する医療の提供
- ④ 児童に関する療育訓練
- ⑤ 愛護手帳の交付に係る判定

【主査（作業療法指導）】

- ① 作業療法業務の指導

【主査（診療）】

- ① 中央療育センターの診療
- ② 所長の指定する児童に係る医学的診断、検査、治療及び指導

【みどり学園】

- ① 主として知的障害のある児童の療育指導

【わかさ学園】

- ① 主として肢体不自由のある児童の療育指導

【すぎのこ学園】

- ① 主として難聴児の療育指導

【発達障害者支援室】

- ① 発達障害者の医学的指導
- ② 発達障害者の相談及び支援
- ③ 発達障害者の支援に係る研修及び講習
- ④ 発達障害者の理解・支援に係る情報提供及び普及啓発
- ⑤ 発達障害者の支援に係る関係機関との連携

【主査（発達障害者支援）】

- ① 発達障害者の相談及び支援
- ② 発達障害者の支援に係る研修及び講習
- ③ 発達障害者の理解・支援に係る情報提供及び普及啓発
- ④ 発達障害者の支援に係る関係機関との連携

【くすのき学園】

- ① 家庭環境、学校における交友関係その他の環境上の理由により社会生活への適応が困難となった児童の治療及び家族の指導
- ② 家庭環境、学校における交友関係その他の環境上の理由により社会生活への適応が困難となった児童の生活指導

4

施設の規模

区 分	児 童 福 祉 セ ン タ ー		児 童 定 員	(参 考) 西 部 児 童 相 談 所		児 童 定 員
	面 積	内 訳		面 積	内 訳	
中 央 児 童 相 談 所	1,989.01 ^{m²} 1,060.05	相談・管理 1,989.01 ^{m²} 一時保護施設 817.36 施 房 242.69 園 庭 (656.70)	人 — 25 — —	693.76 ^{m²} 693.53	相談・管理 693.76 ^{m²} 一時保護施設 641.43 施 房 52.10 園 庭 (281.68)	人 — 25 — —
中 央 療 育 セ ン タ ー	3,506.94	3通園 1,354.51 みどり学園 わかさ学園 すぎのこ学園 診療所 1,671.77 療育指導部 480.66	— 30 40 30 — —			—
くすのき学園 〔児童心理〕 〔治療施設〕	3,158.67	治療・生活指導 1,879.97 小 学 校 513.77 中 学 校 531.80 室内運動場 233.13	50 — — —			—
発 達 障 害 者 支 援 室 〔発達障害者〕 支援センター	211.48		—			—
延床面積小計	9,926.15		—	1,387.29		—
その他の施設	169.11	附属棟 169.11	—	10.05	共用部分 10.05	—
延床面積合計	10,095.26		—	1,397.34	(共用除く) 1,387.29	—
敷地面積合計	11,828.83		—	1,505.05		—

附属棟内訳
 駐車場屋根
 駐輪場屋根
 ポンプ室
 廃棄物置場
 屋外倉庫
 運転士詰所

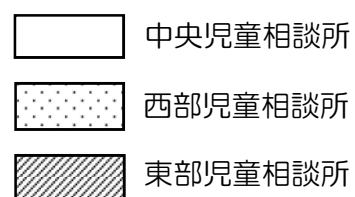
5

事業内容一覧

児童福祉センター		各事業部門		管理部門
		設立の趣旨及び目的	運営等	
中央児童相談所	相談調整係、相談援助係	児童福祉法第12条により設置された児童相談所の業務を行っている。管轄区域は名古屋市中東部（千種、東、北、中、昭和、瑞穂、守山、緑、名東、天白）の10区で、児童（18歳未満）に関するあらゆる相談に応じ、当該児童及びその家族について必要な調査及び判定（医学的、心理学的、教育学的、社会的及び精神保健上の判定）並びに必要な指導を行う。 （事業開始 昭和31年11月）	児童福祉法上児童相談所長のとるべき職務及び市長からの委任事務（施設入所措置等）を処理している。 児童福祉司を相談援助係に配置し、子どものあらゆる相談に応じている。	管理課（事務管理係）
	（一時保護係）	児童福祉法第12条の4により設置。子どもに必要な一時保護を行うとともに、その生活観察を行う。 児童定数 25	子どもの一時保護に際しては 1 情緒の安定と健康な身体の維持・増進 2 社会性の養成 3 子どもの発達段階に応じた生活指導を基本指導理念として、保護・観察・指導を行っている。 夜間は、指導員 1、保育士 1、夜勤嘱託 1による夜勤体制をとっている。	
中央療育センター	診療相談係	障害児の早期発見と早期療育の中核的機能を果たすことを目的としている。障害の相談、指導、診断、検査及び判定を行い、その障害に応じた適切な治療を行う。 障害児の療育を円滑かつ総合的に実施するために障害児関係施設、保健所、病院等関係機関との密接な連携を図っている。 愛護手帳判定機関として判定業務を行っている。 （事業開始 昭和58年5月）	●障害児相談、診断、検査、判定 障害児に関するあらゆる療育相談に応じ、医師、聴能言語訓練担当職員、セラピスト等を配置し、総合的専門的な診断、検査、判定体制をとっている。 ●個別療育指導 それぞれの障害に応じ、各専門職による療育指導、在宅訪問指導及び巡回相談を行っている。 ●グループ療育 障害種別に「発達遅滞」「自閉」「重心」「早期」「ブレ」のグループ療育を実施している。 ●専門職の派遣 障害児関係施設・機関へスタッフを派遣し、療育援助及び連携の強化を図っている。	人事・経理事務、施設管理及び給食調理
	みどり学園（福祉型児童発達支援センター）	知的障害の子ども（おおむね満2歳以上、就学前）の通所療育施設。基本的な生活能力、集団への適応性の向上を目指す。 全市16区のうち、中区、昭和区及び天白区の児童が対象である。 児童定数 30 （事業開始 昭和32年9月）	指導員・保育士が子どもの年齢別クラスを担当し、療育を行っている。 ●指導目標 1 自分のことは自分でできる子ども 2 明るく元気な子ども 3 友達と仲良くあそべる子ども ●指導方針 食事、排泄、着脱、手洗い、歯磨き等基本的な日常生活習慣を身につけるとともに音楽・体育・自由あそび・造形・歩行訓練・機能訓練等を通じて (1) 持てる力を十分に発揮させる。 (2) 自己中心ではなく、他児と調和させる。 (3) 体力をつける。 を指導方針に療育を行っている。 また、保護者に対しても母親指導、母親研修、母親参観、父親研修、父親参観等を行い、卒園児のアフターケアにも努めている。	

児童福祉センター		各事業部門		管理部門
		設立の趣旨及び目的	運営等	
中央療育センター	わかさ学園 (医療型児童発達支援センター)	脳性麻痺等により、体が不自由な子ども(就学前)の母子通所療育施設。 子どもの訓練、生活指導を行うとともに保護者にも療育技術を習得してもらい、家庭で正しい療育が実施できるように指導している。 全市域対象 児童定数 40 (事業開始 昭和47年5月)	整形外科医、理学療法士、作業療法士、保育士、看護師が一体となって、個々の子どもの症状に応じた理学療法、作業療法、生活指導、グループ遊びなどを行っている。 また、保護者に対してガイダンス、研修を行っている。 ●指導目標 1 不自由な体に負けず意欲もてる子ども 2 自分のことは自分でしようとする子ども 3 みんなと一緒に遊べる子ども	管理課(事務管理係) 人事・経理事務、施設管理及び給食調理
	すざのこ学園 (福祉型児童発達支援センター)	難聴児(就学前)の母子通所療育施設 言葉や心身の正常な発達を促すよう訓練指導を行うとともに、保護者も子どもに対する正しい療育方法を習得できるよう指導している。また、言葉の発達に問題を持つ子どもの言語訓練も行っている。 児童定数 30 (事業開始 昭和58年5月)	聴能・言語訓練担当職員、児童指導員、保育士が一体となって、聴能・言語訓練及び保育を行っている。 (1) 検査・診断 難聴や言語障害の種別・程度を明らかにし、訓練等の方針を立てるため、耳鼻咽喉科医師、聴能・言語訓練担当職員による、診察、聴力検査、言語検査等を行っている。 (2) 訓練・指導 検査、診断の結果に基づいて、補聴器を装用した集団又は個別での聴能・言語訓練、保育を行っている。 (3) 保護者の指導 保護者に子どもへの接し方、聴覚やことばの発達、補聴器のしくみ、取扱いなど必要な知識や家庭での訓練方法についても指導している。	
くすのき学園(児童心理治療施設)		心理的問題を抱え、日常生活の多岐に渡り支障をきたしている子どもたちに対して心理治療、生活指導及び学校教育を総合的に行う治療施設。 全市域対象で、小・中学生が入所または通所している。 生活棟で起居し、週末等は家庭へ帰省する入所部(定数35)、家庭や施設等から通う通所部(定数15)、必要に応じて心理治療等を行う外来(定数の定めはない)とがある。 (事業開始 昭和48年6月)	【心理治療】はセラピストが担当し、「個人心理療法」的な治療技法を中心として、遊戯療法、カウンセリング等を行う。児童への心理治療と併行して家族へのガイダンス、カウンセリング等もなされる。また地域、学校との連携、環境調整のためのケースワークを必要に応じて行う。 【生活指導】は児童指導員及び保育士が担当する。寮の日常生活、レクリエーション、グループワーク等を介して社会性を伸ばすとともに、担当職員との個別のかかわりを通して情緒の安定と成長を援助する。 【学校教育】は、地域の小・中学校の分校で行う。児童ひとりひとりの学習意欲や学力に応じつつ、その力を引き出していく学習活動を行う。	
発達障害者支援センター		平成17年に施行された発達障害者支援法に基づいて設立。子どもから大人までの発達障害者の支援を行い、医療、教育、労働、福祉等の関係機関とネットワークを作る。 (事業開始 平成18年4月)	●相談業務 発達障害者本人や家族、関係者等の相談を受け、必要に応じて関係機関につないでいる。 ●人材育成 支援者を養成するための研修や講師派遣を行っている。 ●普及啓発・情報発信 発達障害者について理解を深めるために市民向け講演会等を開催したり、ガイドブック等を作成している。	

区域及び施設配置図



第2

各部門の事業実績

児 童 相 談 所
中 央 療 育 セ ン タ ー
く す の き 学 園
発達障害者支援センター

1

児童相談所

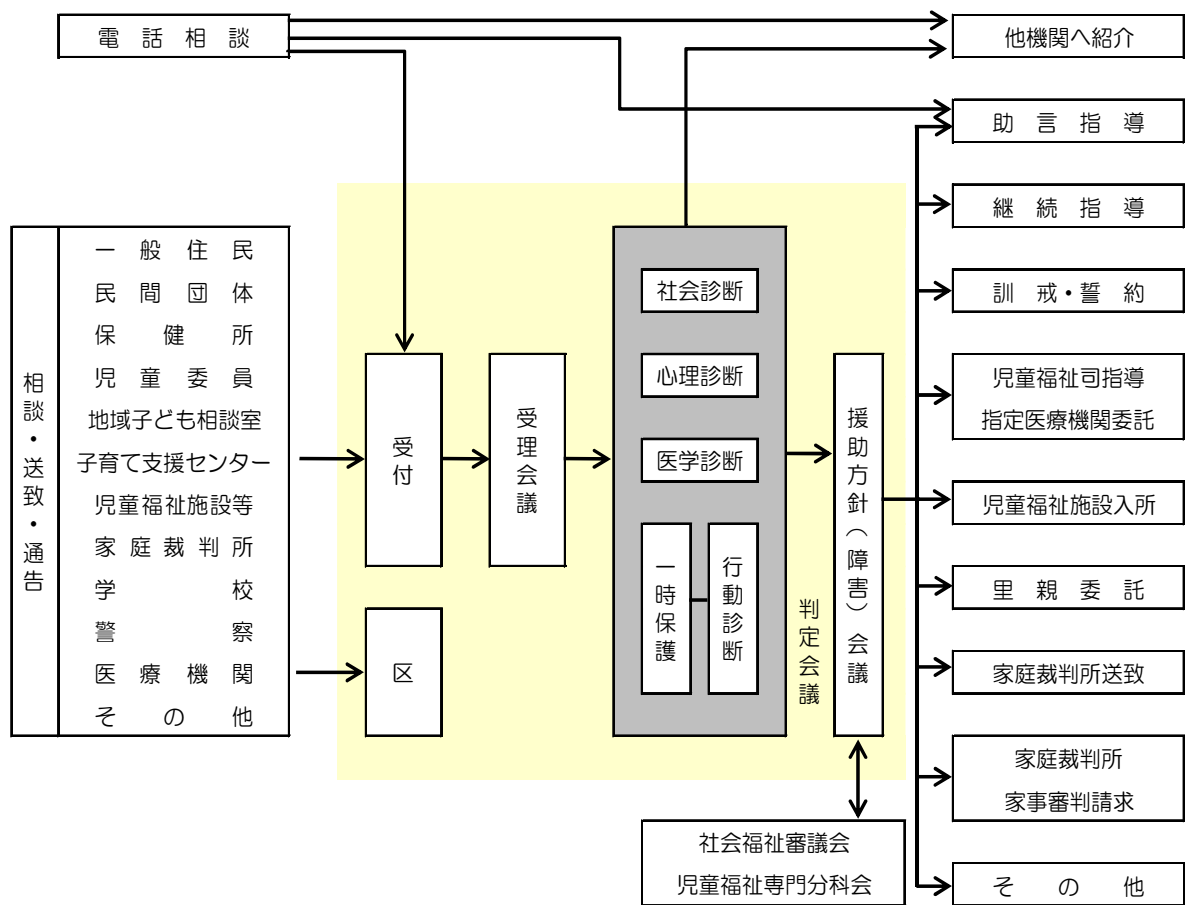
(1) 業務の概要

ア 相談の種別と内容

児童相談所（中央児童相談所・西部児童相談所）は、区との役割分担のもとで、区に対して児童家庭相談の適切な支援を行うとともに家庭その他からの相談や通告に対し、幅広い専門機関や職種との連携、司法関与の仕組みを有効に活用することにより、援助活動を迅速かつ的確に展開している。

養 護 相 談		父又は母等保護者の家出、失踪、死亡、離婚、入院、就労及び服役等による養育困難児、棄児、迷子、虐待を受けた子ども、親権を喪失した親の子、後見人を持たぬ子等環境的問題を有する子ども、養子縁組に関する相談
保 健 相 談		未熟児、虚弱児、内部機能障害、小児ぜんそく、その他の疾患（精神疾患を含む）等を有する子どもに関する相談
障 害 相 談	肢 体 不 自 由	肢体不自由児、運動発達の遅れに関する相談
	視 聴 覚 障 害	盲（弱視を含む）、ろう（難聴を含む）等視聴覚障害児に関する相談
	言語発達障害等	構音障害、吃音、失語等音声や言語の機能障害をもつ子ども、言語発達遅滞、学習障害や注意欠陥多動性障害等発達障害を有する子ども等に関する相談
	重 症 心 身 障 害	重症心身障害児（者）に関する相談
	知 的 障 害	知的障害児に関する相談
	自 閉 症 等	自閉症若しくは自閉症同様の症状を呈する子どもに関する相談
非 行 相 談	ぐ 犯 行 為 等	虚言癖、浪費癖、家出、浮浪、乱暴、性的逸脱等のぐ犯行為、問題行動のある子ども、警察署からぐ犯少年として通告のあった子ども、又は触法行為があったと思料されても警察署から児童福祉法第25条による通告のない子どもに関する相談
	触 法 行 為 等	触法行為があったとして警察署から児童福祉法第25条による通告のあった子ども、犯罪少年に関して家庭裁判所からの送致のあった子どもに関する相談。受付時に通告はないが、調査の結果、通告が予定されている子どもに関する相談
育 成 相 談	性 格 行 動	子どもの人格の発達上問題となる反抗、友達と遊べない、落ち着きがない、内気、緘黙、不活発、家庭内暴力等性格行動上の問題を有する子どもに関する相談
	不 登 校	学校及び幼稚園及び保育園に在籍中で、登校（園）していない状態にある子どもに関する相談（非行、精神疾患及び養護問題が主である場合を除く。）
	適 性	進学適性、職業適性、学業不振等に関する相談
	育 児 ・ し つ け	家庭内における幼児のしつけ、子どもの性教育、遊び等に関する相談
そ の 他 の 相 談		上記のいずれにも該当しない相談

イ 相談援助活動の流れ



ウ 援助の種類と内容

援助は、在宅指導等、児童福祉施設入所措置等とその他に分けられ、原則として援助方針(障害)会議により決定される。

在宅指導等	措置によらない指導	助言指導	1回または数回の助言、指示、説得、承認、情報提供等の適切な方法により、問題が解決すると考えられる子どもや保護者に対する指導をいう。
		継続指導	複雑困難な問題を抱える子どもや保護者等を児童相談所に通所させ、あるいは必要に応じて訪問する等の方法による継続的なソーシャルワーク、心理療法やカウンセリング等を行うものをいう。
		他機関あっせん	他の専門機関において、医療、指導、訓練等を受けることが適当と認められる場合、子どもや保護者等の意向を確認のうえ当該機関をあっせんすることをいう。
	措置による指導	児童福祉司指導	複雑困難な家庭環境に起因する問題を有する子ども等、援助に専門的な知識、技術を要する場合に、子どもや保護者等の家庭を訪問し、あるいは、必要に応じて通所させる等の方法により継続的に指導を行うことをいう。
		児童委員指導	問題が家庭環境にあり、児童委員による家庭間の人間関係の調整又は経済的援助等により解決すると考えられるケースの指導を委託する。
		児童家庭支援センター指導	地理的要件や過去の相談経緯、その他の理由により児童家庭支援センターによる指導が適当と考えられるケースの指導を委託する。
		知的障害者福祉司 社会福祉主事指導	問題が知的障害に関するもの及び貧困その他環境の悪条件等によるもので、知的障害者福祉司又は社会福祉主事による指導が適当な場合に行う。
		障害児相談支援事業を行う者の指導	障害児及びその保護者であって地理的要件や過去の相談経緯、その他の理由により障害児相談支援事業を行う者による指導が適当と考えられる事例に対して行う。
		訓戒、誓約措置	子ども又は保護者に注意を喚起することにより、問題の再発を防止できる見込みがある場合に行い、養育の方針や留意事項等を明確に示すよう配慮する。
里親		家庭での養育に欠ける子ども等に、その人格の完全かつ調和のとれた発達のための温かい愛情と正しい理解をもった家庭を与えることにより、愛着関係の形成など子どもの健全な育成を図る。	
小規模住居型児童養育事業を行う者への委託 (ファミリーホーム)		家庭的な環境の下で、要保護児童の養育に関し相当の経験を有する養育者により、きめ細やかな養育を行い、子ども間の相互作用を生かしつつ、子どもの自主性を尊重した養育を行う。	
児童福祉施設入所措置 指定医療機関委託		家庭での子どもの養育が困難な場合、または専門的な治療、指導等が必要な場合に、子どもの状態に応じて適切な施設を紹介し、入所させる。	
児童自立生活援助の実施 (自立援助ホーム)		義務教育を終了したもののいまだ社会的自立ができていない20歳未満の子ども等（小規模住居型児童養育事業、里親、児童養護施設、児童心理治療施設（※）、児童自立支援施設に措置された子ども等でその措置を解除されたものその他について、都道府県知事等がその子ども等の自立のために援助及び生活指導が必要と認めたもの）について、就職先の開拓や仕事や日常生活上の相談等の援助を行うことにより、社会的自立の促進に寄与することを目的とする。 ※児童福祉法の改正により、平成29年度に情緒障害児短期治療施設から名称変更	
福祉事務所送致等		子どもや保護者等を福祉事務所の知的障害者福祉司又は社会福祉主事に指導させる必要がある場合や、助産・母子保護・保育の実施が必要である場合、15歳以上の子どもについて身体障害者更生援護施設や知的障害者援護施設に入所させることが適当である場合において、福祉事務所又は市町村に送致、報告又は通知する。	
家庭裁判所送致		触法少年及びぐ犯少年を家庭裁判所の審判に付することが適当と認められる場合（児童福祉法第27条第1項第4号）。児童自立支援施設入所中等の子ども等の行動自由の制限を行うまことにやむをえない事情があると認められる場合（児童福祉法第27条の3）に行う。	
家庭裁判所家事審判請求		児童虐待の場合等で親の同意の得られない場合の施設入所の承認（児童福祉法第28条）や親権喪失宣告の請求、未成年後見人選任・解任の請求を行う。	

(2) 統計

ア 名古屋市の人口

(ア) 区別の人口（人口及び児童人口）

(単位：人)

区 分			人 口	児 童 人 口
			人	(再掲)人
中央管轄	千 種 区		165,105	22,496
	東 区		79,563	9,689
	北 区		163,155	22,014
	中 区		87,302	7,053
	昭 和 区		108,759	14,688
	瑞 穂 区		106,899	15,900
	守 山 区		174,807	30,627
	緑 区		244,990	45,415
	名 東 区		165,140	28,677
	天 白 区		164,144	25,043
計			1,459,864	221,602
西部管轄	西 区		149,607	20,863
	中 村 区		134,541	15,362
	熱 田 区		66,176	8,073
	中 川 区		220,388	33,407
	港 区		144,203	21,264
	南 区		136,353	18,050
	計		851,268	117,019
全 市 合 計			2,311,132	338,621

注：平成30年4月1日現在

(イ) 年齢別の人口（児童人口）

(単位：人)

区 分	中央管轄 人	西部管轄 人	全市合計 人
0 歳	12,601	6,615	19,216
1 歳	12,907	6,616	19,523
2 歳	12,835	6,365	19,200
3 歳	12,227	6,142	18,369
4 歳	12,392	6,096	18,488
5 歳	12,346	6,250	18,596
6 歳	12,239	6,268	18,507
7 歳	12,577	6,457	19,034
8 歳	12,418	6,283	18,701
9 歳	12,330	6,551	18,881
10 歳	12,271	6,558	18,829
11 歳	12,119	6,381	18,500
12 歳	11,617	6,391	18,008
13 歳	11,935	6,555	18,490
14 歳	11,916	6,545	18,461
15 歳	12,070	6,789	18,859
16 歳	12,333	6,921	19,254
17 歳	12,469	7,236	19,705
計	221,602	117,019	338,621

注：平成30年4月1日現在

イ 相談実績

(ア) 受付

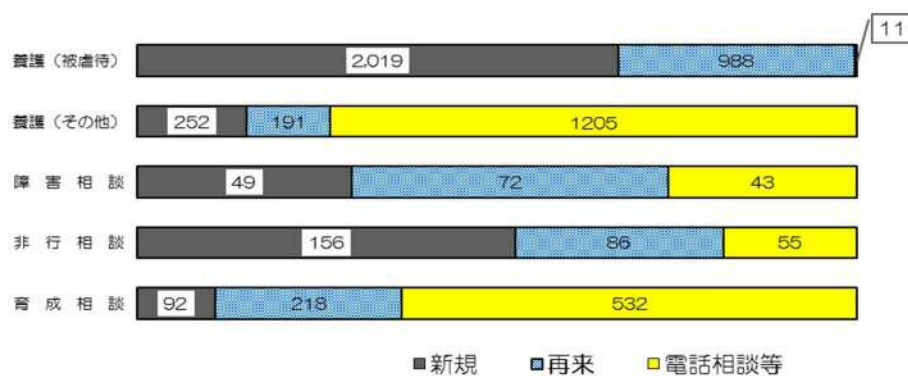
a 受付件数

平成 29 年度の児童相談所受付件数は 6,441 件（前年度比 7.9%増）となっている。養護相談は 4,666 件（前年度比 8.8%増）となり、うち児童虐待相談は 3,018 件（前年度比 5.2%増）で過去最高である。なお、両児童相談所の相談を新規・再来相談、電話相談等に分けて、相談の種別にそれぞれの割合を表したものが図-1 である。

（単位：件）

区 分		児童相談所受付件数		
		中 央	西 部	両児相合計
養護相談	児 童 虐 待	1,893	1,125	3,018
	そ の 他	795	853	1,648
	計	2,688	1,978	4,666
障害相談	肢 体 不 自 由	6	5	11
	視 聴 覚 障 害	0	2	2
	言 語 発 達 障 害	1	2	3
	重 症 心 身 障 害	44	28	72
	知 的 障 害	34	22	56
	自 閉 症	8	12	20
	計	93	71	164
非行相談	ぐ 犯 行 為 等	68	95	163
	触 法 行 為 等	63	71	134
	計	131	166	297
育成相談	性 格 行 動	295	126	421
	不 登 校	92	61	153
	適 正	74	94	168
	し つ け	72	28	100
	計	533	309	842
保健・その他の相談		393	79	472
いじめ相談（再掲）		23	15	38
合 計		3,838	2,603	6,441

図-1 新規・再来・電話相談等受付件数



b 経路別の受付件数

(単位：件)

区 分		管轄	家族	親戚	近隣 知人	児童 本人	福 祉 事務所	児童 委員	保健所	医療 機関	児童福祉施設	警察等	学校等	その他	計
養 護 相 談	児童 虐待	中央	72	15	312	16	98	3	16	48	47	932	218	116	1,893
		西部	9	18	134	7	17	6	4	26	17	775	64	48	1,125
		計	81	33	446	23	115	9	20	74	64	1,707	282	164	3,018
	その他	中央	269	34	93	10	60	2	21	32	27	88	78	81	795
		西部	309	46	60	24	46	1	11	31	13	108	120	84	853
		計	578	80	153	34	106	3	32	63	40	196	198	165	1,648
障害相談	中央	40	0	2	0	12	0	0	21	10	4	1	3	93	
	西部	24	2	0	0	1	0	1	24	2	8	3	6	71	
	計	64	2	2	0	13	0	1	45	12	12	4	9	164	
非行相談	中央	20	0	3	1	0	0	0	0	2	95	1	9	131	
	西部	29	2	4	0	0	0	0	0	0	115	8	8	166	
	計	49	2	7	1	0	0	0	0	2	210	9	17	297	
育成相談	中央	321	15	17	9	8	1	0	2	71	36	44	9	533	
	西部	162	3	5	5	2	0	0	3	93	9	21	6	309	
	計	483	18	22	14	10	1	0	5	164	45	65	15	842	
その他 相 談	中央	58	6	31	2	17	1	5	11	7	161	13	81	393	
	西部	13	3	6	7	3	0	1	1	0	5	1	39	79	
	計	71	9	37	9	20	1	6	12	7	166	14	120	472	
合 計	中央	780	70	458	38	195	7	42	114	164	1,316	355	299	3,838	
	西部	546	74	209	43	69	7	17	85	125	1,020	217	191	2,603	
	計	1,326	144	667	81	264	14	59	199	289	2,336	572	490	6,441	

c 年齢別の受付件数

(単位：件)

区 分		管轄	0 歳	1 歳	2 歳	3 歳	4 歳	5 歳	6 歳	7 歳	8 歳	9 歳	10 歳	11 歳	12 歳	13 歳	14 歳	15 歳	16 歳	17 歳	18 歳 以上	計	
養 護 相 談	児童 虐待	中央	139	138	158	133	132	122	114	98	103	105	111	96	99	72	80	74	70	49	0	1,893	
		西部	85	72	74	76	71	65	67	51	72	77	65	61	47	62	36	58	47	39	0	1,125	
		計	224	210	232	209	203	187	181	149	175	182	176	157	146	134	116	132	117	88	0	3,018	
	その他	中央	99	40	37	49	48	27	56	50	36	35	56	38	33	44	45	39	31	24	8	795	
		西部	66	43	32	40	34	26	44	52	60	70	51	34	68	56	51	53	37	34	2	853	
		計	165	83	69	89	82	53	100	102	96	105	107	72	101	100	96	92	68	58	10	1,648	
障害相談		中央	0	11	2	4	8	4	3	5	4	5	2	5	0	9	2	10	9	6	4	93	
		西部	0	6	14	1	4	5	5	5	3	1	2	3	4	4	5	3	2	2	2	71	
		計	0	17	16	5	12	9	8	10	7	6	4	8	4	13	7	13	11	8	6	164	
非行相談		中央	0	0	0	0	0	0	0	2	1	10	9	10	14	29	17	9	20	9	1	131	
		西部	0	0	0	0	0	0	0	0	6	7	11	15	11	18	25	27	15	19	12	0	166
		計	0	0	0	0	0	0	0	0	8	8	21	24	21	32	54	44	24	39	21	1	297
育成相談		中央	7	6	10	8	15	17	26	26	36	41	40	42	45	52	54	52	31	24	1	533	
		西部	1	2	11	11	13	14	21	20	22	24	17	22	30	31	23	22	16	8	1	309	
		計	8	8	21	19	28	31	47	46	58	65	57	64	75	83	77	74	47	32	2	842	
その他 相 談		中央	29	22	24	26	18	27	31	32	13	22	14	13	19	21	26	21	18	15	2	393	
		西部	2	1	2	1	3	2	2	7	8	3	4	5	2	2	2	19	7	7	0	79	
		計	31	23	26	27	21	29	33	39	21	25	18	18	21	23	28	40	25	22	2	472	
合 計		中央	274	217	231	220	221	197	230	213	193	218	232	204	210	227	224	205	179	127	16	3,838	
		西部	154	124	133	129	125	112	139	141	172	186	154	136	169	180	144	170	128	102	5	2,603	
		計	428	341	364	349	346	309	369	354	365	404	386	340	379	407	368	375	307	229	21	6,441	

d 区別の受付件数

(単位：件)

区 分		管轄	千種	東	北	西	中村	中	昭和	瑞穂	熱田	中川	港	南	守山	緑	名東	天白	その他	計
養護 相談	児童虐待	中央	152	102	203	1	1	175	88	118	0	3	3	1	217	299	326	175	29	1,893
		西部	1	0	1	114	121	2	1	1	62	303	330	181	0	2	2	1	3	1,125
		計	153	102	204	115	122	177	89	119	62	306	333	182	217	301	328	176	32	3,018
	その他	中央	65	34	85	12	5	65	41	36	4	3	2	8	76	106	90	54	109	795
		西部	0	1	3	120	87	4	0	3	63	216	164	117	1	1	5	0	68	853
		計	65	35	88	132	92	69	41	39	67	219	166	125	77	107	95	54	177	1,648
障害相談		中央	9	0	12	0	0	2	10	4	0	0	0	0	20	11	17	6	2	93
		西部	0	0	0	11	6	0	0	0	3	18	11	20	0	0	0	0	2	71
		計	9	0	12	11	6	2	10	4	3	18	11	20	20	11	17	6	4	164
非行相談		中央	9	8	22	0	0	4	4	1	1	0	0	0	9	14	25	13	21	131
		西部	0	0	0	10	19	0	0	0	4	29	59	19	1	0	0	0	25	166
		計	9	8	22	10	19	4	4	1	5	29	59	19	10	14	25	13	46	297
育成相談		中央	44	22	56	1	0	17	36	39	0	0	1	1	58	92	77	33	56	533
		西部	0	0	1	29	25	0	0	1	20	89	75	46	0	0	1	1	21	309
		計	44	22	57	30	25	17	36	40	20	89	76	47	58	92	78	34	77	842
その他 相 談		中央	27	15	57	2	3	14	17	19	1	1	5	2	27	55	24	37	87	393
		西部	0	0	0	5	6	0	0	0	7	11	13	15	0	0	1	0	21	79
		計	27	15	57	7	9	14	17	19	8	12	18	17	27	55	25	37	108	472
合 計		中央	306	181	435	16	9	277	196	217	6	7	11	12	407	577	559	318	304	3,838
		西部	1	1	5	289	264	6	1	5	159	666	652	398	2	3	9	2	140	2,603
		計	307	182	440	305	273	283	197	222	165	673	663	410	409	580	568	320	444	6,441

注：その他は、管外、住所不定・不明など

e 受付件数の推移

(単位：件)

区 分		管轄	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
養護相談	児童虐待	中央	1,100	1,437	1,503	1,834	1,893
		西部	700	728	1,012	1,035	1,125
		計	1,800	2,165	2,515	2,869	3,018
	その他	中央	494	638	724	650	795
		西部	507	618	753	770	853
		計	1,001	1,256	1,477	1,420	1,648
障害相談		中央	306	161	126	113	93
		西部	135	81	87	80	71
		計	441	242	213	193	164
非行相談		中央	132	105	114	93	131
		西部	156	160	126	130	166
		計	288	265	240	223	297
育成相談		中央	488	446	515	504	533
		西部	357	324	283	301	309
		計	845	770	798	805	842
その他相談		中央	251	160	240	394	393
		西部	239	261	44	67	79
		計	490	421	284	461	472
合 計		中央	2,771	2,947	3,222	3,588	3,838
		西部	2,094	2,172	2,305	2,383	2,603
		計	4,865	5,119	5,527	5,971	6,441

(1) 対応

a 対応件数

(単位：件)

区 分		管轄	対 応 件 数（年度中）																		
			面接指導			児童福祉司指導	児童委員指導	児童家庭支援センター指導・指導委託	福祉事務所送致又は通知	訓戒・誓約	児童福祉施設			指定医療機関委託	里親委託	法第27条第1項第4号による家庭裁判所送致	障害児施設等への利用契約	自立援助ホーム入退所	その他の	計	未対応（年度末現在）
			助言指導	継続指導	他機関あっせん						入所	法第27条の3による家庭裁判所送致（再掲）	通所								
養 護	児 童 虐 待	中央	1,321	204	53	40	0	0	47	1	103	0	1	0	10		1	0	5	1,786	213
		西部	949	42	15	6	0	0	58	1	40	0	0	0	1		0	0	0	1,112	151
		計	2,270	246	68	46	0	0	105	2	143	0	1	0	11		1	0	5	2,898	364
護	その他	中央	840	51	87	5	0	0	2	0	41	0	0	0	13		0	0	3	1,042	46
		西部	741	44	55	1	0	0	7	0	34	0	0	0	7		1	1	2	893	41
		計	1,581	95	142	6	0	0	9	0	75	0	0	0	20		1	1	5	1,935	87
障害相談	中央	81	10	5	1	0	0	0	0	11	0	0	0	0		10	0	0	118	11	
	西部	51	3	11	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0		5	0	0	71	10	
	計	132	13	16	1	0	0	0	0	12	0	0	0	0		15	0	0	189	21	
非行相談	中央	56	13	14	10	0	0	0	31	3	0	0	0	0	4	0	0	0	131	26	
	西部	111	13	22	8	0	0	0	7	5	0	0	0	0	2	0	0	3	171	20	
	計	167	26	36	18	0	0	0	38	8	0	0	0	0	6	0	0	3	302	46	
育成相談	中央	478	30	27	1	0	0	0	1	2	0	0	0	0		0	0	0	539	35	
	西部	287	11	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0	0	308	5	
	計	765	41	37	1	0	0	0	1	2	0	0	0	0		0	0	0	847	40	
そ の 他 相 談	中央	364	0	28	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0		0	0	0	394	0	
	西部	70	0	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0	0	80	0	
	計	434	0	38	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0		0	0	0	474	0	
合 計	中央	3,140	308	214	57	0	0	49	33	162	0	1	0	23	4	11	0	8	4,010	331	
	西部	2,209	113	123	15	0	0	65	8	80	0	0	0	8	2	6	1	5	2,635	227	
	計	5,349	421	337	72	0	0	114	41	242	0	1	0	31	6	17	1	13	6,645	558	

b 対応件数の推移

(単位：件)

区 分	管轄	対 応 件 数 (年度中)																		
		面接指導			児童福祉司指導	児童委員指導	児童家庭支援センター指導・指導委託	福祉事務所送致又は通知	訓 戒 ・ 誓 約	児童福祉施設			指定医療機関委託	里親委託	法第27条第1項第4号による家庭裁判所送致	障害児施設等への利用契約	自立援助ホーム入退所	その他の	計	未対応（年度末現在）
		助言指導	継続指導	他機関あっせん						入所	法第27条の3による家庭裁判所送致（再掲）	通所								
25年度	中央	1,986	240	214	53	0	0	0	20	145	0	2	0	15	5	26	1	2	2,709	397
	西部	1,708	121	143	17	0	0	1	15	103	0	0	0	5	0	10	5	1	2,129	220
	計	3,694	361	357	70	0	0	1	35	248	0	2	0	20	5	36	6	3	4,838	617
26年度	中央	2,187	332	207	65	0	0	0	26	128	1	2	0	26	7	13	5	6	3,004	414
	西部	1,765	106	174	27	0	0	0	6	106	0	0	1	20	4	10	1	5	2,225	239
	計	3,952	438	381	92	0	0	0	32	234	1	2	1	46	11	23	6	11	5,229	663
27年度	中央	2,571	360	180	72	0	0	0	8	120	3	1	0	16	7	11	9	6	3,361	312
	西部	1,924	112	134	15	0	0	0	7	107	0	1	0	10	1	13	2	3	2,329	248
	計	4,495	472	314	87	0	0	0	15	227	3	2	0	26	8	24	11	9	5,690	560
28年度	中央	2,930	373	149	45	0	0	0	22	155	3	1	1	26	5	11	6	8	3,732	346
	西部	2,114	106	132	22	0	0	0	14	81	0	2	0	9	4	14	3	5	2,506	189
	計	5,044	479	281	67	0	0	0	36	236	3	3	1	35	9	25	9	13	6,238	535
29年度	中央	3,140	308	214	57	0	0	49	33	162	0	1	0	23	4	11	0	8	4,010	331
	西部	2,209	113	123	15	0	0	65	8	80	0	0	0	8	2	6	1	5	2,635	227
	計	5,349	421	337	72	0	0	114	41	242	0	1	0	31	6	17	1	13	6,645	558

(3) 相談の状況

相談種別のうち、養護相談、非行相談、育成相談、障害相談の状況は以下のとおりである。

ア 養護相談

(ア) 主な問題別受付件数

(単位：件)

区 分		児童相談所受付件数		
		中 央	西 部	両児相合計
養 護 相 談	養護相談（被虐待）	1,893	1,125	3,018
	父 母 死 亡	1	2	3
	父 母 家 出	10	9	19
	両 親 離 別	6	4	10
	傷 病 入 院	74	101	175
	母 親 の 出 産	3	4	7
	未 婚 に よ る 出 産	4	6	10
	逮 捕 拘 禁	16	22	38
	就 労	5	11	16
	多 額 の 借 金	4	2	6
	迷 子	0	2	2
	浮 浪	5	4	9
	親 子 関 係 不 調	66	166	232
	家 族 関 係 不 調	88	62	150
	特 別 養 子 縁 組	5	6	11
	施 設 変 更	0	0	0
	養 育 力	54	127	181
	そ の 他	454	325	779
	計	795	853	1,648
合 計		2,688	1,978	4,666

注：虐待相談件数の詳細は、P29～P38参照

(イ) 養護相談（被虐待を除く）の対応種別件数の推移

(単位：件)

区 分	管轄	施設入所	里親等委託	助言指導	継続指導	その他	計
25年度	中央	48	7	390	41	44	530
	西部	38	4	516	39	36	633
	計	86	11	906	80	80	1,163
26年度	中央	48	13	611	55	62	789
	西部	49	15	604	27	44	739
	計	97	28	1,215	82	106	1,528
27年度	中央	39	12	718	44	75	888
	西部	37	7	708	41	63	856
	計	76	19	1,426	85	138	1,744
28年度	中央	49	16	731	68	48	912
	西部	34	4	720	38	70	866
	計	83	20	1,451	106	118	1,778
29年度	中央	41	13	840	51	97	1,042
	西部	34	7	741	44	67	893
	計	75	20	1,581	95	164	1,935

イ 非行相談

(ア) 主な問題別受付件数

(単位：件)

区 分			児童相談所受付件数		
			中 央	西 部	両児相合計
非 談	犯 相	深 夜 徘徊	2	4	6
		家 出	33	47	80
		不 良 交友	3	0	3
		不 純 異 性交 遊	6	6	12
		持 ち 出し	11	12	23
		怠 学	0	1	1
		そ の 他	13	25	38
		計	68	95	163
行 相 談	触 法 相 談	万 引 き	15	32	47
		自 転 車 盗	4	8	12
		オ ー ト バ イ 盗	2	5	7
		自 動 車 盗	0	0	0
		車 上 盗	0	0	0
		空 巢	0	0	0
		侵 入 盗	4	1	5
		そ の 他 の 窃 盗	5	2	7
		殺 人	0	0	0
		強 盗	0	0	0
		放 火 ・ 失 火	7	2	9
		傷 害 ・ 暴 行	11	10	21
		恐 喝 ・ た か り	3	2	5
		占 有 離 脱 物 横 領	0	1	1
		強 姦	1	2	3
		猥 褻 ・ 性的 悪 戯	5	1	6
		住 居 等 侵 入	0	0	0
		器 物 破 損	1	3	4
		そ の 他	5	2	7
計	63	71	134		
合 計			131	166	297

(イ) 非行相談の対応種別件数の推移

(単位：件)

区 分	管轄	施設入所	里親等委託	助言指導	継続指導	その他	計
25年度	中央	3	0	54	13	66	136
	西部	3	0	116	9	36	164
	計	6	0	170	22	102	300
26年度	中央	9	0	57	7	63	136
	西部	6	0	82	12	50	150
	計	15	0	139	19	113	286
27年度	中央	6	0	56	7	46	115
	西部	6	0	83	18	36	143
	計	12	0	139	25	82	258
28年度	中央	6	0	44	10	41	101
	西部	5	0	91	15	33	144
	計	11	0	135	25	74	245
29年度	中央	3	0	56	13	59	131
	西部	5	0	111	13	42	171
	計	8	0	167	26	101	302

ウ 育成相談

(ア) 主な問題別受付件数

(単位：件)

区 分			児童相談所受付件数		
			中 央	西 部	両児相合計
育 成 相 談	性 格 行 動 相 談	親 子 ・ 友 人 関 係	7	6	13
		内気・わがままなど 性格面に関するもの	4	17	21
		嘘をつく、持ち出し などの問題行動	44	5	49
		チック、緘黙、夜泣、 遺尿遺糞、夜尿	6	4	10
		落 ち 着 き 無 し	10	9	19
		家 庭 内 暴 力	27	24	51
		反 抗 ・ 乱 暴	74	10	84
		いじめ被害・加害	11	3	14
		そ の 他	112	48	160
		計	295	126	421
	不 登 校 相 談		92	61	153
	適 正 相 談		74	94	168
	育児・しつけ相談		72	28	100
	合 計		533	309	842

(イ) 育成相談の対応種別件数の推移

(単位：件)

区 分	管轄	施設入所	里親等委託	助言指導	継続指導	その他	計
25年度	中央	4	1	355	39	60	459
	西部	2	0	299	28	21	350
	計	6	1	654	67	81	809
26年度	中央	3	0	368	35	41	447
	西部	2	0	261	16	30	309
	計	5	0	629	51	71	756
27年度	中央	3	0	436	27	40	506
	西部	1	0	262	11	18	292
	計	4	0	698	38	58	798
28年度	中央	5	0	438	34	23	500
	西部	1	0	268	8	20	297
	計	6	0	706	42	43	797
29年度	中央	2	0	478	30	29	539
	西部	0	0	287	11	10	308
	計	2	0	765	41	39	847

工 障害相談

(ア) 主な問題別受付件数

(単位：件)

区 分	児童相談所受付件数		
	中 央	西 部	両児相合計
肢 体 不 自 由	6	5	11
視 聴 覚 障 害	0	2	2
言 語 発 達 等 障 害	1	2	3
重 症 心 身 障 害	44	28	72
知 的 障 害	34	22	56
自 閉 症 等	8	12	20
計	93	71	164

(イ) 障害相談の対応種別件数の推移

(単位：件)

区 分	管轄	施設入所	障害児施設等 への利用契約	助言指導	継続指導	その他	計
25年度	中央	11	26	269	9	10	325
	西部	1	9	117	4	13	144
	計	12	35	386	13	23	469
26年度	中央	7	13	112	3	9	144
	西部	7	10	95	3	12	127
	計	14	23	207	6	21	271
27年度	中央	6	11	111	14	15	157
	西部	6	13	60	1	8	88
	計	12	24	171	15	23	245
28年度	中央	10	10	87	8	5	120
	西部	2	12	69	5	11	99
	計	12	22	156	13	16	219
29年度	中央	11	10	81	10	6	118
	西部	1	5	51	3	11	71
	計	12	15	132	13	17	189

(ロ) 在宅重症心身障害児（者）訪問療育指導の件数

在宅重症心身障害児（者）の家庭に対して、在宅ケア向上のために、整形外科医、保健師、看護師、児童福祉司などでチームを組んで家庭訪問を行い、療育指導、相談などを行っている。また、住宅改造や成人の方の補装具相談など、必要により身体障害者更生相談所職員との同行訪問も実施している。

(単位：世帯、回)

区 分	訪 問	補 装 具 相 談	整形外科診断 (種別判定)	福 祉 制 度 利 用 相 談	計
18歳未満	世帯数	7	3	5	15
	回数	10	4	5	19
18歳以上	世帯数	7	3	0	10
	回数	10	3	0	13
計	世帯数	14	6	5	25
	回数	20	7	5	32

(I) 在宅重症心身障害児（者）数

(単位：人)

学 齢 別	千種	東	北	西	中村	中	昭和	瑞穂	熱田	中川	港	南	守山	緑	名東	天白	計
就 学 前	4	3	13	5	3	1	4	0	1	6	2	3	13	1	3	7	69
小 学 生	10	3	10	9	4	2	8	4	4	13	6	8	6	12	10	2	111
中 学 生	3	1	2	3	3	0	2	2	2	4	5	3	8	6	6	1	51
18歳未満	1	2	5	6	0	0	4	3	1	3	7	3	3	8	2	4	52
18歳以上	2	9	40	37	27	8	17	17	8	25	36	27	28	40	28	16	365
計	20	18	70	60	37	11	35	26	16	51	56	44	58	67	49	30	648

注：平成30年4月1日現在

(II) 障害児施設への入所状況

障害児施設への入所又は通所による訓練が必要と判断される子ども」については、児童相談所長の措置決定又は意見書に基づく施設受給者証による契約により、入所又は通所が行われる。

障害児施設の利用は、平成18年10月から契約制度が導入された。

(単位：人)

区 分	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度					
						就学前	小学生	中学生	18歳 未満	18歳 以上
福祉型障害児入所施設 〔知的障害児施設〕	87 (14)	73 (14)	81 (14)	77 (5)	74 (3)	0 (0)	18 (0)	15 (0)	34 (0)	7 (3)
福祉型障害児入所施設 〔自閉症児施設〕	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
福祉型障害児入所施設 〔盲ろうあ児施設〕	32 (2)	33 (2)	33 (2)	29 (1)	30 (0)	0 (0)	7 (0)	12 (0)	11 (0)	0 (0)
医療型障害児入所施設 〔肢体不自由児施設〕	7 (1)	10 (2)	11 (2)	12 (3)	12 (2)	2 (1)	7 (0)	3 (1)	0 (0)	0 (0)
医療型障害児入所施設 〔重症心身障害児施設〕	152 (129)	155 (129)	25 (7)	38 (10)	38 (8)	10 (1)	13 (5)	12 (1)	3 (1)	0 (0)
計	278 (146)	271 (147)	150 (25)	156 (19)	154 (13)	12 (2)	45 (5)	42 (2)	48 (1)	7 (3)

注1：平成30年4月1日現在

注2：肢体不自由児施設、重症心身障害児施設には、それぞれ国立病院機構委託病床分を含む。

注3：（ ）内は、契約入所の再掲

注4：18歳以上については、28年度から、18歳以上20歳未満の人数を計上している。

オ 虐待相談（受付）

中央児童相談所・西部児童相談所における児童虐待受付件数は年々増加傾向であり、平成 29 年度は 3,018 件となり、前年度と比較して 5.2%の増で過去最高となっている。

相談の経路別では、警察からの相談が最も多く、全体の 56.6%を占めている。虐待の内容としては、心理的虐待が 60.1%で最も多く、次いで身体的虐待が 22.3%、ネグレクトが 17.0%である。主たる虐待者は実母が 50.3%と高い割合を示している。被虐待児の年齢構成は小学生が 33.5%と最も高く、次いで 3 歳～学齢前児童が 22.6%、0 歳～3 歳未満児童が 22.1%となっている。

(ア) 項目別の虐待受付件数

【虐待種別の受付件数】

(単位：件)

区 分	身体的虐待	保護の怠慢・拒否 (ネグレクト)	性的虐待	心理的虐待	計
中 央	447	328	10	1,108	1,893
西 部	225	184	10	706	1,125
計	672	512	20	1,814	3,018

【経路別の虐待受付件数】

(単位：件)

区 分	家族	親戚	近隣 知人	児童 本人	福 祉 事務所	児童 委員	保健所	医療 機関	児童福 祉施設	警察等	学校等	その他	計
中 央	72	15	312	16	98	3	16	48	47	932	218	116	1,893
西 部	9	18	134	7	17	6	4	26	17	775	64	48	1,125
計	81	33	446	23	115	9	20	74	64	1,707	282	164	3,018

【主な虐待者別の虐待受付件数】

(単位：件)

区 分	父 親		母 親		その他	計
	実父	実父以外の父	実母	実母以外の母		
中 央	664	119	1,064	8	38	1,893
西 部	505	128	454	5	33	1,125
計	1,169	247	1,518	13	71	3,018

【学齢別の虐待受付件数】

(単位：件)

区 分	0～3歳未満	3歳～就学前	小学生	中学生	高校生・その他	計
中 央	437	443	619	237	157	1,893
西 部	231	238	392	147	117	1,125
計	668	681	1,011	384	274	3,018

【区別の虐待受付件数】

(単位：件)

区 分	千種	東	北	西	中村	中	昭和	瑞穂	熱田	中川	港	南	守山	緑	名東	天白	その他	計
中 央	152	102	203	1	1	175	88	118	0	3	3	1	217	299	326	175	29	1,893
西 部	1	0	1	114	121	2	1	1	62	303	330	181	0	2	2	1	3	1,125
計	153	102	204	115	122	177	89	119	62	306	333	182	217	301	328	176	32	3,018

注：その他は、管外、住所不定・不明など

(1) 虐待種別ごとの虐待受付件数

a 虐待の経路別受付件数

(単位：件)

区 分	管轄	家族	親戚	近隣 知人	児童 本人	福 祉 事務所	児童 委員	保健所	医療 機関	児童福 祉施設	警察等	学校等	その他	計
身体的虐待	中央	31	5	43	9	37	0	3	20	22	163	82	32	447
	西部	2	7	17	5	8	0	1	6	9	112	41	17	225
	計	33	12	60	14	45	0	4	26	31	275	123	49	672
保護の怠慢・拒否 (ネグレクト)	中央	6	9	68	2	30	1	5	12	4	101	49	41	328
	西部	1	10	48	1	7	6	2	7	3	71	14	14	184
	計	7	19	116	3	37	7	7	19	7	172	63	55	512
性的虐待	中央	1	0	1	0	1	0	0	1	0	1	4	1	10
	西部	1	0	1	0	0	0	1	0	2	3	2	0	10
	計	2	0	2	0	1	0	1	1	2	4	6	1	20
心理的虐待	中央	34	1	200	5	30	2	8	15	21	667	83	42	1,108
	西部	5	1	68	1	2	0	0	13	3	589	7	17	706
	計	39	2	268	6	32	2	8	28	24	1,256	90	59	1,814
合 計	中央	72	15	312	16	98	3	16	48	47	932	218	116	1,893
	西部	9	18	134	7	17	6	4	26	17	775	64	48	1,125
	計	81	33	446	23	115	9	20	74	64	1,707	282	164	3,018

b 虐待の主な虐待者別受付件数

(単位：件)

区 分	管轄	父 親		母 親		その他	計
		実父	実父以外の父	実母	実母以外の母		
身体的虐待	中央	159	51	224	6	7	447
	西部	94	23	99	4	5	225
	計	253	74	323	10	12	672
保護の怠慢・拒否 (ネグレクト)	中央	32	0	287	0	9	328
	西部	14	5	158	1	6	184
	計	46	5	445	1	15	512
性的虐待	中央	5	2	1	0	2	10
	西部	1	6	0	0	3	10
	計	6	8	1	0	5	20
心理的虐待	中央	468	66	552	2	20	1,108
	西部	396	94	197	0	19	706
	計	864	160	749	2	39	1,814
合 計	中央	664	119	1,064	8	38	1,893
	西部	505	128	454	5	33	1,125
	計	1,169	247	1,518	13	71	3,018

c 虐待の学齢別受付件数

(単位：件)

区 分	管轄	0～3歳未満	3歳～就学前	小学生	中学生	高校生 その他	計
身体的虐待	中央	51	94	156	90	56	447
	西部	16	31	90	46	42	225
	計	67	125	246	136	98	672
保護の怠慢・拒否 (ネグレクト)	中央	73	84	110	43	18	328
	西部	40	53	67	16	8	184
	計	113	137	177	59	26	512
性的虐待	中央	0	1	5	1	3	10
	西部	1	1	1	2	5	10
	計	1	2	6	3	8	20
心理的虐待	中央	313	264	348	103	80	1,108
	西部	174	153	234	83	62	706
	計	487	417	582	186	142	1,814
合 計	中央	437	443	619	237	157	1,893
	西部	231	238	392	147	117	1,125
	計	668	681	1,011	384	274	3,018

(ウ) 虐待受付件数の推移

a 虐待の種別受付件数の推移

(単位：件)

区 分	管轄	身体的虐待	保護の怠慢・拒否 (ネグレクト)	性的虐待	心理的虐待	計
25年度	中央	341	230	17	512	1,100
	西部	157	165	10	368	700
	計	498	395	27	880	1,800
26年度	中央	389	363	10	675	1,437
	西部	131	160	6	431	728
	計	520	523	16	1,106	2,165
27年度	中央	369	335	16	783	1,503
	西部	150	219	4	639	1,012
	計	519	554	20	1,422	2,515
28年度	中央	419	324	9	1,082	1,834
	西部	167	165	6	697	1,035
	計	586	489	15	1,779	2,869
29年度	中央	447	328	10	1,108	1,893
	西部	225	184	10	706	1,125
	計	672	512	20	1,814	3,018

b 虐待の経路別受付件数の推移

(単位：件)

区 分	管轄	家族	親戚	近隣 知人	児童 本人	福 祉 事務所	児童 委員	保健所	医療 機関	児童福 祉施設	警察等	学校等	その他	計
25年度	中央	89	14	244	12	38	1	16	51	23	437	104	71	1,100
	西部	23	3	123	6	12	4	3	20	12	411	48	35	700
	計	112	17	367	18	50	5	19	71	35	848	152	106	1,800
26年度	中央	105	21	198	11	71	6	27	43	40	571	205	139	1,437
	西部	16	1	106	2	13	5	2	14	13	450	38	68	728
	計	121	22	304	13	84	11	29	57	53	1,021	243	207	2,165
27年度	中央	85	18	253	8	69	0	18	33	41	694	154	130	1,503
	西部	18	19	150	2	26	0	6	20	13	662	49	47	1,012
	計	103	37	403	10	95	0	24	53	54	1,356	203	177	2,515
28年度	中央	83	24	343	6	65	0	9	45	44	886	196	133	1,834
	西部	19	10	133	3	19	0	7	18	3	720	42	61	1,035
	計	102	34	476	9	84	0	16	63	47	1,606	238	194	2,869
29年度	中央	72	15	312	16	98	3	16	48	47	932	218	116	1,893
	西部	9	18	134	7	17	6	4	26	17	775	64	48	1,125
	計	81	33	446	23	115	9	20	74	64	1,707	282	164	3,018

c 虐待の主な虐待者別受付件数の推移

(単位：件)

区 分	管轄	父 親		母 親		その他	計
		実父	実父以外の父	実母	実母以外の母		
25年度	中央	431	85	558	2	24	1,100
	西部	294	63	298	10	35	700
	計	725	148	856	12	59	1,800
26年度	中央	522	52	839	3	21	1,437
	西部	333	57	316	4	18	728
	計	855	109	1,155	7	39	2,165
27年度	中央	575	77	825	3	23	1,503
	西部	465	77	426	17	27	1,012
	計	1,040	154	1,251	20	50	2,515
28年度	中央	680	109	1,025	3	17	1,834
	西部	473	140	403	2	17	1,035
	計	1,153	249	1,428	5	34	2,869
29年度	中央	664	119	1,064	8	38	1,893
	西部	505	128	454	5	33	1,125
	計	1,169	247	1,518	13	71	3,018

d 虐待の学齢別受付件数の推移

(単位：件)

区 分	管轄	0～3歳未満	3歳～就学前	小学生	中学生	高校生 その他	計
25年度	中央	217	301	390	146	46	1,100
	西部	130	194	258	90	28	700
	計	347	495	648	236	74	1,800
26年度	中央	359	367	494	167	50	1,437
	西部	156	232	230	80	30	728
	計	515	599	724	247	80	2,165
27年度	中央	367	409	461	193	73	1,503
	西部	242	261	328	125	56	1,012
	計	609	670	789	318	129	2,515
28年度	中央	394	370	630	268	172	1,834
	西部	236	225	376	132	66	1,035
	計	630	595	1,006	400	238	2,869
29年度	中央	437	443	619	237	157	1,893
	西部	231	238	392	147	117	1,125
	計	668	681	1,011	384	274	3,018

e 虐待の区別受付件数の推移

(単位：件)

区 分	管轄	千種	東	北	西	中村	中	昭和	瑞穂	熱田	中川	港	南	守山	緑	名東	天白	その他	計
25年度	中央	77	67	101	6	0	90	75	50	0	3	5	2	111	245	143	95	30	1,100
	西部	4	0	0	77	78	3	0	0	12	147	206	150	2	0	3	4	14	700
	計	81	67	101	83	78	93	75	50	12	150	211	152	113	245	146	99	44	1,800
26年度	中央	122	90	216	4	3	81	77	98	0	3	0	2	156	236	200	113	36	1,437
	西部	1	3	0	77	76	3	0	0	19	182	205	128	1	4	0	1	28	728
	計	123	93	216	81	79	84	77	98	19	185	205	130	157	240	200	114	64	2,165
27年度	中央	107	74	241	1	2	135	83	84	0	0	0	7	168	256	201	128	16	1,503
	西部	1	0	1	107	124	1	0	0	30	355	252	129	0	1	0	0	11	1,012
	計	108	74	242	108	126	136	83	84	30	355	252	136	168	257	201	128	27	2,515
28年度	中央	173	90	267	3	1	121	109	84	0	2	0	2	283	297	218	164	20	1,834
	西部	0	0	0	117	139	2	0	0	40	310	247	175	0	1	0	0	4	1,035
	計	173	90	267	120	140	123	109	84	40	312	247	177	283	298	218	164	24	2,869
29年度	中央	152	102	203	1	1	175	88	118	0	3	3	1	217	299	326	175	29	1,893
	西部	1	0	1	114	121	2	1	1	62	303	330	181	0	2	2	1	3	1,125
	計	153	102	204	115	122	177	89	119	62	306	333	182	217	301	328	176	32	3,018

注：その他は、管外、住所不定・不明など

力 虐待相談（対応）

児童相談所において受理した相談に対し、在宅指導、施設入所措置などの援助の方針決定を行った件数を対応件数として計上しており、中央児童相談所・西部児童相談所における平成 29 年度の虐待対応件数は前年度から 5.5%増加し、過去最高の 2,898 件となっている。

虐待対応件数の経路別では、警察からの相談が最も多く、全体の 59.0%を占めている。虐待の内容としては、心理的虐待が 59.2%で最も多く、次いで身体的虐待が 22.9%、ネグレクトが 17.2%である。主たる虐待者は実母が 49.0%と高い割合を示している。被虐待児の年齢構成は小学生が 33.6%と最も多く、次いで 3 歳～学齢前児童が 24.0%となっている。

(ア) 項目別の虐待対応件数

【虐待種別の対応件数】

(単位：件)

区 分	身体的虐待	保護の怠慢・拒否 (ネグレクト)	性的虐待	心理的虐待	計
中 央	448	321	10	1,007	1,786
西 部	217	178	8	709	1,112
計	665	499	18	1,716	2,898

【経路別の虐待対応件数】

(単位：件)

区 分	家族	親戚	近隣 知人	児童 本人	福 社 事務所	児童 委員	保健所	医療 機関	児童福 祉施設	警察等	学校等	その他	計
中 央	84	9	198	13	100	1	17	47	63	918	216	120	1,786
西 部	11	11	124	7	17	0	4	18	16	791	62	51	1,112
計	95	20	322	20	117	1	21	65	79	1,709	278	171	2,898

【主な虐待者別の虐待対応件数】

(単位：件)

区 分	父 親		母 親		その他	計
	実父	実父以外の父	実母	実母以外の母		
中 央	648	123	971	8	36	1,786
西 部	498	136	449	6	23	1,112
計	1,146	259	1,420	14	59	2,898

【学齢別の虐待対応件数】

(単位：件)

区 分	0～3歳未満	3歳～就学前	小学生	中学生	高校生・その他	計
中 央	363	438	585	233	167	1,786
西 部	218	257	389	136	112	1,112
計	581	695	974	369	279	2,898

【区別の虐待対応件数】

(単位：件)

区 分	千 種	東	北	西	中 村	中	昭 和	瑞 穂	熱 田	中 川	港	南	守 山	緑	名 東	天 白	そ の 他	計
中 央	172	85	189	4	0	152	86	116	0	2	5	3	206	250	317	157	42	1,786
西 部	0	0	1	134	137	2	0	1	55	271	315	184	0	2	2	1	7	1,112
計	172	85	190	138	137	154	86	117	55	273	320	187	206	252	319	158	49	2,898

注：その他は、管外、住所不定・不明など

(イ) 虐待種別ごとの虐待対応件数

a 虐待の経路別対応件数

(単位：件)

区 分	管轄	家族	親戚	近隣 知人	児童 本人	福 社 事務所	児童 委員	保健所	医療 機関	児童福 祉施設	警察等	学校等	その他	計
身体的虐待	中央	39	4	32	6	39	0	2	17	32	150	93	34	448
	西部	2	1	20	4	7	0	0	6	11	106	42	18	217
	計	41	5	52	10	46	0	2	23	43	256	135	52	665
保護の怠慢・拒否 (ネグレクト)	中央	10	2	41	2	40	1	6	14	9	112	37	47	321
	西部	4	9	43	1	8	0	2	5	3	82	9	12	178
	計	14	11	84	3	48	1	8	19	12	194	46	59	499
性的虐待	中央	0	0	1	0	1	0	0	1	0	2	4	1	10
	西部	0	0	1	0	0	0	1	0	0	4	1	1	8
	計	0	0	2	0	1	0	1	1	0	6	5	2	18
心理的虐待	中央	35	3	124	5	20	0	9	15	22	654	82	38	1,007
	西部	5	1	60	2	2	0	1	7	2	599	10	20	709
	計	40	4	184	7	22	0	10	22	24	1,253	92	58	1,716
合 計	中央	84	9	198	13	100	1	17	47	63	918	216	120	1,786
	西部	11	11	124	7	17	0	4	18	16	791	62	51	1,112
	計	95	20	322	20	117	1	21	65	79	1,709	278	171	2,898

b 虐待の主な虐待者別対応件数

(単位：件)

区 分	管轄	父 親		母 親		その他	計
		実父	実父以外の父	実母	実母以外の母		
身体的虐待	中央	147	54	233	5	9	448
	西部	85	20	102	4	6	217
	計	232	74	335	9	15	665
保護の怠慢・拒否 (ネグレクト)	中央	31	0	283	0	7	321
	西部	14	5	156	1	2	178
	計	45	5	439	1	9	499
性的虐待	中央	5	3	1	0	1	10
	西部	2	5	0	0	1	8
	計	7	8	1	0	2	18
心理的虐待	中央	465	66	454	3	19	1,007
	西部	397	106	191	1	14	709
	計	862	172	645	4	33	1,716
合 計	中央	648	123	971	8	36	1,786
	西部	498	136	449	6	23	1,112
	計	1,146	259	1,420	14	59	2,898

c 虐待の学齢別対応件数

(単位：件)

区 分	管轄	0～3歳未満	3歳～就学前	小学生	中学生	高校生 その他	計
身体的虐待	中央	44	88	162	93	61	448
	西部	9	34	89	43	42	217
	計	53	122	251	136	103	665
保護の怠慢・拒否 (ネグレクト)	中央	68	102	93	35	23	321
	西部	31	55	72	12	8	178
	計	99	157	165	47	31	499
性的虐待	中央	0	1	2	2	5	10
	西部	0	0	1	2	5	8
	計	0	1	3	4	10	18
心理的虐待	中央	251	247	328	103	78	1,007
	西部	178	168	227	79	57	709
	計	429	415	555	182	135	1,716
合 計	中央	363	438	585	233	167	1,786
	西部	218	257	389	136	112	1,112
	計	581	695	974	369	279	2,898

(ウ) 虐待対応件数の推移

a 虐待の種別対応件数の推移

(単位：件)

区 分	管轄	身体的虐待	保護の怠慢・拒否 (ネグレクト)	性的虐待	心理的虐待	計
25年度	中央	318	218	13	466	1,015
	西部	134	175	9	279	597
	計	452	393	22	745	1,612
26年度	中央	358	359	13	601	1,331
	西部	140	147	9	342	638
	計	498	506	22	943	1,969
27年度	中央	388	321	18	730	1,457
	西部	123	220	5	557	905
	計	511	541	23	1,287	2,362
28年度	中央	427	286	7	987	1,707
	西部	178	181	14	667	1,040
	計	605	467	21	1,654	2,747
29年度	中央	448	321	10	1,007	1,786
	西部	217	178	8	709	1,112
	計	665	499	18	1,716	2,898

b 虐待の経路別対応件数の推移

(単位：件)

区 分	管轄	家族	親戚	近隣知人	児童本人	福祉事務所	児童委員	保健所	医療機関	児童福祉施設	警察等	学校等	その他	計
25年度	中央	76	13	246	11	29	2	23	42	15	409	92	57	1,015
	西部	29	4	48	6	25	3	6	14	8	366	50	38	597
	計	105	17	294	17	54	5	29	56	23	775	142	95	1,612
26年度	中央	100	15	154	9	63	5	28	57	32	539	204	125	1,331
	西部	18	1	56	2	21	1	2	17	14	406	43	57	638
	計	118	16	210	11	84	6	30	74	46	945	247	182	1,969
27年度	中央	117	22	146	9	83	1	21	42	32	689	176	119	1,457
	西部	27	16	115	1	20	5	6	16	16	589	47	47	905
	計	144	38	261	10	103	6	27	58	48	1,278	223	166	2,362
28年度	中央	98	21	219	9	66	0	20	48	54	873	191	108	1,707
	西部	19	9	107	4	33	0	6	19	10	724	46	63	1,040
	計	117	30	326	13	99	0	26	67	64	1,597	237	171	2,747
29年度	中央	84	9	198	13	100	1	17	47	63	918	216	120	1,786
	西部	11	11	124	7	17	0	4	18	16	791	62	51	1,112
	計	95	20	322	20	117	1	21	65	79	1,709	278	171	2,898

c 虐待の主な虐待者別対応件数の推移

(単位：件)

区 分	管轄	父 親		母 親		その他	計
		実父	実父以外の父	実母	実母以外の母		
25年度	中央	403	71	519	2	20	1,015
	西部	231	58	268	8	32	597
	計	634	129	787	10	52	1,612
26年度	中央	494	71	738	4	24	1,331
	西部	298	63	249	6	22	638
	計	792	134	987	10	46	1,969
27年度	中央	600	85	741	4	27	1,457
	西部	431	60	384	8	22	905
	計	1,031	145	1,125	12	49	2,362
28年度	中央	658	111	905	3	30	1,707
	西部	485	124	393	6	32	1,040
	計	1,143	235	1,298	9	62	2,747
29年度	中央	648	123	971	8	36	1,786
	西部	498	136	449	6	23	1,112
	計	1,146	259	1,420	14	59	2,898

d 虐待の学齢別対応件数の推移

(単位：件)

区 分	管轄	0～3歳未満	3歳～就学前	小学生	中学生	高校生 その他	計
25年度	中央	249	194	369	142	61	1,015
	西部	131	108	232	88	38	597
	計	380	302	601	230	99	1,612
26年度	中央	393	219	459	197	63	1,331
	西部	161	136	226	76	39	638
	計	554	355	685	273	102	1,969
27年度	中央	355	269	502	223	108	1,457
	西部	245	169	307	127	57	905
	計	600	438	809	350	165	2,362
28年度	中央	390	335	605	241	136	1,707
	西部	242	194	371	154	79	1,040
	計	632	529	976	395	215	2,747
29年度	中央	363	438	585	233	167	1,786
	西部	218	257	389	136	112	1,112
	計	581	695	974	369	279	2,898

e 虐待の区別対応件数の推移

(単位：件)

区 分	管轄	千種	東	北	西	中村	中	昭和	瑞穂	熱田	中川	港	南	守山	緑	名東	天白	その他	計
25年度	中央	71	68	106	2	1	99	49	50	0	0	1	2	85	260	111	86	24	1,015
	西部	3	0	0	76	70	1	0	0	10	141	146	134	2	0	0	0	14	597
	計	74	68	106	78	71	100	49	50	10	141	147	136	87	260	111	86	38	1,612
26年度	中央	102	69	202	5	3	92	73	72	0	3	1	3	142	252	188	85	39	1,331
	西部	1	3	0	78	71	3	0	0	16	158	178	95	1	4	0	1	29	638
	計	103	72	202	83	74	95	73	72	16	161	179	98	143	256	188	86	68	1,969
27年度	中央	116	67	230	1	2	130	82	84	0	0	0	11	170	239	187	119	19	1,457
	西部	1	0	3	74	113	0	0	0	24	304	236	132	0	1	1	3	13	905
	計	117	67	233	75	115	130	82	84	24	304	236	143	170	240	188	122	32	2,362
28年度	中央	164	85	247	3	1	110	107	72	0	4	0	3	255	283	193	143	37	1,707
	西部	0	0	0	104	130	2	0	0	50	341	252	155	0	1	0	0	5	1,040
	計	164	85	247	107	131	112	107	72	50	345	252	158	255	284	193	143	42	2,747
29年度	中央	172	85	189	4	0	152	86	116	0	2	5	3	206	250	317	157	42	1,786
	西部	0	0	1	134	137	2	0	1	55	271	315	184	0	2	2	1	7	1,112
	計	172	85	190	138	137	154	86	117	55	273	320	187	206	252	319	158	49	2,898

注：その他は、管外、住所不定・不明など

(4) 一時保護の状況

一時保護所は、子どもを好ましくない環境から保護したり、短期の入所による指導や行動観察を行ったりすることを目的として、次のような子どもを保護している。

- 保護者の家出・死亡・疾病等により、家庭での養育が困難な子ども
- 棄児・迷子・被虐待児等環境的な問題のある子ども
- 窃盗・恐かつ等触法行為のある又は、将来そのおそれのある子ども
- 家出・乱暴・不登校等の問題行動のある子ども

入所中は、児童指導員や保育士が生活指導・学習指導・保育にあたるほか、児童福祉司や児童心理司、医師や看護師等の職員が協力して指導にあたる。学齢児は、午前中基礎学力を身につけることを目的とした学習をし、午後は体育、レクリエーションといった集団活動を中心に行っている。学齢に満たない子どもについては、食事、排泄等の基本的な生活習慣を身につけるよう援助している。

子どもが乳幼児の場合は、専門的なケアが必要であることから乳児院に委託して一時保護を行っており、学齢児も一時保護所の定員が満床の場合には児童養護施設へ委託一時保護を行う等、適切に一時保護が行われるよう配慮している。

ア 一時保護所の受付及び対応件数

平成 29 年度の両児相の一時保護所の受付（入所）人数は、907 人であり、そのうち虐待相談が 69.1%を占めている。

対応では、児童福祉施設入所は 25.9%となっている。一方、帰宅するケースが 55.4%と大きな割合を占めている。

(単位：人・日)

区 分		管轄	前年度末 継続保護	受 付 (年度中)					対 応 (年度中)								年度末 継続保護
				5歳	6歳 11歳	12歳 14歳	15歳以上	計	児童福祉施設入所	里親委託	他機関移送	家庭裁判所送致	帰宅	その他	計	延べ日数	
養 護	児童虐待	中央	22	85	156	113	73	427	117	30	22	0	224	28	421	9,259	28
		西部	7	51	69	43	37	200	53	3	20	0	112	7	195	4,999	12
		計	29	136	225	156	110	627	170	33	42	0	336	35	616	14,258	40
	その他	中央	3	11	21	8	16	56	15	6	1	0	27	6	55	1,385	4
		西部	2	13	34	24	16	87	21	3	1	0	56	2	83	1,874	6
		計	5	24	55	32	32	143	36	9	2	0	83	8	138	3,259	10
障 害		中央	0	0	1	1	2	4	2	0	0	0	1	1	4	37	0
		西部	0	0	0	3	4	7	2	0	0	0	5	0	7	64	0
		計	0	0	1	4	6	11	4	0	0	0	6	1	11	101	0
非 行		中央	1	0	0	11	24	35	8	1	10	0	13	2	34	670	2
		西部	1	0	2	14	25	41	3	0	12	1	22	2	40	725	2
		計	2	0	2	25	49	76	11	1	22	1	35	4	74	1,395	4
育 成 等		中央	1	0	12	20	10	42	8	1	5	0	27	2	43	841	0
		西部	1	0	2	3	3	8	2	0	0	0	7	0	9	100	0
		計	2	0	14	23	13	50	10	1	5	0	34	2	52	941	0
人 数 合 計		中央	27	96	190	153	125	564	150	38	38	0	292	39	557	12,192	34
		西部	11	64	107	87	85	343	81	6	33	1	202	11	334	7,762	20
		計	38	160	297	240	210	907	231	44	71	1	494	50	891	19,954	54
延べ日数合計		中央							4,503	817	461	0	5,652	759	12,192		
		西部							2,793	192	202	71	3,961	543	7,762		
		計							7,296	1,009	663	71	9,613	1,302	19,954		

イ 委託一時保護の受付及び対応件数

(単位：人・日)

区 分		管轄	前年度末 継続保護	受 付（年度中）					対 応（年度中）								年度末 継続保護
				5歳	6歳 11歳	12歳 14歳	15歳以上	計	児童福祉施設入所	里親委託	他機関移送	家庭裁判所送致	帰宅	その他	計	延べ日数	
養 護	児童虐待	中央	23	123	79	22	32	256	98	9	11	0	77	41	236	11,604	43
		西部	4	29	15	5	3	52	32	1	2	0	14	4	53	2,970	3
		計	27	152	94	27	35	308	130	10	13	0	91	45	289	14,574	46
	その他	中央	13	70	21	8	8	107	28	5	4	0	49	21	107	5,762	13
		西部	2	36	7	4	2	49	13	0	4	0	21	6	44	1,621	7
		計	15	106	28	12	10	156	41	5	8	0	70	27	151	7,383	20
障 害	中央	3	6	9	1	11	27	12	0	0	0	15	3	30	770	0	
	西部	0	5	4	1	6	16	1	0	0	0	9	5	15	237	1	
	計	3	11	13	2	17	43	13	0	0	0	24	8	45	1,007	1	
非 行	中央	1	0	0	2	3	5	0	0	1	1	1	3	6	435	0	
	西部	1	0	0	0	1	1	0	0	1	0	0	1	2	86	0	
	計	2	0	0	2	4	6	0	0	2	1	1	4	8	521	0	
育 成 等	中央	2	11	3	4	5	23	6	0	1	1	11	4	23	293	2	
	西部	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	9	0	
	計	3	11	3	4	5	23	6	0	1	1	12	4	24	302	2	
人 数 合 計	中央	42	210	112	37	59	418	144	14	17	2	153	72	402	18,864	58	
	西部	8	70	26	10	12	118	46	1	7	0	45	16	115	4,923	11	
	計	50	280	138	47	71	536	190	15	24	2	198	88	517	23,787	69	

ウ 委託一時保護（委託先別）の対応件数

(単位：人・日)

区 分		管轄	委 託 解 除 (年度中)										延 べ 日 数
			児 童 福 祉 施 設							里 親	そ の 他	計	
			警 察 等	児 童 養 護 施 設	乳 児 院	児 童 自 立 支 援 施 設	情 緒 障 害 児 短 期 治 療 施 設	障 害 児 関 係 施 設	そ の 他 の 施 設				
養 護	児童 虐待	中央	0	74	48	0	6	16	9	44	39	236	11,604
		西部	0	18	17	0	3	2	0	4	9	53	2,970
		計	0	92	65	0	9	18	9	48	48	289	14,574
	その他	中央	3	12	49	0	4	1	0	19	19	107	5,762
		西部	0	9	21	0	0	2	0	5	7	44	1,621
		計	3	21	70	0	4	3	0	24	26	151	7,383
障 害		中央	0	0	1	0	0	19	0	0	10	30	770
		西部	0	0	0	0	0	2	0	0	13	15	237
		計	0	0	1	0	0	21	0	0	23	45	1,007
非 行		中央	0	1	0	0	0	0	2	0	3	6	435
		西部	1	0	0	0	0	0	0	0	1	2	86
		計	1	1	0	0	0	0	2	0	4	8	521
育 成 等		中央	0	4	0	0	1	0	0	0	18	23	293
		西部	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	9
		計	0	4	0	1	1	0	0	0	18	24	302
人 数 合 計		中央	3	91	98	0	11	36	11	63	89	402	18,864
		西部	1	27	38	1	3	6	0	9	30	115	4,923
		計	4	118	136	1	14	42	11	72	119	517	23,787
延べ日数合計		中央	3	4,043	5,986	0	411	864	1,973	1,509	4,075	18,864	
		西部	1	1,149	1,410	9	533	1,004	0	175	642	4,923	
		計	4	5,192	7,396	9	944	1,868	1,973	1,684	4,717	23,787	

エ 一時保護所及び委託一時保護の状況

(単位：人・日)

区 分			一時保護所			委託一時保護			合 計		
			中央	西部	計	中央	西部	計	中央	西部	計
養 護	児 童 虐 待	人 数	427	200	627	256	52	308	683	252	935
		日 数	9,259	4,999	14,258	11,604	2,970	14,574	20,863	7,969	28,832
		平均日数	21.7	25.0	22.7	45.3	57.1	47.3	30.5	31.6	30.8
		1日人数	25.4	13.7	39.1	31.8	8.1	39.9	57.2	21.8	79.0
	そ の 他	人 数	56	87	143	107	49	156	163	136	299
		日 数	1,385	1,874	3,259	5,762	1,621	7,383	7,147	3,495	10,642
		平均日数	24.7	21.5	22.8	53.9	33.1	47.3	43.8	25.7	35.6
		1日人数	3.8	5.1	8.9	15.8	4.4	20.2	19.6	9.6	29.2
障 害		人 数	4	7	11	27	16	43	31	23	54
		日 数	37	64	101	770	237	1,007	807	301	1,108
		平均日数	9.3	9.1	9.2	28.5	14.8	23.4	26.0	13.1	20.5
		1日人数	0.1	0.2	0.3	2.1	0.6	2.8	2.2	0.8	3.0
非 行		人 数	35	41	76	5	1	6	40	42	82
		日 数	670	725	1,395	435	86	521	1,105	811	1,916
		平均日数	19.1	17.7	18.4	87.0	86.0	86.8	27.6	19.3	23.4
		1日人数	1.8	2.0	3.8	1.2	0.2	1.4	3.0	2.2	5.2
育 成 等		人 数	42	8	50	23	0	23	65	8	73
		日 数	841	100	941	293	9	302	1,134	109	1,243
		平均日数	20.0	12.5	18.8	12.7	0.0	13.1	17.4	13.6	17.0
		1日人数	2.3	0.3	2.6	0.8	0.0	0.8	3.1	0.3	3.4
合 計		人 数	564	343	907	418	118	536	982	461	1,443
		日 数	12,192	7,762	19,954	18,864	4,923	23,787	31,056	12,685	43,741
		平均日数	21.6	22.6	22.0	45.1	41.7	44.4	31.6	27.5	30.3
		1日人数	33.4	21.3	54.7	51.7	13.5	65.2	85.1	34.8	119.8

オ 一時保護所及び委託一時保護の状況の推移

(単位：人・日)

区 分		一時保護所			委託一時保護			合 計		
		中央	西部	計	中央	西部	計	中央	西部	計
25年度	人 数	352	246	598	204	143	347	556	389	945
	日 数	8,110	6,958	15,068	7,221	4,273	11,494	15,331	11,231	26,562
	平均日数	23.0	28.3	25.2	35.4	29.9	33.1	27.6	28.9	28.1
	1日人数	22.2	19.1	41.3	19.8	11.7	31.5	42.0	30.8	72.8
26年度	人 数	354	274	628	193	113	306	547	387	934
	日 数	10,029	7,275	17,304	6,216	4,324	10,540	16,245	11,599	27,844
	平均日数	28.3	26.6	27.6	32.2	38.3	34.4	29.7	30.0	29.8
	1日人数	27.5	19.9	47.4	17.0	11.8	28.9	44.5	31.8	76.3
27年度	人 数	465	279	744	276	109	385	741	388	1,129
	日 数	10,468	7,401	17,869	10,590	4,950	15,540	21,058	12,351	33,409
	平均日数	22.5	26.5	24.0	38.4	45.4	40.4	28.4	31.8	29.6
	1日人数	28.6	20.2	48.8	28.9	13.5	42.5	57.5	33.7	91.3
28年度	人 数	530	266	796	367	81	448	897	347	1,244
	日 数	11,891	6,418	18,309	16,510	3,425	19,935	28,401	9,843	38,244
	平均日数	22.4	24.1	23.0	45.0	42.3	44.5	31.7	28.4	30.7
	1日人数	32.6	17.6	50.2	45.2	9.4	54.6	77.8	27.0	104.8
29年度	人 数	564	343	907	418	118	536	982	461	1,443
	日 数	12,192	7,762	19,954	18,864	4,923	23,787	31,056	12,685	43,741
	平均日数	21.6	22.6	22.0	45.1	41.7	44.4	31.6	27.5	30.3
	1日人数	33.4	21.3	54.7	51.7	13.5	65.2	85.1	34.8	119.8

(5) 児童虐待に対する司法的対応等の推移

ア 施設入所承認請求

保護者が子どもを虐待するなどにより、保護者に監護させることが著しく子どもの福祉を侵害するため、施設入所措置が必要と判断される場合において、親権者が施設入所措置を拒否する意思表示をしている場合であっても、児童相談所長は、家庭裁判所の承認を得て、施設入所措置をとることができる。

(単位：件)

区 分	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
中 央	2	1	1	0	7 (2)
西 部	3	0	3	1	0 (0)
計	5	1	4	1	7 (2)

注1：28年度までは新規の件数のみ計上していたが、29年度からは新規に加え更新を含めた件数を計上している。

注2：()内は、更新件数の再掲

イ 出頭要求

児童虐待が行われているおそれがあり、児童相談所や関係機関の家庭訪問に応じない等、長期間子どもの安全を目視、現認できない事例について、保護者に対し子どもを同伴して児童相談所等に出頭することを文書で求めるもの。

(単位：件)

区 分	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
中 央	0	0	2	3 (1)	1
西 部	0	0	0	0	0
計	0	0	2	3 (1)	1

注：()内は、再出頭要求の再掲

ウ 立入調査

保護者が出頭要求に応じない場合、子どもの住所又は居所に立ち入り、必要な調査等を行うもの。なお、身体的虐待やネグレクトケースで生命に関わる重大な事態に至ることが予見される場合には、出頭要求を経ることなく、立入調査を実施することも可能となっている。

(単位：件)

区 分	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
中 央	1	4	6	9	7
西 部	0	1	3	0	0
計	1	5	9	9	7

エ 警察への援助要請

児童虐待については、緊急の通報への対応、児童相談所への虐待通告など警察と児童相談所が連携してあたることが重要であり、以前から保護者対応、立ち入り調査などについて愛知県警察と協力しており、今後もより緊密な連携を行うもの。

(単位：件)

区 分	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
中 央	5	8	15	17	8
西 部	2	3	4	1	1
計	7	11	19	18	9

(6) 家庭裁判所送致の推移

児童相談所は触法少年及びぐ犯少年を家庭裁判所の審判に付することが適当と判断した場合や、子どもの行動自由の制限を行うことがやむを得ないと判断した場合には、家庭裁判所への送致を行っている。また、家庭裁判所が調査、審判した結果、児童に児童福祉法上の措置が適当と認めるときは家庭裁判所から児童相談所長への送致が行われる。

ア 児童相談所から家庭裁判所への送致

(単位：件)

区 分	管轄	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
児 童 福 祉 法 第 27 条 1 項 4 号	中央	6	6	7	9	4
	西部	2	5	1	3	2
	計	8	11	8	12	6
児 童 福 祉 法 第 27 条 の 3	中央	2	1	2		1
	西部					
	計	2	1	2	0	1

注1：児童福祉法第27条1項4号：触法少年及びぐ犯少年を家庭裁判所の審判に付することが適当と認められる場合に行う。

注2：児童福祉法第27条の3：児童自立支援施設入所中等の子どもの行動自由の制限を行うことがやむを得ない事情があると認められる場合に行う。

イ 家庭裁判所からの送致

(単位：件)

区 分	管轄	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
ぐ 犯	中央					
	西部		1			
	計		1			
窃 盗	中央					2
	西部				1	
	計				1	2
暴 行 ・ 傷 害	中央	1	2			1
	西部	1				
	計	2	2			1
恐 喝	中央					
	西部					
	計					
占有離脱物横領	中央					
	西部					
	計					
建 造 物 侵 入	中央					
	西部					
	計					
そ の 他	中央		1		1	1
	西部			1		
	計		1	1	1	1
合 計	中央	1	3		1	4
	西部	1	1	1	1	
	計	2	4	1	2	4

(7) 措置の状況

ア 施設措置の状況

児童福祉法第27条第1項第3号に基づき、家庭での生活が困難と判断される子どもを児童福祉施設等に入所させ、適切な援助を行っている。

(ア) 措置児童の入退所別人数の推移

(単位：人)

区 分		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
乳 児 院	入所	57	43	44	41	50
	退所	60	65	42	44	60
児 童 養 護 施 設	入所	150	129	130	139	142
	退所	125	123	123	153	125
児童心理治療施設	入所	12	23	19	23	14
	退所	22	18	17	24	16
児童自立支援施設	入所	13	24	12	18	11
	退所	20	10	19	19	14
里親委託	里 親	入所	25	34	25	30
		退所	15	27	20	27
	ファミリーホーム	入所	6	12	8	5
		退所	2	5	5	8
自立援助ホーム	入所	4	4	9	9	8
	退所	3	7	4	9	10
計	入所	267	269	241	263	260
	退所	247	255	227	274	260

(イ) 措置児童の年齢別人数

各施設に在籍する子どもの年齢別内訳は、次のとおりである。

(単位：人)

区 分		0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	7歳	8歳	9歳	10歳	11歳	12歳	13歳	14歳	15歳	16歳	17歳	18歳以上	計
乳 児 院		11	22	11	5																49
児 童 養 護 施 設				11	22	19	33	29	31	29	38	32	51	47	49	47	48	52	36	4	578
児 童 心 理 治 療 施 設									2	5	1	5	5	4	6		1				29
児 童 自 立 支 援 施 設												1		2	2	4		1			10
里親委託	里 親	5		4	3	6	8	5	10	5	3	3	2	4	3	2	3	5	8	5	84
	ファミリーホーム			1		1	1	3	3		2	2	1		1	1	2		1		19
自 立 援 助 ホ ー ム																	1	2	5		8
計		16	22	27	30	26	42	37	44	36	48	38	60	56	59	58	57	59	48	14	777

(ウ) 児童養護施設等措置児童（中学生）の進路状況

平成 29 年度に中学校を卒業した措置児童の進路は、次のとおりである。

(単位：人、％)

区 分	卒 業 児 童 数	退 所 児 童										在 籍 児 童										進学(再掲)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
		就 職		進 学				公 立 職 業 訓 練 校	そ の 他	計	進 学						公 立 職 業 訓 練 校	就 職 の 他	無 業 者 の 他	計	進 学 し た 児 童 数	進 学 率																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
				全 日 制		定 時 制 通 信 制					全 日 制		定 時 制 通 信 制		通 信 制 高 校	盲 ・ 聾 ・ 養 護 学 校							専 修 ・ 各 種 学 校																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
		就 職 の 進 学 数	定 時 制 へ 進 学	国 立 公 立	私 立 公 立	国 立 公 立	私 立 公 立	専 修 ・ 各 種 学 校	国 立 公 立	私 立 公 立	国 立 公 立	私 立 公 立	国 立 公 立	私 立 公 立			国 立 公 立	私 立 公 立	国 立 公 立	私 立 公 立	国 立 公 立	私 立 公 立		国 立 公 立	私 立 公 立	国 立 公 立	私 立 公 立	国 立 公 立	私 立 公 立	国 立 公 立	私 立 公 立	国 立 公 立	私 立 公 立	国 立 公 立	私 立 公 立	国 立 公 立	私 立 公 立	国 立 公 立	私 立 公 立	国 立 公 立	私 立 公 立	国 立 公 立	私 立 公 立	国 立 公 立	私 立 公 立	国 立 公 立	私 立 公 立	国 立 公 立	私 立 公 立	国 立 公 立	私 立 公 立	国 立 公 立	私 立 公 立	国 立 公 立	私 立 公 立	国 立 公 立	私 立 公 立	国 立 公 立	私 立 公 立	国 立 公 立	私 立 公 立	国 立 公 立	私 立 公 立	国 立 公 立	私 立 公 立	国 立 公 立	私 立 公 立	国 立 公 立	私 立 公 立	国 立 公 立	私 立 公 立	国 立 公 立	私 立 公 立	国 立 公 立	私 立 公 立	国 立 公 立	私 立 公 立	国 立 公 立	私 立 公 立	国 立 公 立	私 立 公 立	国 立 公 立	私 立 公 立	国 立 公 立	私 立 公 立	国 立 公 立	私 立 公 立	国 立 公 立	私 立 公 立	国 立 公 立	私 立 公 立	国 立 公 立	私 立 公 立	国 立 公 立	私 立 公 立	国 立 公 立	私 立 公 立	国 立 公 立	私 立 公 立	国 立 公 立	私 立 公 立	国 立 公 立	私 立 公 立	国 立 公 立	私 立 公 立	国 立 公 立	私 立 公 立	国 立 公 立	私 立 公 立	国 立 公 立	私 立 公 立	国 立 公 立	私 立 公 立	国 立 公 立	私 立 公 立	国 立 公 立	私 立 公 立	国 立 公 立	私 立 公 立	国 立 公 立	私 立 公 立	国 立 公 立	私 立 公 立	国 立 公 立	私 立 公 立	国 立 公 立	私 立 公 立	国 立 公 立	私 立 公 立	国 立 公 立	私 立 公 立	国 立 公 立	私 立 公 立	国 立 公 立	私 立 公 立	国 立 公 立	私 立 公 立	国 立 公 立	私 立 公 立	国 立 公 立	私 立 公 立	国 立 公 立	私 立 公 立	国 立 公 立	私 立 公 立	国 立 公 立	私 立 公 立	国 立 公 立	私 立 公 立	国 立 公 立	私 立 公 立	国 立 公 立	私 立 公 立	国 立 公 立	私 立 公 立	国 立 公 立	私 立 公 立	国 立 公 立	私 立 公 立	国 立 公 立	私 立 公 立	国 立 公 立	私 立 公 立	国 立 公 立	私 立 公 立	国 立 公 立	私 立 公 立	国 立 公 立	私 立 公 立	国 立 公 立	私 立 公 立	国 立 公 立	私 立 公 立	国 立 公 立	私 立 公 立	国 立 公 立	私 立 公 立	国 立 公 立	私 立 公 立	国 立 公 立	私 立 公 立	国 立 公 立	私 立 公 立	国 立 公 立	私 立 公 立	国 立 公 立	私 立 公 立	国 立 公 立	私 立 公 立	国 立 公 立	私 立 公 立	国 立 公 立	私 立 公 立	国 立 公 立	私 立 公 立	国 立 公 立	私 立 公 立	国 立 公 立	私 立 公 立	国 立 公 立	私 立 公 立	国 立 公 立	私 立 公 立	国 立 公 立	私 立 公 立	国 立 公 立	私 立 公 立	国 立 公 立	私 立 公 立	国 立 公 立	私 立 公 立	国 立 公 立	私 立 公 立	国 立 公 立	私 立 公 立	国 立 公 立	私 立 公 立	国 立 公 立	私 立 公 立	国 立 公 立	私 立 公 立	国 立 公 立	私 立 公 立	国 立 公 立	私 立 公 立	国 立 公 立	私 立 公 立	国 立 公 立	私 立 公 立	国 立 公 立	私 立 公 立	国 立 公 立	私 立 公 立	国 立 公 立	私 立 公 立	国 立 公 立	私 立 公 立	国 立 公 立	私 立 公 立	国 立 公 立	私 立 公 立	国 立 公 立	私 立 公 立	国 立 公 立	私 立 公 立	国 立 公 立	私 立 公 立	国 立 公 立	私 立 公 立	国 立 公 立	私 立 公 立	国 立 公 立	私 立 公 立	国 立 公 立	私 立 公 立	国 立 公 立	私 立 公 立	国 立 公 立	私 立 公 立	国 立 公 立	私 立 公 立	国 立 公 立	私 立 公 立	国 立 公 立	私 立 公 立	国 立 公 立	私 立 公 立	国 立 公 立	私 立 公 立	国 立 公 立	私 立 公 立	国 立 公 立	私 立 公 立	国 立 公 立	私 立 公 立	国 立 公 立	私 立 公 立	国 立 公 立	私 立 公 立	国 立 公 立	私 立 公 立	国 立 公 立	私 立 公 立	国 立 公 立	私 立 公 立	国 立 公 立	私 立 公 立	国 立 公 立	私 立 公 立	国 立 公 立	私 立 公 立	国 立 公 立	私 立 公 立	国 立 公 立	私 立 公 立	国 立 公 立	私 立 公 立	国 立 公 立	私 立 公 立	国 立 公 立	私 立 公 立	国 立 公 立	私 立 公 立	国 立 公 立	私 立 公 立	国 立 公 立	私 立 公 立	国 立 公 立	私 立 公 立	国 立 公 立	私 立 公 立	国 立 公 立	私 立 公 立	国 立 公 立	私 立 公 立	国 立 公 立	私 立 公 立	国 立 公 立	私 立 公 立	国 立 公 立	私 立 公 立	国 立 公 立	私 立 公 立	国 立 公 立	私 立 公 立	国 立 公 立	私 立 公 立	国 立 公 立	私 立 公 立	国 立 公 立	私 立 公 立	国 立 公 立	私 立 公 立	国 立 公 立	私 立 公 立	国 立 公 立	私 立 公 立	国 立 公 立	私 立 公 立	国 立 公 立	私 立 公 立	国 立 公 立	私 立 公 立	国 立 公 立	私 立 公 立	国 立 公 立	私 立 公 立	国 立 公 立	私 立 公 立	国 立 公 立	私 立 公 立	国 立 公 立	私 立 公 立	国 立 公 立	私 立 公 立	国 立 公 立	私 立 公 立	国 立 公 立	私 立 公 立	国 立 公 立	私 立 公 立	国 立 公 立	私 立 公 立	国 立 公 立	私 立 公 立	国 立 公 立	私 立 公 立	国 立 公 立	私 立 公 立	国 立 公 立	私 立 公 立	国 立 公 立	私 立 公 立	国 立 公 立	私 立 公 立	国 立 公 立	私 立 公 立	国 立 公 立	私 立 公 立	国 立 公 立	私 立 公 立	国 立 公 立	私 立 公 立	国 立 公 立	私 立 公 立	国 立 公 立	私 立 公 立	国 立 公 立	私 立 公 立	国 立 公 立	私 立 公 立	国 立 公 立	私 立 公 立	国 立 公 立	私 立 公 立	国 立 公 立	私 立 公 立	国 立 公 立	私 立 公 立	国 立 公 立	私 立 公 立	国 立 公 立	私 立 公 立	国 立 公 立	私 立 公 立	国 立 公 立	私 立 公 立	国 立 公 立	私 立 公 立	国 立 公 立	私 立 公 立	国 立 公 立	私 立 公 立	国 立 公 立	私 立 公 立	国 立 公 立	私 立 公 立	国 立 公 立	私 立 公 立	国 立 公 立	私 立 公 立	国 立 公 立	私 立 公 立	国 立 公 立	私 立 公 立	国 立 公 立	私 立 公 立	国 立 公 立	私 立 公 立	国 立 公 立	私 立 公 立	国 立 公 立	私 立 公 立	国 立 公 立	私 立 公 立	国 立 公 立	私 立 公 立	国 立 公 立	私 立 公 立	国 立 公 立	私 立 公 立	国 立 公 立	私 立 公 立	国 立 公 立	私 立 公 立	国 立 公 立	私 立 公 立	国 立 公 立	私 立 公 立	国 立 公 立	私 立 公 立	国 立 公 立	私 立 公 立	国 立 公 立	私 立 公 立	国 立 公 立	私 立 公 立	国 立 公 立	私 立 公 立	国 立 公 立	私 立 公 立	国 立 公 立	私 立 公 立	国 立 公 立	私 立 公 立	国 立 公 立	私 立 公 立	国 立 公 立	私 立 公 立	国 立 公 立	私 立 公 立	国 立 公 立	私 立 公 立	国 立 公 立	私 立 公 立	国 立 公 立	私 立 公 立	国 立 公 立	私 立 公 立	国 立 公 立	私 立 公 立	国 立 公 立	私 立 公 立	国 立 公 立	私 立 公 立	国 立 公 立	私 立 公 立	国 立 公 立	私 立 公 立	国 立 公 立	私 立 公 立	国 立 公 立	私 立 公 立	国 立 公 立	私 立 公 立	国 立 公 立	私 立 公 立	国 立 公 立	私 立 公 立	国 立 公 立	私 立 公 立	国 立 公 立	私 立 公 立	国 立 公 立	私 立 公 立	国 立 公 立	私 立 公 立	国 立 公 立	私 立 公 立	国 立 公 立	私 立 公 立	国 立 公 立	私 立 公 立	国 立 公 立	私 立 公 立	国 立 公 立	私 立 公 立	国 立 公 立	私 立 公 立	国 立 公 立	私 立 公 立	国 立 公 立	私 立 公 立	国 立 公 立	私 立 公 立	国 立 公 立	私 立 公 立	国 立 公 立	私 立 公 立	国 立 公 立	私 立 公 立	国 立 公 立	私 立 公 立	国 立 公 立	私 立 公 立	国 立 公 立	私 立 公 立	国 立 公 立	私 立 公 立	国 立 公 立	私 立 公 立	国 立 公 立	私 立 公 立	国 立 公 立	私 立 公 立	国 立 公 立	私 立 公 立	国 立 公 立	私 立 公 立	国 立 公 立	私 立 公 立	国 立 公 立	私 立 公 立	国 立 公 立	私 立 公 立	国 立 公 立	私 立 公 立	国 立 公 立	私 立 公 立	国 立 公 立	私 立 公 立	国 立 公 立	私 立 公 立	国 立 公 立	私 立 公 立	国 立 公 立	私 立 公 立	国 立 公 立	私 立 公 立	国 立 公 立	私 立 公 立	国 立 公 立	私 立 公 立	国 立 公 立	私 立 公 立	国 立 公 立	私 立 公 立	国 立 公 立	私 立 公 立	国 立 公 立	私 立 公 立	国 立 公 立	私 立 公 立	国 立 公 立	私 立 公 立	国 立 公 立	私 立 公 立	国 立 公 立	私 立 公 立	国 立 公 立	私 立 公 立	国 立 公 立	私 立 公 立	国 立 公 立	私 立 公 立	国 立 公 立	私 立 公 立	国 立 公 立	私 立 公 立	国 立 公 立	私 立 公 立	国 立 公 立	私 立 公 立	国 立 公 立	私 立 公 立	国 立 公 立	私 立 公 立	国 立 公 立	私 立 公 立	国 立 公 立	私 立 公 立	国 立 公 立	私 立 公 立	国 立 公 立	私 立 公 立	国 立 公 立	私 立 公 立	国 立 公 立	私 立 公 立	国 立 公 立	私 立 公 立	国 立 公 立	私 立 公 立	国 立 公 立	私 立 公 立	国 立 公 立	私 立 公 立	国 立 公 立	私 立 公 立	国 立 公 立	私 立 公 立	国 立 公 立	私 立 公 立	国 立 公 立	私 立 公 立	国 立 公 立	私 立 公 立	国 立 公 立	私 立 公 立	国 立 公 立	私 立 公 立	国 立 公 立	私 立 公 立	国 立 公 立	私 立 公 立	国 立 公 立	私 立 公 立	国 立 公 立	私 立 公 立	国 立 公 立	私 立 公 立	国 立 公 立	私 立 公 立	国 立 公 立	私 立 公 立	国 立 公 立	私 立 公 立	国 立 公 立	私 立 公 立	国 立 公 立	私 立 公 立	国 立 公 立	私 立 公 立	国 立 公 立	私 立 公 立	国 立 公 立	私 立 公 立	国 立 公 立	私 立 公 立	国 立 公 立	私 立 公 立	国 立 公 立	私 立 公 立	国 立 公 立	私 立 公 立	国 立 公 立	私 立 公 立	国 立 公 立	私 立 公 立	国 立 公 立	私 立 公 立	国 立 公 立	私 立 公 立	国 立 公 立	私 立 公 立	国 立 公 立	私 立 公 立	国 立 公 立	私 立 公 立	国 立 公 立	私 立 公 立	国 立 公 立	私 立 公 立	国 立 公 立	私 立 公 立	国 立 公 立	私 立 公 立	国 立 公 立	私 立 公 立	国 立 公 立	私 立 公 立	国 立 公 立	私 立 公 立	国 立 公 立	私 立 公 立	国 立 公 立	私 立 公 立	国 立 公 立	私 立 公 立	国 立 公 立	私 立 公 立	国 立 公 立	私 立 公 立	国 立 公 立	私 立 公 立	国 立 公 立	私 立 公 立	国 立 公 立	私 立 公 立	国 立 公 立	私 立 公 立	国 立 公 立	私 立 公 立	国 立 公 立	私 立 公 立	国 立 公 立	私 立 公 立	国 立 公 立	私 立 公 立	国 立 公 立	私 立 公 立	国 立 公 立	私 立 公 立	国 立 公 立	私 立 公 立	国 立 公 立	私 立 公 立	国 立 公 立	私 立 公 立	国 立 公 立	私 立 公 立	国 立 公 立	私 立 公 立	国 立 公 立	私 立 公 立	国 立 公 立	私 立 公 立	国 立 公 立	私 立 公 立	国 立 公 立	私 立 公 立	国 立 公 立	私 立 公 立	国 立 公 立	私 立 公 立	国 立 公 立	私 立 公 立	国 立 公 立	私 立 公 立	国 立 公 立	私 立 公 立	国 立 公 立	私 立 公 立	国 立 公 立	私 立 公 立	国 立 公 立	私 立 公 立	国 立 公 立	私 立 公 立	国 立 公 立	私 立 公 立

(I) 児童養護施設等措置児童（高校生）の進路状況

平成 29 年度に高等学校を卒業した措置児童の進路は、次のとおりである。

(単位：人、％)

区 分		大 学	短 大	専門学校	就 職	職業訓練校	その他	計	進学(再掲)	
									児童数	進学率
措 置 継 続		2		1	1			4	3	75.0%
家 庭 引 取				2	1			3	2	66.7%
自 立	社 員 寮				10			10	0	0%
	住 み 込 み							0	0	0%
	ア パ ー ト	5	1	2	7			15	8	53.3%
	施 設 利 用				3		5	8	0	0%
そ の 他		2	1		3		2	8	3	37.5%
計		9	2	5	25	0	7	48	16	33.3%

イ 里親委託の状況

【里親制度とは】

里親制度は、児童福祉法に基づいた制度で社会的養護の一環として、里親として認定された者に子どもの養育を依頼する制度であり、次の種類がある。

養 育 里 親	養 子 縁 組 希 望 里 親
様々な理由により、家庭で生活することができない子どもを、家庭に戻るようになるまでの間、または、自立するか18歳（場合によっては20歳）になるまでの間、養育するもの	様々な理由により、家庭で生活することができない子どもを、養子縁組によって養親となることを前提に養育するもの
専 門 里 親	親 族 里 親
虐待等により心に傷を受けた子ども、非行等の問題を有する子ども、障害がある子どもを専門的な知識と技能を用いて、原則2年以内の期限で養育するもの	両親、その他養育する者が死亡、行方不明等の状態となった子どもを、扶養義務のある親族が里親となって養育するもの

(ア) 登録里親数の推移

(単位：人)

区 分	新 規 登 録 (年度中)					登録取消 (年度中)	里親登録数 (年度末現在)
	養育里親	専門里親	養子縁組 希望里親	親族里親	計 (実 数)		
25年度	13 (10)		21 (10)	2	26	8	141
26年度	18 (11)		18 (11)		25	16	150
27年度	15 (10)		11 (10)	3	19	10	159
28年度	17 (7)		11 (7)	3	24	6	177
29年度	23 (10)		13 (10)	4	30	31	176

注：() 内は、養育里親と養子縁組希望里親を重複して登録している人数

(イ) 里親委託児童数の推移

(単位：人)

区 分	新規または措置変更により委託された児童数 (年度中)					解 除 (年度中)	委託児童数 (年度末現在)
	養育里親	専門里親	養子縁組 希望里親	親族里親	計		
25年度	15		8	3	26	23	62
26年度	19		12		31	25	68
27年度	14		9	3	26	18	76
28年度	15		5	5	25	20	81
29年度	16		10	4	30	27	84

(ウ) 里親委託児童数の詳細

(単位：人)

区 分	新規または措置変更により委託された児童数				措置を解除または変更された児童数（年度中）										年度末現在委託児童数	
					解 除						変 更					
	児 童 福 祉 施 設 か ら	家 庭 か ら	そ の 他	計	家 庭 引 き 取 り	養子縁組		満 年	就 職	そ の 他	計	児 童 福 祉 施 設 入 所	他 の 里 親 に 委 託	そ の 他		計
普 通						特 別										
25年度	13	10	3	26	2		11	1		1	15			1	1	62
26年度	14	9	8	31	8	1	8	1	2	2	22		1	2	3	68
27年度	12	4	10	26	1		13		1		15	2	1		3	76
28年度	8	16	1	25	7		8		2	2	19			1	1	81
29年度	16	10	4	30	3		8	2	4		17	2	3	5	10	84

(I) 里親等委託率の推移

(単位：人、%)

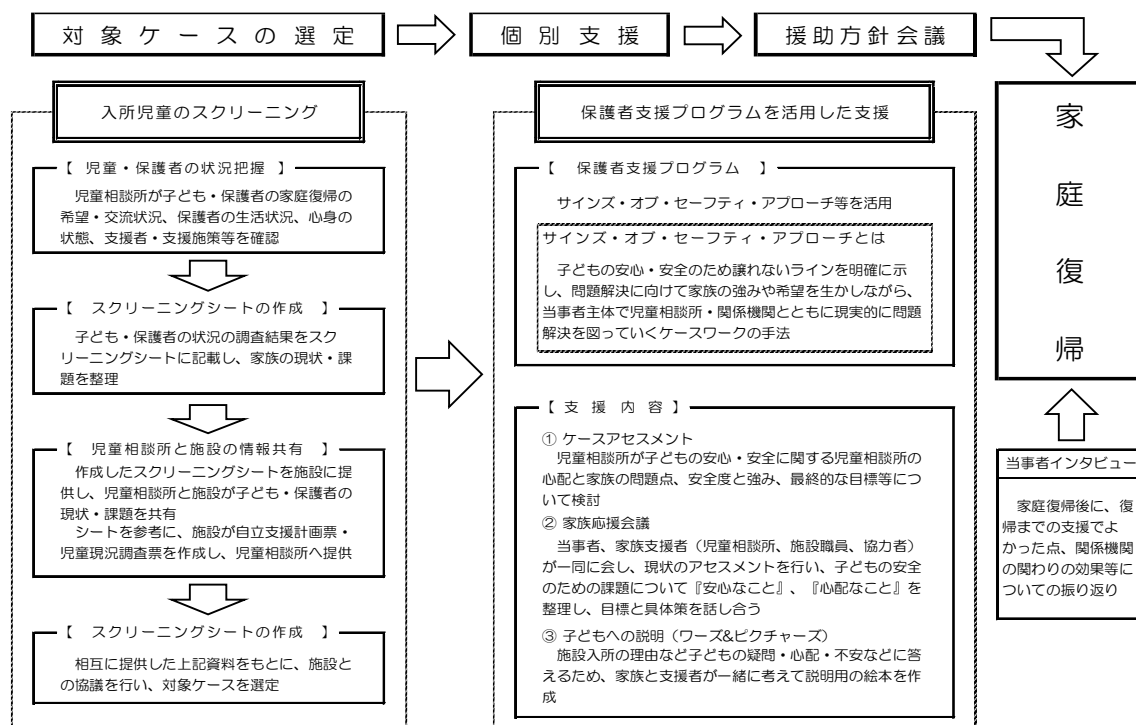
区 分	① 里親等委託児童数		② 乳 児 院 入所児童数	③ 児童養護施設 入所児童数	④ 計 (① + ② + ③)	⑤ 里親等委託率 (① / ④)
		ファミリーホーム (再 掲)				
25年度	77	3カ所 (15)	75	589	741	10.39%
26年度	90	5カ所 (22)	56	586	732	12.30%
27年度	95	5カ所 (19)	58	591	744	12.77%
28年度	103	6カ所 (22)	56	573	732	14.07%
29年度	103	5カ所 (19)	49	578	730	14.11%

ウ 家庭復帰支援事業

虐待を受けた子ども等で、親子の分離が行われ児童養護施設等に入所しているケースについて、家庭復帰・親子再統合を目的とした各種プログラムを活用して保護者及び子どもへの支援を行うことにより、積極的な家庭復帰と在宅支援を推進する。

平成 25 年度から中央児童相談所で行った家庭復帰支援モデル事業を踏まえ、平成 27 年度から、中央児童相談所及び西部児童相談所に専任の主査及び家庭復帰支援員を配置し本格実施した。

(ア) 家庭復帰支援の流れ



(イ) 家庭復帰支援事業の実績

【対応別件数】

（単位：件）

区 分	家庭復帰	親子関係改善	変化なし	スクリーニングの結果、対象とせず	計
27年度	38	22	5	17	82
28年度	58	32	0	11	101
29年度	45	36	0	6	87

【主訴別件数】

（単位：件）

区 分	虐 待			養 護	その他	計
	身体的虐待	ネグレクト	心理的虐待			
27年度	16	21	7	36	2	82
28年度	26	20	6	49	0	101
29年度	18	31	2	34	2	87

(8) 虐待に関する事業及び体制

ア 虐待に関する事業

(ア) 市民啓発

区 分	主 な 内 容
児童虐待防止推進月間(5月及び11月)	広報なごやへの掲載、オレンジリボンキャンペーン実施
各種リーフレット等の発行	一般市民向けリーフレット(改訂版)
	市内小学校1年生向けリーフレット(改訂版)
	子育て応援カード(改訂版)
	学校職員用リーフレット(改訂版)
	医療関係者用リーフレット(改訂版)
	児童委員・主任児童委員用リーフレット(改訂版)
	保育所・幼稚園職員用リーフレット(改訂版)
	医療機関用子どもの虐待防止マニュアル 『事例から学ぶ虐待防止ネットワーク』

(イ) 電話相談事業(なごやっ子 SOS)

家庭等の悩み、問題等のなかで、主に子どもへの虐待に係るものに対し、電話の持つ即時性、匿名性、簡便性の機能を活用し、早期に適切な援助を行うことを目的として平成9年5月から平日昼間の電話相談事業「なごやっ子 SOS」開始し、平成13年4月20日から休日夜間の電話相談事業「休日・夜間子ども虐待電話相談」を開始した。平成25年6月1日からは、「なごやっ子 SOS」と「休日・夜間子ども虐待電話相談」を統合し、24時間体制の電話相談窓口(電話 052-761-4152)として開始した。

(単位: 件)

区 分	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
相談件数	2,495 (252) 【 109 】	3,332 (284) 【 144 】	3,329 (218) 【 94 】	3,402 (243) 【 56 】	3,450 (263) 【 37 】
うち平日昼間	787 (74) 【 43 】	942 (68) 【 40 】	935 (62) 【 36 】	933 (68) 【 23 】	838 (47) 【 16 】
うち休日夜間 (休日夜間虐待相談)	146 (22) 【 3 】				
うち休日夜間 (休日夜間子ども相談)	1,562 (156) 【 63 】	2,390 (216) 【 104 】	2,394 (156) 【 58 】	2,469 (175) 【 33 】	2,612 (216) 【 21 】

注1: 休日夜間虐待相談事業は平成25年5月末で事業終了

注2: 下段()内の数字は、主訴が虐待に関する相談、【 】内の数字は、児童相談所へ通告した件数

(ウ) Eメールによる相談受付事業

児童相談所における児童虐待相談について、より相談しやすい体制を整えるため、従来実施している来所相談や電話相談に加えEメールでの相談受付を実施している。

(単位: 件)

区 分	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
総 数	53	55	50	63	58
虐待再掲	44	51	49	63	56

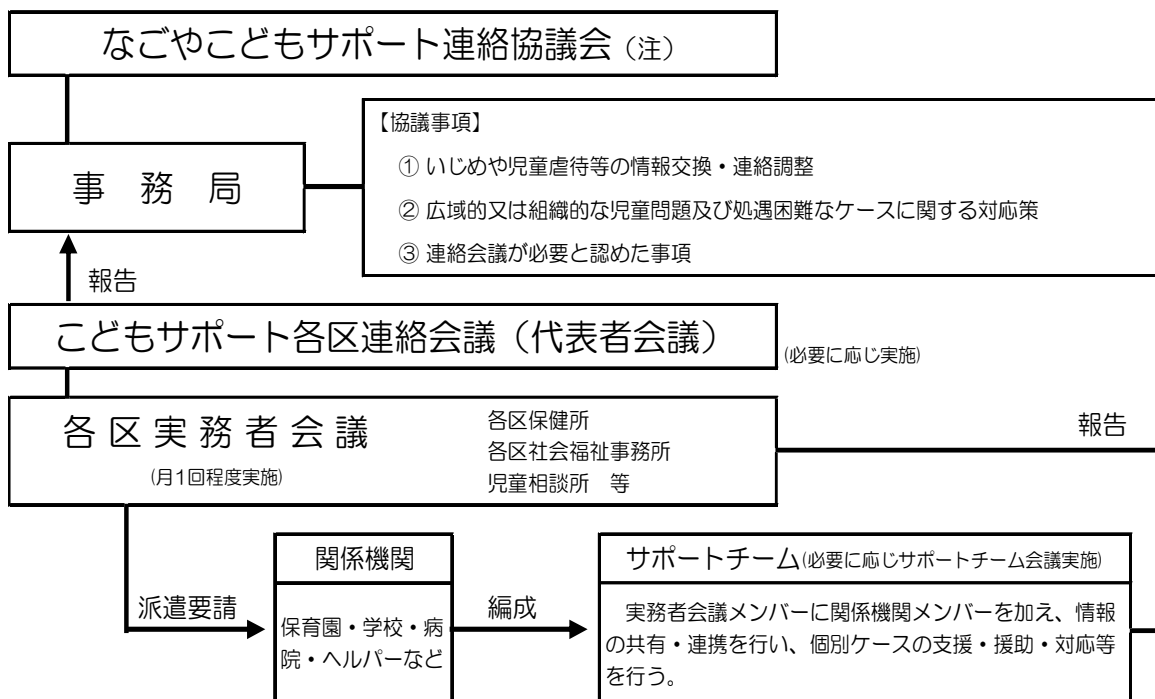
(I) なごやこどもサポート連絡会議（市及び各区）

いじめや児童虐待をはじめとする児童福祉に関する諸問題について、情報交換、連絡調整及び個別ケースに関する対応策などの協議を目的として、なごやこどもサポート連絡協議会が設置されている（事務局：子ども青少年局子育て支援部子ども福祉課）。

また、各区民福祉部民生子ども課が調整機関となって、なごやこどもサポート区連絡会議を設置し、①いじめや児童虐待をはじめとする児童福祉に関する諸問題についての情報交換及び連絡調整、②個別ケースについての対応策及び事例研究、③その他児童問題に関することで区連絡会議が必要と認めた事項を協議している。区連絡会議は、代表者会議、実務者会議、サポートチーム会議の三層で実施されている。

なごやこどもサポート連絡会議の相関図は、図-2 のとおりである。

図-2 なごやこどもサポート連絡会議（相関図）



（注）名古屋法務局人権擁護部、名古屋人権擁護委員協議会、愛知県警本部、名古屋市医師会、名古屋市歯科医師会、愛知県弁護士会、愛知県臨床心理士会、名古屋市保護区保護司会連絡協議会、名古屋市民生委員児童委員連盟、名古屋民間保育園連盟、名古屋市公立保育園長会、名古屋市私立幼稚園協会、名古屋市立幼稚園長会、名古屋市立小中学校長会、愛知県公立高等学校長会、名古屋市立高等学校長会、愛知県私学協会名古屋支部、NPO法人CAPNA、NPO法人チャイルドラインあいち、名古屋市児童養護連絡協議会、総務局男女平等参画推進室、区役所区民福祉部、保健所、教育委員会学校教育部・教育センター・子ども応援委員会制度担当部、子ども青少年局青少年家庭部・子育て支援部、児童福祉センター、中央児童相談所、西部児童相談所

イ 児童相談所における体制

(ア) 児童福祉専門員

児童虐待への対応では、客観的な医学的所見に基づく虐待の程度の把握が必要であり、日常的な業務の中で助言・指導を必要とする場合が多いため、平成 13 年度から、法医学を専門とする医師を児童福祉専門員として配置している。

(イ) 児童虐待対応員の配置

児童虐待ケースに関する相談、家庭訪問への同行、施設及び里親との連絡調整等、諸般の補助的業務を行う。

平成 12 年度から実施しており、現在、中央児相に 4 名、西部児相に 2 名、計 6 名配置している。

(ロ) 緊急介入班の設置

児童虐待問題が深刻化し、中には子どもの生命、身体に重大な危害が加えられる事例も増加しており、平成 24 年度から児童の安全確保を最優先して一時保護などの介入的援助を行う緊急介入班を設置した。

なお、緊急介入班が関与した一時保護の件数は以下のとおりである。

(単位：件)

区 分	25年度			26年度			27年度			28年度			29年度		
	虐待	虐待以外	計	虐待	虐待以外	計	虐待	虐待以外	計	虐待	虐待以外	計	虐待	虐待以外	計
中 央	114	34	148	178	23	201	130	29	159	138	34	172	66	4	70
西 部	81	13	94	53	18	71	109	11	120	23	7	30	50	0	50
計	195	47	242	231	41	272	239	40	279	161	41	202	116	4	120

(I) 弁護士配置

平成 27 年度から、中央児童相談所の緊急介入班の主幹に弁護士を配置し、平成 28 年度は、西部児童相談所の緊急介入班の主幹にも弁護士を配置し、増加する児童虐待案件に伴う、虐待ケースの一時保護、児童福祉法 28 条に基づく施設入所に関する家庭裁判所への承認申立てや児童相談所が行う行政処分に対する不服申立てへの弁明書の作成などの法的処理や行政に対し拒否的な保護者等の困難ケースの対応等を行っている。

(9) 児童家庭支援事業

ア ひきこもり・不登校児童支援事業

平成3年度に国から「ひきこもり・不登校児童福祉対策モデル実施要綱」が示され、本市においても平成4年度から「名古屋市ひきこもり・不登校児童対策事業」を開始した。この事業は「ふれあい心の友訪問援助事業（あそびっこ事業）」、「グループ指導事業（悠歩倶楽部）」及び「家族療法事業」の三部門により運営している。

(ア) あそびっこ事業

「あそびっこ事業（ふれあい心の友訪問援助事業）」は、家庭にひきこもって不登校状態になっている子どもや、友達付き合いが苦手な子ども等に、比較的年齢の近い、大学生や若手の社会人等のボランティアを派遣する制度である。また名称について発足当初は「メンタルフレンド事業」として運営してきたが、近年の受付相談ケースの推移とそれを反映した援助活動のニーズに応じた派遣状況に鑑み平成19年度から、「子どもを育てること」をより焦点化するという意図を含め「あそびっこ事業」と改称した。

活 動 の 目 的	子どもの良き話し相手・理解者として子どもとふれあい、子どもの社会性や自主性を伸ばし、福祉の向上を図る。
活 動 の 内 容	活動の内容について特に制限は無く、子どもに合わせて活動を展開することを基本としている。具体的には家庭訪問や外出でおしゃべりをしたり、ゲームをしたり、本を読んだり、公園で遊んだり、何かを使ったりと、さまざまな場面を想定している。
あそびっこボランティアスタッフの募集	年3回「広報なごや」に募集記事を載せており、応募者は研修を経て、選考後1年間登録される。希望者は2年目以降も毎年4月に登録することとなっている。
あそびっこの研修	年3回、2日間の研修会を実施しており、児童相談所の説明、ボランティアの心構え・人とふれあうこと・感じること、その心のありよう・自分を知ることなどの基本的な対人援助に関する事及び先輩ボランティアの事例発表などを行っている。

《あそびっこ派遣の状況と今後の課題》

ひきこもり・不登校児童対策として始まった事業であるが、近年の受付相談件数における相談事由の割合の変化から、ひきこもり・不登校児童に限定せず、さまざまな主訴でかわる子どもに対して、育ちを支える援助活動の一環として派遣している。

派遣児童数については、派遣が必要な子どもに派遣ができない状況が続いており、今後も子どもへの援助が必要な時に適宜派遣できるように、新たな人材獲得・育成の手段を検討していく必要がある。

【新規派遣先児童数の推移】

(単位：人)

区 分		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
養 護		6	8	8	11	14
障 害		0	0	0	0	0
非 行		1	2	4	3	1
育 成	性格行動	8	4	4	5	3
	不 登 校	1	1	0	0	0
計		16	15	16	19	18

(イ) 悠歩倶楽部

活 動 の 目 的		ひきこもりや不登校状態になっている社会体験の少ない子どもを対象に、所内・所外または宿泊行事におけるグループワークをとおし、子どもの自己表現の力を高め、社会性及び協調性の向上を図る。
活動の内容 (月2回程度)	所 内 行 事	室内運動場でのスポーツ活動、調理実習、野菜作り、クリスマス会運営など
	所 外 行 事	デイキャンプ・屋外遊び・動物園散策・科学館見学・ボウリング体験・スケート体験など
	宿 泊 行 事	自然と触れ合える公共施設を利用して、海遊び・野外調理・アスレチックなど年2回実施

＜悠歩倶楽部の状況と今後の課題＞

ひきこもり・不登校状態になっている子どもを対象に始まった本事業であるが、近年は下表にあるように、主な問題が不登校の子どものみでなく、性格行動や養護問題を抱えた家庭への支援、様々な子どもに対して育ちを支える援助活動の一環となっている。子どもが自己表現し、受けとめられる経験を通して、自己評価を伸ばし、丁寧に支えることを意識して指導している。

課題は、子どもが抱えている状況の多様さに応える内容・日程の設定である。体験重視でいろいろな経験を重ねることを目指したい子どもと、子ども同士の会話を積み重ねることで主体性を伸ばしたい子どもというように子どもの状況は様々である。これらをバランスよく盛り込んだ内容を工夫していくことが求められている。

【主訴・学齢別参加児童数】

区 分		小 1	小 2	小 3	小 4	小 5	小 6	中 1	中 2	中 3	中 卒	計
養 護		1 (1)	1 (1)	1 (1)	2 (2)	8 (7)	5 (3)	3 (1)	9 (6)	5 (4)	1 (1)	36 (27)
障 害											1 (1)	1 (1)
非 行					1 (1)		1 (1)		2 (1)	2 (2)		6 (5)
育 成	性格行動					2 (0)	1 (1)	2 (0)	2 (0)	1 (1)	1 (1)	9 (3)
	不 登 校					1 (0)	1 (1)			1 (0)		3 (1)
計		1 (1)	1 (1)	1 (1)	3 (3)	11 (7)	8 (6)	5 (1)	13 (7)	9 (7)	3 (3)	55 (37)

注：()内は、西部児童相談所の対象児童数の再掲

(ウ) 家族療法事業

くすのき学園で、専属の嘱託セラピスト2人を配置して、家族療法、家族面接を実施している（3 くすのき学園の（7）その他の事業を参照）。

イ 家庭訪問支援事業

家庭訪問支援事業は、平成14年4月30日付厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「家庭訪問支援事業の実施について」に基づき、「名古屋市家庭訪問支援事業」として平成14年度から実施しており、軽度な被虐待経験等の家庭養育上の問題を抱える家庭に対して、子ども家庭支援員が訪問し、適切な相談・助言等を行い、地域における子育てのセーフティ・ネットワークの推進を図ることを目的としている。

【家庭支援員派遣状況の推移】

区 分	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
派 遣 家 庭 (件)	10	6	4	6	4
訪 問 回 数 (回)	103	56	53	66	35
支 援 員 登 録 数 (人)	10	10	10	10	10

ウ 愛知BBS会

愛知BBS会は、昭和22年に名古屋兄弟会として発足し、その後、愛知少年補導兄弟会を経て、現在の愛知BBS会と改称した。会の活動目的は、子どもの良き理解者・話し相手となり、子どもを健全に育成することである。現在、日本福祉大学及び同朋大学のボランティアサークルの学生会員により、活動が推進されている。

児童相談所は、児童福祉司による継続的な指導児童のうち愛知BBS会によるレクリエーション等を通しての友達活動が、子どもの健全な成長に効果的であると期待される場合に、会に児童指導の協力を依頼している。

児童福祉司は、指導協力依頼にあたり会員に指導助言を行い、緊密な連携を図っている。愛知BBS会の友達活動の内容は、家庭訪問・電話・手紙等によるカウンセリング的な働きかけ、サマースクール（キャンプ）等のグループワークを実施し、子どもの自主性や社会性を伸ばすことにも努めている。

友達活動の状況は、毎月、愛知BBS会から子どもごとに報告され、児童福祉司の指導の貴重な資料となっている。

なお、会員の研修及び会と児童相談所との連携強化のために、ケース研究会及び研究大会の開催により見識を広めることにも努めている。

【愛知BBS会員数の推移】

(単位：人)

区 分	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
日 本 福 祉 大 学	16	32	28	32	27
同 朋 大 学	5	9	9	7	0
計	21	41	37	39	27

【会員の指導児童数の推移】

(単位：人)

区 分	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
養 護	5	6	10	9	7
非 行	0	0	0	0	2
性 格 行 動	2	4	2	1	0
計	7	10	12	10	9

2 中央療育センター

I 療育相談部門

中央療育センターで相談を受けるときのはじめの窓口が、療育相談部門である。主に電話で相談受付をし、そのほとんどは診療の初診を受診し、会議を経て方針を決定している。方針の内容は、診療科での経過観察や治療の他、療育グループや療育相談部門での相談継続等、相談状況により決定している。

就学前児童は、中・昭和・瑞穂・熱田・天白の5区を、学齢児新規相談は全区を担当している。

その他、療育相談部門では、相談支援業務、愛護手帳判定業務、関連機関との連携、福祉サービス等に関わる情報提供や調整も行っている。

(1) 相談

ア 新規来所相談

平成 29 年度の中央療育センターにおける新規来所相談は 757 人であった。初診待ちが 1 ヶ月から 3 ヶ月を超えるとときもあり、待機時間の対応ができていないのが現状である。

平成 29 年度新規来所相談のうち、心療科初診（注1）679 人、整形外科初診（注2）33 人、耳鼻いんこう科初診（注3）31 人、その他（注4）14 人であった。

注1：小児科及び精神科。医師やセラピストが、発達検査や各種心理検査、行動観察を同時に行う。

注2：整形外科医師や小児科医師が、主に運動発達の遅れが主訴である未歩行児を対象として診察を行っている。

注3：医師や言語聴覚士が、聴力や発音の心配のみで他の発達の遅れなどの心配が少ない児童を対象として、聴力検査や構音検査を実施している。

注4：出張判定等による愛護手帳新規取得判定の相談

これらの相談の主訴（症状）を年齢別に表したものが表1-1である。

小学校就学前の幼児期はことば遅れを心配した相談が多い。3歳以降は多動やマイペース等の「性格行動」の相談も多くなっている。

学齢以降の相談では、愛護手帳を希望しての相談も多くなるために、来所理由の第一が精神発達の遅れとなるが、次いで多いのがここでもやはり行動面での心配である。どの年齢層も、従来の「遅れ」の心配だけではなく、行動面での「偏り」を心配しての相談が増えている傾向にある。

表1-1 主訴（症状）別・年齢別状況

(単位：人)

区 分	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	7歳 以上	計	構成割合
運 動 発 達	15	10					1	2	28	3.7 %
言 語 発 達		2	62	49	15	10	7	16	161	21.3 %
精 神 発 達		12	7	2	1	5	1	200	228	30.1 %
全 体 発 達	2	8	8	10	6	5	2	1	42	5.6 %
聴 覚	4	2	5	4	2				17	2.2 %
視 覚									0	0.0 %
性 格 行 動		1	23	44	33	23	4	153	281	37.1 %
そ の 他									0	0.0 %
計	21	35	105	109	57	43	15	372	757	100.0 %

また、紹介経路を年齢別に表したのが表1-2である。0歳は医療機関からの紹介がほとんどであるが、2歳・3歳では1歳6ヶ月・3歳児健診や乳幼児発達相談などをきっかけとする保健所からの紹介が多くなり、就園年齢になると保育園からの紹介も多くなる。学齢期になると学校から紹介を受けるケースが多くなっている。

表1-2 来所経路別・年齢別状況

(単位：人)

区 分	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	7歳 以上	計	構成割合
社 会 福 祉 事 務 所				2				18	20	2.6 %
保 健 所	1	10	55	61	13	6	3	25	174	23.0 %
医 療 機 関	20	19	10	9	6		2	38	104	13.7 %
児 童 福 祉 施 設		6	15	12	3	6	2	52	96	12.7 %
保 育 所			10	12	14	10	1		47	6.2 %
幼 稚 園			4	4	6	12	1	2	29	3.8 %
学 校						2		124	126	16.6 %
近 隣 知 人			2		4	1	1	16	24	3.2 %
そ の 他			2	1	2	1	2	31	39	5.2 %
家 族 ・ 親 族			7	8	9	5	3	66	98	13.0 %
計	21	35	105	109	57	43	15	372	757	100.0 %

来所者を年齢別に障害種別・処遇方針別・住所区別に集計したものが、表1－3から表1－5である。担当区域以外の就学前児童の相談がわずかにあるが、これらは主に入院先の医療機関や自宅への愛護手帳に関わる出張判定によるものである。

表1－3 障害種別・年齢別状況

(単位：人)

区 分	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	7歳以上	計	構成割合
知 的 障 害	2	6	15	10	8	4	1	96	142	18.8 %
知的障害＋肢体不自由	1							1	2	0.3 %
自閉症＋知的障害		2	8	12	3	3		26	54	7.1 %
自 閉 症		1	33	47	14	13	1	81	190	25.1 %
肢 体 不 自 由	6	2					1		9	1.2 %
肢体不自由＋知的障害		1						3	4	0.5 %
重症心身障害		8	4					3	15	2.0 %
言語発達障害等		2	33	32	21	13	12	79	192	25.4 %
聴 覚 障 害	4	2	6	3	1				16	2.1 %
視 覚 障 害									0	0.0 %
そ の 他	8	11	6	5	10	10		83	133	17.5 %
計	21	35	105	109	57	43	15	372	757	100.0 %

表1－4 処遇方針別・年齢別状況

(単位：件)

区 分	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	7歳以上	計	構成割合
助 言 指 導									0	0.0 %
経 過 観 察	20	34	105	109	57	42	15	371	753	70.7 %
ケースワーカー指導									0	0.0 %
療育グループ指導	5	10	63	36	10	6			130	12.2 %
PT 外 来 訓 練	16	12			1		1	1	31	2.9 %
OT 外 来 訓 練	1			1	3	3		2	10	0.9 %
AT 外 来 訓 練	2	1	2						5	0.5 %
ST 外 来 訓 練					1	4	1	4	10	0.9 %
通 園 施 設									0	0.0 %
いこいの家紹介		1	13	6					20	1.9 %
その他の機関紹介	1			1		3		5	10	0.9 %
そ の 他	2	5	12	24	14	7	4	29	97	9.1 %
計	47	63	195	177	86	65	21	412	1,066	100.0 %

注：複数該当あり

表1－5 住所区別・年齢別状況

(単位：人)

区 分	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	7歳 以上	計	構成割合
千 種		1	3	1			1	16	22	2.9 %
東								10	10	1.3 %
北		1	1	1	1			27	31	4.1 %
西		2		1				23	26	3.4 %
中 村			1				1	29	31	4.1 %
中	1	6	10	16	8	6	1	6	54	7.1 %
昭 和	1	4	18	17	10	13	1	17	81	10.7 %
瑞 穂	4	7	27	28	10	5	1	11	93	12.3 %
熱 田	2	1	6	13	7	1	2	11	43	5.7 %
中 川		2					4	37	43	5.7 %
港	1	1			1			32	35	4.6 %
南			3	1	1			23	28	3.7 %
守 山	1	1	2	1		1	1	45	52	6.9 %
緑		1	2			1		41	45	5.9 %
名 東	1					1		21	23	3.1 %
天 白	10	7	31	30	19	15	3	22	137	18.1 %
市 外	1	1			1				3	0.4 %
計	22	35	104	109	58	43	15	371	757	100.0 %

イ 相談支援業務等

はじめての相談の受付や、初診以降の様々な相談を電話や来所にて行っている。初診を待つまでの間の不安の軽減のために電話や来所に対応したり、初診や再診の際に福祉サービスやその他の相談を受けることもある。平成 25 年 7 月から、小学校低学年までの方を対象に、児童発達支援事業や放課後等デイサービスなどの情報提供や利用計画の作成等を行う相談支援業務を開始した。(表 1-6、表 1-7) また、保育園や学校などへの訪問だけでなく、関係機関の会議にも積極的に参加し、地域との連携を図っている。(表 1-8)

表1－6 相談支援事業契約件数

(単位：件)

区 分	27年度	28年度	29年度
契 約 件 数	45	52	31
契 約 終 了	38	30	47

表 1－7 相談支援事業件数

(単位：件)

区 分	件 数
基本相談のみ	105
本計画作成	199
モニタリング実施	228
計	532

表 1－8 相談支援事業関連会議参加状況

(単位：回)

区 分	回 数
中区自立支援協議会	8
昭和区自立支援協議会	5
瑞穂区自立支援協議会	7
天白区自立支援協議会	3
計	23

ウ 訪問相談援助

地域の中で日常的に児童の成長援助に関わっている関連機関や家庭等に出向き、相談援助活動を行っている。平成 28 年度の実績を表 1－9 に示した。

表 1－9 訪問相談援助

(単位：件)

区 分	件 数
幼稚園・保育園	6
学 校	12
家 庭	5
障害児通所支援事業所	5
計	28

エ 判定書の発行

福祉サービス等を利用したり、関連機関が助成を受けるために、判定の内容を示した判定書を保護者に発行している。愛知県私立幼稚園特別支援教育費助成、学童保育助成、年金診断等のために要請されることが多い。平成 28 年度の実績は表 1－10 のとおり。

表 1－10 用途別判定書発行状況

(単位：件)

私立幼稚園	学童保育助成	年金診断	そ の 他	計
53	9	24	19	105

(2) 療育

ア 療育グループ

本市における在宅障害児療育事業は、昭和 49 年 4 月からスタートした。

西部地域・南部地域・北部地域については、各地域療育センターへ引き継がれ、また、守山区近隣は「発達センターちよだ」、熱田・瑞穂区は「発達センターあつた」に引き継がれた。東部地域療育センターの開設並びに幼児初診の待機時間の平準化を図るため、担当区が見直しとなり、千種、守山、名東区は東部地域療育センターに引き継がれ、熱田区が担当区に加わった。

平成 21 年度までの児童福祉センターにおける集団療育では、個々のニーズに応じたきめ細かなグループ編成を目指してきた。中央療育センターとなった平成 22 年度以降では、より幅広いニーズに応える必要性と、きめ細かな個々への対応との双方のニーズに応えるべく、グループ編成の変更と個別対応の枠の拡大を行った。平成 24 年度から、ペアレント・トレーニングという親グループも始めた。各グループの内容については表 2-1 のとおり。

表 2-1 療育グループ一覧表

区 分	曜日	グループ数	対象児	グループのねらい	備 考
早期グループ	月	1	発達遅滞・肢体不自由児・重症心身障害児（0-1 歳）	・ 0 歳で障害が発見された後の親の精神的安定、障害の認識、働きかけ等のアドバイスを 行う。	さくらんぼ教室
相談グループ	水	1	主に初診を受けたばかりの未就園児（0-2 歳児）	・ 初診直後の親のフォロー、対応の助言、診断の受け止めについて親をサポートする。 ・ 児童の観察、親との話し合いの上、今後の 援助方法を決める。	いちごくらぶ （概ね 4 回）
	木	1	主に初診を受けたばかりの就園児（3-5 歳児）	・ 就園児については園の様子も把握するために園訪問等を行うこともある。	くれよんくらぶ （隔週概ね 6 回）
就 園 前 グ ル ー プ	木	2	自閉症・広汎性発達障害児（1-2 歳児）	・ 障害の特性に合わせたペースで、親子で安心して過ごせる環境を提供し、児童と一緒に 楽しめることをみつける。 ・ 児童の特性や発達についての理解を深めて もらい、対応についてともに考える。 ・ 親の交流や、情報の交換、気持ちを受け止 める場とする。	ちゅうりっぷ教室
	月	1			ちゅうりっぷ教室
	金	2	発達遅滞・言語発達遅滞・肢体不自由児（1-2 歳児）		たんぼぼ教室
	火	1	広汎性発達障害等の特徴を持ち知的な遅れのない 2 歳児		あさがお教室 （隔週）
並行グループ	月	1	発達の遅れや偏りのある児で、小集団での療育が必要と思われる就園児（3-5 歳児）	・ 小集団でのわかりやすい活動を通して、友達への意識や、自信を育てる。 ・ 親同士の交流や情報交換の場を提供。気持ちを受け止め、児童を理解し、対応をともに考えていく。	ばんだ（年長児）
	火	2			こぐま（年中児） こいぬ（年少児）
高 機 能 グ ル ー プ	金	1	高機能自閉症・広汎性発達障害児（5 歳児）	・ 安心して参加でき達成感が持てる活動を通して、対人関係やコミュニケーション能力を育てる。	カ モ メ （ 9 回 ）
親 グ ル ー プ （ペアレント・トレーニング）	水	1	就学前の ADHD・広汎性発達障害児の保護者	・ 児童の行動を理解して、よりよいコミュニケーションを使うことで、良好な関係作りを目指す。（ロールプレイや宿題もあり）	ふ た ば （ 8 回 ）

表2-2 療育グループの現況

区 分		グループ数	在 籍 人 数								職 員			
			年 齢 別 内 訳							計	合計	内 訳		
			0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳			正職	嘱託	備 考
早 期	さくらんぼ	1	11	14						25	4	2	2	セラピスト・PT・ (保健師)
相 談	いちごくらぶ	1		11	24					35	4	2	2	セラピスト
	くれよんくらぶ	1				11	8	5		24	4	2	2	セラピスト(隔週)
就園前	ちゅうりっぷ赤	3		4	10					14	4	2	2	セラピスト
	ちゅうりっぷ黄			1	8					9	4	1	3	セラピスト
	ちゅうりっぷ白			5	4					9	4	2	2	セラピスト
	たんぼぼ①	2			11					11	4	2	2	セラピスト・OT
	たんぼぼ②			8	7					15	4	2	2	セラピスト・PT
	あさがお	1			10					10	4	2	2	セラピスト(隔週)
並 行	こいぬ(年少)	2				7				7	6	4	2	保育士・指導員・ セラピスト
	こぐま(年中)						7			7	6	4	2	
	ばんだ(年長)	1						5		5	5	3	2	
高機能	カモメ(年長)													
親対象	ふたば ペアトシ	1				2	6			8	2	2		セラピスト(隔週)
合 計		13	11	43	74	20	21	10	0	179	55	30	25	

注：高機能年長児グループカモメは開催せず。

イ 個別療育・心理面接

小集団の中では刺激過多となりやすい児や、親子関係を丁寧に支援する必要のある親子について、主治医の判断のもとセラピストが個別療育を行っている。

表2-3 個別療育・心理面接の状況

(単位：人)

区 分	幼 児	学 齢 児	計
個別療育	1	0	1
心理面接	0	3	3
計	1	3	4

注：延べ38回実施

(3) 愛護手帳判定

本市における愛護手帳判定業務は、平成 21 年度まで児童相談所（旧児童福祉センター療育室療育係）が担ってきたが、組織再編に伴い、平成 22 年度からは中央療育センターの事業となった。平成 29 年度の判定状況は、表 3-1 のとおりである。実際に面接をして判定する「面接判定」以外に、名古屋市内の 4 地域療育センター、中央・西部児童相談所、全国の児童相談所等で行われた検査資料に基づいての判定も行っている。

また、通い慣れた場所・あるいは居住地に近いところでの判定を受けたいという要望に応え、西部・北部・南部・東部地域療育センターへの出張判定（各センター概ね月 2 回）を行い、判定場所へ出向くことが困難な児童に対しては施設・病院・家庭への出張判定も行っている。平成 29 年度の実績を表 3-2 に示した。

なお、平成 29 年度の市外転入に伴う愛護手帳の交付にかかる判定資料の依頼事務は 64 件、市外転出に伴う資料送付事務は 81 件であった。

表 3-1 愛護手帳判定状況

（単位：件）

区 分		1 度	2 度	3 度	4 度	非該当	計
面接判定	再判定	192	231	229	415	57	1,124
	新規	21	10	37	202	78	348
資料判定	資料	46	78	197	369	20	710
計		259	319	463	986	155	2,182

注：心療科初診で取得したものを含む。

表 3-2 出張判定状況

（単位：件）

区 分	西部地域療育センター	北部地域療育センター	南部地域療育センター	東部地域療育センター	施設	病院	家庭	その他	計
出張件数	68	61	57	6	19	15	20	0	246

(4) その他

ア 他機関との連携

保健所や通園施設等の関連施設に定期的に職員を派遣し、発達相談や療育援助活動、情報共有等を行っている。平成 29 年度の実績は表 4-1 のとおりである。

また、他機関からの依頼により、職員の講師派遣や実習生や研修生の受け入れを行っている。主な実績は表 4-2 のとおりである。

表4-1 職員の定期派遣状況

区 分	派 遣 先	派遣職員	派遣頻度	内 容
保健所	中・昭和・瑞穂・熱田・天白	ケースワーカー又は保健師1人	月1回	乳幼児発達相談（親子教室）
福祉型児童発達支援センター	発達センターあつた	ケースワーカー1人	月5回	療育グループ（わくわく教室） 瑞穂区、熱田区の児童がいるグループに順に参加
いこいの家	桜山いこいの家	セラピスト1人	月1回	個別相談
	あつたいこいの家		月1回	
	てんぱくにじいろ		隔月1回	
	みずほにじいろ		隔月1回	

表4-2 職員の随時派遣、実習生の受入状況

関係機関	区 分	内 容	実 績
教育委員会	職員の派遣	特別支援教育専門家チームへの派遣	セラピスト 延べ2人
教育委員会	職員の派遣	特別支援学校、学級、通級指導教室教員研修会・発達グループ研修への講師派遣	セラピスト 延べ4人
エリア支援保育所	職員の派遣	発達支援に関する保育研修（講演会）への講師派遣	セラピスト 1人
名古屋市立大学	実習生の受入	医学部リハビリテーション学科・学外研修の実習生の受入	18回
中京大学	実習生の受入	臨床心理業務を学ぶ実習生の受入	3人
大学、専門学校	実習生の受入	理学療法、作業療法を学ぶ実習生の受入	4校 11人

イ 講座の開催

診断を受けたばかりの保護者、就学を控えた保護者、中学以降の進路に悩む保護者など、各ライフステージに必要な情報提供を行うために、講座を開いている。

平成29年度に開催した講座は表4-3に示したとおり。就学に向けての講座や、中学以降の進路に向けての講座は、毎回非常に参加人数も多く、多くの保護者が情報を求めていることがわかる。

表4-3 開催講座一覧

区 分	内 容	参加者数
就学に向けた講座 （年長児対象）	就学説明会	100人
	先輩お母さんの話を聞く会（2回開催）	延べ76人
	サポートブック作成研修会	22人
幼児向け子育て講座	広汎性発達障害の2連続講座（2クール開催）	延べ31人
	ことばの講座（2回開催）	延べ18人
学齢の発達障害関連講座	発達障害講座（1回）	7人
	進路の学習会（注）	178人

注：発達障害者支援センターりんくす名古屋との共催

Ⅱ 診療部門

心療科（小児科、精神科）の新規受診は 826 人、再来受診は 4,164 人（延人数）であった。再来受診は、長期継続フォローを必要とするケースや投薬などの要支援度の高いケースも多くなっている。

整形外科は新規 58 人、再来 521 人、耳鼻いんこう科は新規 110 人、再来 261 人、眼科は新規 44 人、再来 77 人、歯科は通園（みどり学園、わかさ学園、すぎのこ学園）、くすのき学園、一時保護所の入所児童、ならびに外来受診者などを対象に健診・ブラッシング指導を 107 人（延人数）、フッ素塗布を 71 人（延人数）に行った。

理学療法、作業療法はそれぞれ、新規 48 人、57 人、訓練人数は 4,763 人、2,986 人（延人数）であった。一人当たりの月平均訓練回数はそれぞれ、2.47 回、1.90 回で作業療法の訓練回数確保が厳しい状況であった。言語聴覚療法は言語訓練 678 人（延人数）、聴能訓練 502 人であった。

臨床検査（採血・採尿）33 人、レントゲン 84 人、脳波検査 4 人、聴性脳幹反応（ABR）・聴性定常反応（ASSR）18 人、発達・心理検査 330 人、言語・構音検査 140 人であった。

なお、近年センター内入所児童の診察や、入所健診、愛護手帳判定の診察が増加傾向にある。

表 1 科別診療状況

（単位：人）

区 分	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
心 療 科	6,583	5,469	5,167	4,928	4,987
整 形 外 科	1,032	821	616	547	579
耳 鼻 咽 喉 科	390	344	401	373	371
歯 科	194	136	138	150	107
眼 科	154	110	163	123	121
計	8,353	6,880	6,485	6,121	6,165

（1）心療科

常勤医師が小児科 3 名、精神科 2 名、嘱託医師が小児科 4 名、精神科 2 名で診療を行っている。平成 29 年度の実績は表 1-1、1-2、1-3のとおりである。

表1-1 心療科新来

(単位：人)

区 分	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	7歳	8歳	9歳	10歳	11歳	12歳以上	計
精神遅滞〔IQ・DQ ≤ 70〕		5	12	9	8	3	5	7	9	5	7	8	43	121
自閉症スペクトラム障害 (高機能)〔71 ≤ IQ・DQ〕		1	24	35	14	10	11	15	12	8	11	10	20	171
自閉症スペクトラム障害 (非高機能)〔IQ・DQ ≤ 70〕		2	12	22	3	3	3	5	9	5	4	4	23	95
A D H D				2	6	8	11	15	17	10	5	4	13	91
学 習 障 害							1	6	2	3	2		4	18
言語発達障害(遅滞)			28	23	11	2	5			1				70
反応性愛着障害						1		1						2
適 応 障 害						1	1	1	1				2	6
情 緒 障 害			1	1	2	2	2	10	4	2		3	2	29
境界知能〔71 ≤ IQ・DQ ≤ 84〕			7	11	3	1	5	15	5	5	2	5	23	82
その他の行動・精神障害						1	1		2					4
脳性運動障害・脳性麻痺	7	3					1							11
その他の身体障害・運動発達障害(遅滞)	2	9					1			1				13
ダウン症候群・その他の先天異常	3		3		1	2				1			1	11
正 常		1	5	4	6	6	2	4	4	2	2		1	37
精 神 病 園			2	1	1		1				1		2	8
くすのき・一時保護所 病児診察		3	3	5	6	5	3	1	2	3	3	2	18	54
親 ・ 保 護 者														0
そ の 他						1							1	2
難 聴													1	1
計	12	24	97	113	61	46	53	80	67	46	37	36	154	826

表1-2 心療科再来

(単位：人)

区 分	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	7歳	8歳	9歳	10歳	11歳	12歳以上	計
精神遅滞〔IQ・DQ ≤ 70〕		6	19	32	53	15	14	15	15	7	10	21	82	289
自閉症スペクトラム障害 (高機能)〔71 ≤ IQ・DQ〕			13	70	88	121	105	118	134	99	113	113	345	1,319
自閉症スペクトラム障害 (非高機能)〔IQ・DQ ≤ 70〕			27	67	58	98	60	64	44	30	47	27	116	638
A D H D		1		1	4	10	11	37	44	58	50	31	157	404
学 習 障 害						4	1	4	9	6	2	2	3	31
言語発達障害(遅滞)			24	79	90	47	33	41	10	6	3	1	1	335
反応性愛着障害		1				5	3	1	3	4			50	67
適 応 障 害							4		2				6	12
情 緒 障 害					7	11	4	15	9	10	2	12	33	103
境界知能〔71 ≤ IQ・DQ ≤ 84〕		2	2	11	21	28	17	25	10	15	7	11	23	172
その他の行動・精神障害						1	7	2	2	1	2	10	11	36
脳性運動障害・脳性麻痺	1	5	4	5	9	10	4	1	3	1			5	48
その他の身体障害・運動発達障害(遅滞)		12	29	21	15	21	15	10	6	8	4		1	142
ダウン症候群・その他の先天異常	2	18	17	9	19	19	8	17	3	11	7	5	8	143
正 常			3	8	12	11	9	13	4	7	8		1	76
精 神 病 園						3	1	1	5	1		14	33	58
くすのき・一時保護所 病児診察	1	1		19	7	4	6	6	17	3	26	69	109	268
親 ・ 保 護 者														0
そ の 他						2	4	3	5				3	17
難 聴						2	1							3
計	4	46	138	322	383	412	307	373	325	267	281	316	987	4,161

表1-3 診断書等の交付状況

(単位：件)

診 療 情 報 提 供 書	81
特別児童扶養手当認定診断書	238
診 断 書	308
精神障害者福祉手帳診断書 (自立支援医療費診断書を含む)	24
障害証明書(医療証)	15
障害児福祉手当認定診断書 (精神の障害用)	3
受診状況等証明書	19
年金診断書	3
計	691

(2) 整形外科

運動発達の遅れや脳性麻痺児等の診療を行っている。非常勤医師3名が週3枠(月曜・木曜：半日ずつ)診療にあたっている。平成29年度の実績は表2-1、2-2、2-3のとおりである。

表2-1 整形外科新来

(単位：人)

区 分	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	7歳	8歳	9歳	10歳	11歳	12歳以上	計
精 神 発 達 遅 滞														0
ダウン症等染色体異常、先天異常	3	1			1	1								6
脳 性 麻 痺	5	3					1							9
運 動 発 達 遅 滞	7	8	2								1			18
神 経 ・ 筋 疾 患														0
二 分 脊 椎 ・ 脊 髄 疾 患														0
骨 ・ 関 節 疾 患	1													1
後天性要因による運動障害	2					1								3
そ の 他		1		1	1	2								5
セ ン タ ー 内 施 設									2		2	4	8	16
計	18	13	2	1	2	4	1	0	2	0	3	4	8	58

表2-2 整形外科再来

(単位：人)

区 分	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	7歳	8歳	9歳	10歳	11歳	12歳 以上	計
精 神 発 達 遅 滞			1									2	2	5
ダウン症等染色体異常、先天異常	2	14	25	17	10	5	17	10	2	10	3	2	5	122
脳 性 麻 痺	3	23	17	5	6	27	29	10	7	6	9	9	32	183
運 動 発 達 遅 滞		18	22	13	15	19	10	10	8	1	1			117
神 経 ・ 筋 疾 患			1	1	3	3	2	1			2		1	14
二 分 背 椎 ・ 背 髄 疾 患		2										1		3
骨 ・ 関 節 疾 患						1							1	2
後天性要因による運動障害	2	1			1	3	3	1		1		5	2	19
そ の 他		3	2	3	3		2	3		4			5	25
セ ン タ ー 内 施 設							1		4		8	9	9	31
計	7	61	68	39	38	58	64	35	21	22	23	28	57	521

表2-3 診断書等の交付状況

(単位：件)

身 体 障 害 者 手 帳 診 断 書	19
補装具意見書治療装具証明書	99
障害児福祉手当認定診断書	3
特別児童扶養手当認定診断書	8
年 金 診 断 書	2
診療情報提供書日常生活用具意見書 現 況 届 そ の 他	28
計	159

(3) 耳鼻いんこう科

非常勤医師が週1枠（半日）診療にあたっている。平成29年度の実績は表3-1、3-2、3-3、3-4のとおりである。

表3-1 耳鼻いんこう科新来

(単位：人)

区 分	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	7歳	8歳	9歳	10歳	11歳	12歳以上	計
言語発達遅滞			1		1		1							3
構音障害					1	10	11	1	1	1	1			26
吃音				1	1	1	2			1				6
MR ことば遅れ														0
自閉 ことば遅れ														0
CP ことば遅れ														0
感音難聴	1	5	2	7	2	1							2	20
感音難聴 + MR・CP														0
伝音難聴														0
ダウン症難聴疑い														0
その他の遅れ難聴疑い			5	3			1	1	1	1			3	15
滲出性中耳炎														0
その他の耳疾患				1		1							2	4
鼻疾患		1		2	3				1	2			10	19
その他			1		2	4	4					1	5	17
計	1	6	9	14	10	17	19	2	3	5	1	1	22	110

表3-2 耳鼻いんこう科再来

(単位：人)

区 分	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	7歳	8歳	9歳	10歳	11歳	12歳以上	計
言語発達遅滞						2	3		1		1			7
構音障害					2	8	5	3	1					19
吃音														0
MR ことば遅れ														0
自閉 ことば遅れ														0
CP ことば遅れ														0
感音難聴	5	11	17	14	18	23	11	7	3	5	2	6	18	140
感音難聴 + MR・CP			1	4	5	5	1	2	1				8	27
伝音難聴			2	2				1				1		6
ダウン症難聴疑い														0
その他の遅れ難聴疑い			1	2					1		1			5
滲出性中耳炎													3	3
その他の耳疾患							1	1		1	1	1	6	11
鼻疾患		1		2			3		3			5	13	27
その他				1					2	1			12	16
計	5	12	21	25	25	38	24	14	12	7	5	13	60	261

表3-3 センター内一般診療状況

(単位：人)

一時保護所	くすのき学園	計
18	34	52

表3-4 診断書等の交付状況

(単位：件)

身体障害者診断書	14
補装具費支給意見書	20
特別児童扶養手当認定診断書	8
年金診断書	1
軽・中等度意見書	8
診療情報診断書	8
その他診断書	2
計	61

(4) 歯 科

嘱託歯科医師（昭和区歯科医師会に所属）が、週1枠（半日）診療を行っている。歯科衛生士により、各学園で歯予防教室を開いている。平成29年度の実績は表4-1、4-2のとおりである。

表4-1 施設別診療状況

(単位：人)

区 分	一時保護所	みどり学園	わかさ学園	すぎのこ学園	くすのき学園	センター内	センター外	計
検 診	20	14	3		6	9	55	107
ブラッシング	20	14	3		6	9	54	106
フ ッ 素	10	12	3		5	4	38	72
スケーリング	18	14	3		5	8	56	104
機械的歯面清掃	12	14	3		5	7	48	89
単治サホライト	1						2	3
充填及び研磨	2						1	3
歯 髄 処 理								0
抜 歯								0
(別掲) 学園検診	0	32	24	9	0	0	0	65

表4-2 ブラッシング・フッ素塗布年齢別状況

(単位：人)

	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	7歳	8歳	9歳	10歳	11歳	12歳以上	計
ブラッシング		5	12	16	12	9	7	7	5	4	6	24	107
フ ッ 素		5	5	11	8	7	1	4	4	4	6	16	71

(5) 眼 科

非常勤医師が週 1 枠（半日）診療にあたっている。平成 29 年度の実績は表 5-1、5-2 のとおりである。

表 5-1 眼科新来

（単位：人）

区 分	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	7歳	8歳	9歳	10歳	11歳	12歳以上	計
屈折異常						1			1					2
眼位異常			1											1
異常眼球運動														0
外眼部・前眼部疾患				1										1
白内障														0
緑内障														0
心因性視覚障害														0
網脈絡膜疾患														0
脈絡膜欠損														0
網膜色素変性症														0
未熟児網膜症														0
視束														0
視路疾患														0
視神経低形成														0
傾斜乳頭														0
視神経萎縮														0
検診（正常視力）							1	2	1					4
一時保護所・くすのき学園				1	3	1	1	2	1		1	2	17	29
その他				3	2						1	1		7
計	0	0	1	5	5	2	2	4	3	0	2	3	17	44

注：「外眼部・前眼部疾患」は、網膜症、アレルギー、春季カタル、睫毛乱生、網膜下出血、眼瞼下垂、
「その他」は、網膜症、網膜萎縮症、色覚異常である。

表 5-2 眼科再来

（単位：人）

区 分	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	7歳	8歳	9歳	10歳	11歳	12歳以上	計
屈折異常				1					1					2
眼位異常								2	1	1			2	6
異常眼球運動														0
外眼部・前眼部疾患													1	1
白内障													1	1
緑内障														0
心因性視覚障害														0
網脈絡膜疾患														0
脈絡膜欠損														0
網膜色素変性症														0
未熟児網膜症														0
視束														0
視路疾患														0
視神経低形成														0
傾斜乳頭														0
視神経萎縮														0
検診（正常視力）													1	1
一時保護所・くすのき学園						1			4	2	1	4	24	36
その他				2		3	5	7	1	4	1	2	5	30
計	0	0	0	3	0	4	5	9	7	7	2	6	34	77

注：「外眼部・前眼部疾患」は、網膜症、アレルギー、春季カタル、睫毛乱生、網膜下出血、眼瞼下垂、
「その他」は、網膜症、網膜萎縮症、色覚異常である。

(6) 訓 練
ア 理学療法

医師の指導監督の下、理学療法士5名が障害児（者）リハビリテーション料施設基準に基づく個別的訓練を行っている。平成29年度の実績は次表のとおりである。

表6-1 診断区分別状況

(単位：人)

区 分	就 学 前							小学生		中学生	高校生	その他	計
	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	低学年	高学年				
脳 性 麻 痺		7	4	1	1	2	7	9	10	5	7		53
合併症を伴う脳性麻痺			1		1		3	6	4	4	9		28
疾病による運動障害	2	2			1		2	6	6	3	2	2	26
後天性運動障害		1				2			3		1		7
中枢性協調障害			1		1	1		1					4
運動発達遅滞	1	10	8	6	3	4	4	3	1	1			41
ダウン症候群	1	5	5	4	1								16
その他の染色体異常		2	3	1	4	1		7	3	1			22
二分脊椎および類似疾患		1						1	1				3
神経・筋疾患			1	1	1				1	1			5
骨・関節疾患				2					1	1	1		5
発達性協調運動障害				2	2	3	7	7	1				22
そ の 他			1			1	1		1		1		5
計	4	28	24	17	15	14	24	40	32	16	21	2	237

注1：年齢は平成30年4月1日時点のものである。

注2：「合併症を伴う脳性麻痺」における主な合併症は、精神発達遅滞、てんかん、視覚障害、聴覚障害などである。

注3：「中枢性協調障害」は、脳性麻痺の疑い、筋緊張異常などである。

表6-2 区別状況

(単位：人)

区	千種	東	北	西	中村	中	昭和	瑞穂	熱田	中川	港	南	守山	緑	名東	天白	市外	計
人数	17	3	3			18	42	40	16	3	1		13		19	58	4	237

表6-3 療育環境等状況

(単位：人)

療育環境		人数	療育環境		人数
特別支援学校	小学部	26	中央療育センター内	わかさ学園	20
	中学部	12		みどり学園	6
	高等部	18		グループ	26
地域の小学校	特別支援学級	22	他通園施設	通園	3
	普通級	23		グループ	4
地域の中学校	特別支援学級	2	生活介護事業所		1
	普通級	3	入所施設		2
高等学校		2	在宅		29
幼稚園・保育園		35	その他		0
児童・放課後等デイサービス		3	計		237

表6-4 訓練開始児童の診断区分別状況

(単位：人)

区分	0歳 6か月未満	0歳 6か月以上	1歳 6か月未満	1歳 6か月以上	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	小学生	中学生	計
脳性麻痺		4	1						1			6
合併症を伴う脳性麻痺				1								1
疾病による運動障害		3	1			1		1				6
後天性運動障害												0
中枢性協調障害												0
運動発達遅滞		5	5	2	2			1				15
ダウン症候群		3		1								4
その他の染色体異常		2		1		1						4
二分脊椎および類似疾患												0
神経・筋疾患												0
骨・関節疾患												0
発達性協調運動障害					1	2	3	1		4		11
その他							1					1
計	0	17	7	5	3	4	4	3	1	4	0	48

注1：年齢は理学療法開始時のものである。

注2：「合併症を伴う脳性麻痺」における主な合併症は、精神発達遅滞、てんかん、視覚障害、聴覚障害などである。

注3：「中枢性協調障害」は、脳性麻痺の疑い、筋緊張異常などである。

表6－5 訓練開始児童の紹介経路状況

(単位：人)

紹介経路		人 数		
名古屋大学病院	2	中央療育一	わかくさ学園	0
名古屋市立大学病院	9		その他	8
名古屋市医療センター	0	保健所		0
名古屋第二赤十字病院	16	乳児院		0
聖霊病院	0	その他		1
その他の医療機関	12	計		48

表6－6 訓練終了の状況

(単位：人)

区 分	人 数
目 標 達 成	13
他 機 関 へ	5
死 亡	1
市 外 転 出	0
年 齢 超 過	8
そ の 他	5
計	32

表6－7 訓練月別状況

(単位：人)

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計
実人数	160	159	164	168	163	164	162	163	160	145	156	165	1,929
延人数	385	393	434	401	399	401	447	403	389	329	387	395	4,763

注：一人当たりの月平均訓練回数は2.47回であった。

イ 作業療法

医師の指導監督の下、作業療法士2名が障害児（者）リハビリテーション料施設基準に基づく個別的訓練を行っている。平成29年度の実績は次表のとおりである。

表6－8 診断区分別状況

（単位：人）

診断区分	就 学 前							小学生		中学生	高校生	その他	計
	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	低学年	高学年				
脳 性 麻 痺		4 (4)	1	1	2	2	7	10	6	5	2		40 (4)
合併症を伴う脳性麻痺（注1）							3	4	3		4		14 (0)
疾 病 に よ る 運 動 障 害	1 (1)				1	1	1 (1)	8	3		1		16 (2)
後 天 性 運 動 障 害						2	1 (1)	2	1		2		8 (1)
知的障害に伴う運動発達遅滞			2 (2)	3 (3)	3 (3)	8 (4)	5	9 (1)	3	3			36 (13)
ダ ウ ン 症 候 群					3 (2)	3 (2)	2 (1)	1					9 (5)
その他の症候群および染色体異常					2 (1)	2 (2)	1	9	3				17 (3)
神 経 ・ 筋 疾 患				1					1	1			3 (0)
骨 ・ 関 節 疾 患				2 (1)							1		3 (1)
自 閉 症				1 (1)	3 (3)	2	1	2					9 (4)
広 汎 性 発 達 障 害					5 (4)	7 (4)	8 (2)	9 (3)	3 (2)				32 (15)
発 達 性 協 調 運 動 障 害					2 (1)	2 (2)	7 (3)	4 (1)	1 (1)				16 (8)
そ の 他						1 (1)							1 (1)
計	1 (1)	4 (4)	3 (2)	8 (5)	21 (14)	30 (15)	36 (8)	58 (5)	24 (3)	9 (0)	10 (0)	0 (0)	204 (57)

注1：年齢は平成30年4月1日時点のものである。

（ ）内の数字は総数のうちH29年度の新規開始児童数である

注2：「合併症を伴う脳性麻痺」における合併症は、知的障害、てんかん、視覚障害、聴覚障害などである。

表6－9 区別状況

（単位：人）

区	千種	東	北	西	中村	中	昭和	瑞穂	熱田	中川	港	南	守山	緑	名東	天白	市外	計
人数	22	2	1			16	43	26	9	3			17	1	13	51		204

表6-10 療育環境等状況

(単位：人)

療育環境		人数	療育環境		人数
特別支援学校	小学部	28	中央療育センター内	わかくさ学園	13
	中学部	7		みどり学園	13
	高等部	9		グループ	4
地域の小学校	特別支援学級	29	他通園施設	通園	3
	普通級	21		グループ	1
地域の中学校	特別支援学級	0	生活介護事業所		0
	普通級	1	入所施設		0
高等学校		1	在宅		6
幼稚園・保育園		65	その他		0
児童・放課後等デイサービス		3	計		204

表6-11 訓練終了の状況

(単位：人)

区分	人数
目標達成	23
他機関へ	2
死亡	1
転出	2
高校卒業	3
その他	17
計	48

表6-12 訓練月別状況

(単位：人)

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計
実人数	120	121	130	129	132	132	131	140	133	123	133	146	1,570
延人数	231	245	265	241	263	237	266	257	238	216	249	278	2,986

注：一人当たりの月平均訓練回数は1.90回であった。

ウ 言語聴覚療法

医師の指導監督の下、言語聴覚士 6 名が障害児（者）リハビリテーション料施設基準に基づく個別的訓練を行っている。

(7) 言語訓練

平成 29 年度の実績は次表のとおりである。

外来で言語訓練を実施した児童は 64 人で、診断別では自閉症・PDD 等が 11 人、構音障害が 39 人、精神発達遅滞が 5 人、言語発達遅滞等が 5 人、吃音が 4 人である。また、年齢別では就学前が 27 人（42%）、学齢児が 37 人（58%）となっている。

表 6-13 訓練月別状況

（単位：人）

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
実人数	35	31	30	36	38	34	34	30	35	34	33	38	408
延人数	55	45	49	60	68	57	56	47	57	54	54	76	678

表 6-14 区別状況

（単位：人）

区	千種	東	北	西	中村	中	昭和	瑞穂	熱田	中川	港	南	守山	緑	名東	天白	市外	計
人数	6	1		2		2	12	12	2	2	1		3	1	5	15		64

(1) 聴能訓練

聴能訓練は聴覚障害児に対する言語訓練（コミュニケーション指導）である。平成 29 年度の実績は次表のとおりである。

表 6-15 年齢・難聴程度別状況

（単位：人）

年 齢	2級	3級	4級	6級	非該当	計
0 歳 児		1			2	3 (0)
1 歳 児				1	5	6 (0)
2 歳 児		1			6 (3)	7 (3)
3 歳 児		2		2 (1)	4 (1)	8 (2)
4 歳 児		2 (2)		2	9 (4)	13 (6)
5 歳 児	1	3 (3)		2 (1)	6 (4)	12 (8)
6 歳 以上		1 (1)		1 (1)	9 (3)	11 (5)
計	1 (0)	10 (6)	0 (0)	8 (3)	41 (15)	60 (24)

注：（ ）内は重複障害児（再掲）

表6-16 訓練月別状況（集団訓練の回数は除く）

（単位：人）

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
実人数	29	33	33	32	26	26	25	24	26	24	24	25	327
延人数	41	56	57	49	41	40	36	38	39	38	33	34	502

表6-17 聴力検査種別状況

（単位：件）

CORテスト	ピープショウ テスト	標準聴力検査	語音聴力検査	BOA	SPLテスト	インピーダンス
53	138	7		1		

注：表中、検査方法は略称で表示した。正式な名称は以下のとおりである。

COR：条件詮索反応聴力検査、ピープショウ：遊戯聴力検査、BOA：聴性行動反応聴力検査、
SPL：音圧レベル

表6-18 区別外来聴能訓練児状況

（単位：人）

区	千種	東	北	西	中村	中	昭和	瑞穂	熱田	中川	港	南	守山	緑	名東	天白	市外	計
人数	6		4	2	5	1	2			2	3	3	6	4	5	6	11	60

(7) 検 査

平成 29 年度に行った各種検査は次表のとおりである。

表 7-1 検査状況

(単位：件)

臨床検査 (採血・採尿)	レントゲン	脳波検査
33	84	19

表 7-2 発達・心理検査状況

(単位：件)

津守	K式	ビネーV	WISCⅣ	WAIS	K-ABCⅡ	S-M	その他	計
	37	164	125		2		2	330

注：表中、検査方法は略称で表示した。正式な名称は以下のとおりである。

津守：津守式乳幼児精神発達検査 WAIS：ウェクスラー成人知能検査第3版

K式：新版K式発達検査2001

K-ABCⅡ：Kaufman Assessment Battery for Children

ビネーV：田中ビネー知能検査 V S-M：S-M社会生活能力検査

WISCⅣ：ウェクスラー児童用知能検査第4版

表 7-3 聴力検査種類別・年齢別状況

(単位：件)

検査種類		0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	7歳	8歳	9歳	10歳以上	計
自覚的聴力検査	乳児用聴力検査 (BOA含む)	1											1
	COR	13	13	15	4	1	5	2					53
	ピープショウ		7	15	8	22	17	7	3	1	2	8	90
	標準聴力検査				2	2	7	10	4	5	3	30	63
	語音聴力検査											1	1
	その他 (SPL等)												0
聴力検査 他覚的	ABR・ASSR	2	5	4	1	4	1					1	18
	インピーダンス												0
計		16	25	34	15	29	30	19	7	6	5	40	226

注：表中、検査方法は略称で表示した。正式な名称は以下のとおりである。

BOA：聴性行動反応聴力検査、COR：条件詮索反応聴力検査、ピープショウ：遊戯聴力検査、SPL：音圧

ABR：聴性脳幹反応、ASSR：聴性定常反応

表7-4 言語・構音検査種別・年齢別状況

(単位：件)

検査種類	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	7歳	8歳	9歳	10歳以上	計
吃音検査			1	1	1	1		1			2	7
吃音検査及び構音・言語検査												0
構音検査			2	1	16	14	12	1	2		3	51
言語検査及び構音検査			2	6	6	5	2	2				23
言語検査		3	9	28	9	7	1	1		1		59
計	0	3	14	36	32	27	15	5	2	1	5	140

表7-5 言語・構音検査診断別・処遇方針別状況

(単位：件)

区分	訓練	翌年度 幼児言語教室方向	再来指示	ガイダンスのみ	他機関紹介	計
正常域			1	7		8
構音障害	16		6		1	23
言語発達遅滞	4	1	20	20	1	46
精神発達遅滞	3		9	11		23
聴覚障害				1		1
吃音	2			2	1	5
境界域			3	1		4
脳性麻痺	1			1		2
PDD・自閉症	5	1	7	14		27
口蓋裂				1		1
計	31	2	46	58	3	140

注：重複の障害を有するものは、主なものを診断の種別とした。

Ⅲ 通園部門

(1) みどり学園

みどり学園は、児童福祉法に基づく福祉型児童発達支援センターである。満 2 歳から就学までの心身の発達に遅れがある児童が、親子通園を経て単独で通っており、児童の身辺自立及び基本的生活習慣の確立を目的とした早期療育と、その家族の福祉向上を目指している。

ア 園児の概況

(ア) 新規・継続等の状況

17 名の新入園児と 14 名の継続園児の 31 名で始まった。

新規・継続別の年齢および男女の構成は表 1-1 のとおりである。

区別の状況は表 1-2 のとおりである。

表 1-1 新規・継続別状況

(単位：人)

区 分	2 歳児		3 歳児		4 歳児		5 歳児		計		合計
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	
新 規	0	0	13	2	0	1	0	1	13	4	17
継 続	0	0	2	3	4	1	4	0	10	4	14
計	0	0	15	5	4	2	4	1	23	8	31
合 計	0		20		6		5		31		

表 1-2 区別状況

(単位：人)

千種	中	昭和	瑞穂	天白	計
1	7	7	1	15	31

(イ) 障害種別、障害程度の状況

障害種別についてはクラス毎に表 1-3 に示した。4 クラスの構成で、生活年齢、児童の状態などを考慮して編成している。自力で座位保持が可能でなくても入園対象としているので、運動面の状態はかなりの幅がある。

愛護手帳、身体障害者手帳の取得状況は表 1-4 のとおりである。愛護手帳は未取得の児童が 7 名いるが、必ずしも非該当であるとは限らない。また、知的な力はあるが自閉症の症状による困難があり、周りの理解を得るのかえって苦勞する児童がいる。

表1-3 障害種別・年齢別・クラス別状況

(単位：人)

区分		2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	計	クラス合計
あか組	知的障害＋自閉症				2	2	8
	知的障害＋ダウン症				1	1	
	知的障害＋広汎性発達障害			2		2	
	知的障害＋その他			1	2	3	
もも組	知的障害＋自閉症			1		1	8
	知的障害＋ダウン症		2			2	
	知的障害＋広汎性発達障害		1	1		2	
	知的障害＋その他		2	1		3	
きい組	知的障害＋自閉症スペクトラム症候群		1				8
	知的障害＋広汎性発達障害		5				
	知的障害＋その他		2				
あお組	知的障害＋広汎性発達障害		4				7
	知的障害		3				

表1-4 障害程度別状況

(単位：人)

区 分	障害1級	障害2級	障害3級	障害6級	未取得	計
愛護1度（最重度）		1	1			2
愛護2度（重度）		1			4	5
愛護3度（中度）					11	11
愛護4度（軽度）					6	6
未取得					7	7
計	0	2	1	0	28	31

注：「未取得」の中には、非該当を含み計上した。

(ウ) 卒・退園児の在園期間・進路状況

在園期間は表1-5、進路先は表1-6のとおりである。

表1-5 在園期間状況

(単位：人)

在 園 期 間	人 数
1年未満	1
1～2年未満	11
2～3年未満	2
3～4年未満	3
4～5年未満	1
計	18

表 1－6 進路状況

(単位：人)

区分	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	計
就学（特別支援学校）				3	3
就学（特別支援学級）				2	2
保育園		9			9
幼稚園		2	1		3
認定こども園		1			1
計	0	12	1	5	18

重複障害や知的に重い児童が就学まで在園するのに対し、中軽度の児童は 1～2 年の通園を経て、保育園・幼稚園に行くケースが多く、最近是在園期間が短い傾向が続いている。

イ 療育の状況

通園形態は、新入園児については概ね 8 週間の親子通園期間を経て単独通園となる。2 歳児は週 3 日、3 歳児以降は週 5 日の登園である。

(ア) 療育目標と内容

以下の項目を年間の療育目標とした。内容、日課について表 1－7 のように定めて実施した。

- 1 丈夫な身体をつくり、豊かな情緒を育てる。
- 2 基本的な生活習慣を身につける。
- 3 集団生活を通じて、人とのかかわる楽しさを感じ、社会性を養う。

表 1－7 一日のカリキュラム

9：00	通園バス出発(登園)
10：00	通園バス到着 クラス別保育 着脱 排泄
10：30	行進・体操 朝の会
11：00	主活動(全体またはクラス別) 昼食準備 排泄(各クラス)
12：00	昼食(各クラス) 歯みがき 排泄
13：00	自由あそび 午睡
14：00	クラス別保育 着脱 排泄 おやつ 帰りの会
15：00	通園バス出発(降園)

(イ) 行事・懇談

平成29年度に実施した行事・懇談等は、表1-8のとおりである。それ以外にも、クラス単位で年に3回程度、園バスを利用した遠足をしたり、クラスでクッキングをしたりするなど、親子で楽しい体験を共有し、交流を深めている。その他、毎月、誕生会（誕生月の児童がいない場合はお楽しみ会）、避難訓練を行っている。

表1-8 行事等実施表

区 分	学園行事	保育行事・懇談など
4 月	入園式	
5 月	春の遠足	クラス懇談 個人懇談
6 月	保護者参観 園外プール(注 1)	
7 月	園外プール 夏まつり	七夕
8 月		
9 月	園外プール	
10 月	運動会	個人懇談
11 月	保護者参観（注2）秋の遠足	
12 月	クリスマス会	
1 月		
2 月		節分 クラス懇談
3 月	卒園式 修了式	個人懇談 マザーグース交流会

注1：園外プールは障害者スポーツセンターを利用した。

注2 午前中クラス保育、午後は懇談会を行なった。

ウ 保護者との連携・支援

保護者が障害を持つ我が子を受け止め、育てていく過程には様々な困難がある。保護者が子育てを楽しく思い、児童の成長を喜べるような支援を行った。

(ア) 学園の取り組み

日々の連絡帳による園と家庭の情報交換を軸に、毎月の園だよりで園生活の予定などを伝えた。

毎月の保護者会は、全体に向け連絡調整し、保護者の意見を聞く場とした。クラス単位では年3回のクラス懇談を実施し、より身近なテーマで話し合いを持った。個々の療育目標については年3回の個人懇談の場で話し合いをし、個別支援計画を作成した。また、夏期在宅療育期間前に、新入園児と必要なケースについて家庭訪問し、家庭での園児の状況を把握し、家庭での療育について話し合った。また、外部から講師を依頼し、保護者向けの学習会を表1-9の

よう4回実施した。

表1-9 保護者学習会

区 分	内 容	担 当
6月	音楽あそびについて	音楽療法士（注）
7月	「保育園の園長のお話を聞こう」（進路の参考）	公立保育園園長
8月	OBの話（就園・就学を考える）	みどり学園OB4名
10月	テーマ別話し合い	発達障害者支援センター職員 セラピスト

注：音楽療法士2名が各クラス月2回程度、音楽あそびを担当している。

進路については、保護者に日ごろの児童の様子を伝えつつ、就学説明会（診療相談係主催）や、特別支援学校見学、保護者学習会などを通して考える場を提供し、発達検査や小児科受診を勧めた。また、保護者と、児童の身辺自立と集団参加の姿勢を考慮して、進路についての相談を行った。児童の特徴・特性・コミュニケーションの取り方などをまとめたサポートブックの作り方の説明会を行った。

(f)見守り一時支援

平成25年度より市内の各児童発達支援センターにて、保護者の支援を目的に希望者に対して15時以降も保育を実施している。平成29年度の実施状況は表1-10のとおりである。

表1-10 見守り一時支援 月別利用実績

（単位：日・人）

区分	開所日	利用者人数	延べ利用者数	日平均
4月	12	6	44	3.7
5月	15	8	56	3.7
6月	18	8	74	4.1
7月	16	9	47	2.9
8月	12	10	53	4.4
9月	15	10	64	4.3
10月	15	11	67	4.5
11月	14	10	59	4.2
12月	16	12	74	4.6
1月	13	10	51	3.9
2月	15	10	66	4.4
3月	13	13	61	4.7
合計	174	117	716	4.1

(ウ) センター内外との連携

診療相談系の保健師には各クラスへの毎月1回程の参加を通して、児童の健康を中心に相談した。保育中のケガや発作への対応や、大きな行事やプールにも同行してもらい、安全把握に努めた。

同系の理学療法士や作業療法士には、イスの調整や運動面・身辺面の状況などを必要に応じて相談した。すぎのこ学園の言語聴覚士には、年3回各クラスに入ってもらうことで、児童のコミュニケーションの現状と課題を確認したり、摂食の仕方を相談した。

診療相談系のセラピストとは、発達検査の取り組み状況や園での様子を伝え合うことで、児童や保護者のより深い把握を心がけた。

エ 卒・退園児およびその保護者への支援

卒・退園する児童の在園中の様子をまとめ、進路先へ引き継いだ。また、前年度の担任が、年度当初に進路先の学校や園などを訪問し、児童の状況を見て意見交換を行った。実施状況は表1-11のとおり実施した。

就園1年目の保護者を対象に年4回、就学1年目の保護者を対象に年2回、合計6回のアフターケアグループ（マザーグース）を行った。就学・就園後の悩みを聞くことや、保護者同士が情報交換することで、卒・退園後の不安の軽減を図った。3月には、次年度に就学・就園予定の児童の保護者との交流会も行っている。

表1-11 アフターケア訪問実施状況

(単位：人)

訪 問 先	人 数
特 別 支 援 学 校	4
特 別 支 援 学 級	2
保 育 園	11
幼 稚 園	1
他 の 通 園 施 設	0
計	18

(2) わかくさ学園

児童福祉法に基づく医療型児童発達支援センター（旧 肢体不自由児通園施設）である。脳性麻痺・精神発達遅滞などで運動機能に障害のある学齢未満の児童と保護者が一緒に通い、保育士が専門職員と連携し、児童の特性に配慮した療育を行っている。

重症心身障害児、肢体不自由児、医療的ケアが必要な児童を療育するため、保育士等常勤スタッフには高度な専門性が求められる。また、医師、看護師、理学療法士（PT）、作業療法士（OT）、言語聴覚士（ST）など医療スタッフと情報を共有し、個々の状態に応じた支援が欠かせない。他の医療機関や児童発達支援事業所等と連携し、卒・退園を見据え特別支援学校等と連絡を密にして移行支援に努めている。

最近の傾向として、親子通園の保護者負担が大きく、利用者が減少傾向である。児童発達支援事業所など各種サービスが充実する中で、公立施設である医療型児童発達支援センターの療育内容や体制について検討が必要である。

ア 園児について

(ア) 新規、障害の程度など

平成29年度末の契約児童数は26人。年度当初入園児童9人、途中入園児童4人であった。新規・継続児童、診断名、住所区別状況及び障害の程度は表2-1から表2-4のとおり。

表2-1 新規・継続児童

（単位：人）

区 分	1歳児		2歳児		3歳児		4歳児		5歳児		計		合 計
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	
新 規	2	2	5	3				1			7	6	13
継 続			1		2	1	3	1	4	1	10	3	13
計	2	2	6	3	2	1	3	2	4	1	17	9	26
合 計	4		9		3		5		5		26		

表2-2 診断名等

（単位：人）

区 分	1歳児		2歳児		3歳児		4歳児		5歳児		計		合 計
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	
脳 性 麻 痺		1	1		1		1		4	1	7	2	9
骨 形 成 不 全											0	0	0
神 経 ・ 筋 疾 患			1			1		1			1	2	3
精 神 発 達 遅 滞	2		4	4	1		2				9	4	13
そ の 他								1			0	1	1
計	2	1	6	4	2	1	3	2	4	1	17	9	26
合 計	3		10		3		5		5		26		

注：「その他」には、染色体異常などの先天性異常・後天性の運動障害・医療的ケア等を含む。

表2-3 住所区

(単位：人)

東	北	中	昭和	瑞穂	熱田	中川	守山	名東	天白	計
1	1	3	4	3	3	1	4	2	4	26

注：市内在住児、唯一の医療型児童発達支援センター（旧 肢体不自由児通園施設）。市内全域対象。

表2-4 障害程度

(単位：人)

区 分	障害1級	障害2級	障害3級	なし	計
愛護1度(最重度)	9	1			10
愛護2度(重 度)	6			4	10
愛護3度(中 度)	1			3	4
愛護4度(軽 度)	1			1	2
な し					0
計	17	1	0	8	26

(1) 卒・退園児の進路

進路は表2-5のとおり。

表2-5 進路（5年間推移）

(単位：人)

区 分	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
名古屋特別支援学校（通 学）	2		1	1	
名古屋特別支援学校（訪問教育）				1	
港特別支援学校（通 学）	3	3	1	5	5
港特別支援学校（訪問教育）					
その他特別支援学校	1	4	1		
地域の小学校（通 学）	5	3			
保育園入園	1	1			
幼稚園入園	1		1		
みどり学園（児童発達支援センター）入園	3	2	1	2	1
他の児童発達支援センター入園	1		2	2	5
市外転出		1	1		1
死亡				2	
その他				1	
計	17	14	8	14	12

注：「その他」は、青い鳥学園入園・病院入院・家庭復帰など

イ 療育について

正規職員は、園長（事務取扱）1人、保育士4人の配置である。そのため、中央療育センターの医師や診療相談系の看護師・理学療法士・作業療法士の協力を得て、保育士を中心に専門的療育に努めている。医療的ケア児対応のため診療相談系の看護師が交代で常駐し健康管理に努めている。

専門的な療育プログラムとして音楽療育・プール療育・スヌーズレン（多感覚刺激）を実施するとともに、様々な行事をとおして多様な体験活動を行っている。

また、保護者が療育知識や技能を習得し、家庭での療育に役立てる支援に努めている。

(ア) 療育内容など

a ねらい

- (a) 泣いたり、笑ったり、気持ちをいっぱい表現しよう。
- (b) 五感を通して、いろいろな刺激を感じよう。
- (c) 親子で安心して過ごせる場所にしよう。

b 日課

日課は表2-6のとおり。

表2-6 日 課（通常療育の場合）

時 間	日 課
9:45	登園（通園バスなど） 検温、排泄・着替え
10:00	お母さんの体操（ラジオ体操第2）
10:05	体操（ふれあいリラックス体操、リズム体操）、水分補給
10:50	朝の会（今月の歌・おはようの歌）、出席確認の呼名・シールはり
11:00	課題療育（室内あそび・製作・おさんぽ・音楽療育・スヌーズレン・おさんぽ・お誕生会・園庭プールなど）
11:40	給食（食後の歯磨き）
12:45	親子分離療育（保護者は控室にて昼食・休息） ふれ足体操・自由遊び
13:45	帰りの会（さよならの歌）
14:00	降園
14:10	通園バス発車

c ふれあいリラックス体操・リズム体操

療育への導入として、音楽に合わせ手足の指などにやさしく触れ、親子の心と身体をほぐす「ふれあいリラックス体操」や親子でリズム体操をして児童が動こうとする自主的な気持ちを大切にしている。

d 音楽療育

日本音楽療法学会認定音楽療法士による専門的な音楽療法を平成13年度から実施している。音楽や楽器をとおして聴覚・視覚・触覚等の感覚に働きかけ、身体的なリズム感覚を引き出し、ボディイメージを育てる、手指への意識を高め協応運動を促すなどにより心身機能の維持改善、生活の質の向上などを図っている。

e プール療育

水中では浮力や水圧により、姿勢の保持・変換が困難な児童が浮力や水圧を利用して様々な姿勢や変化を体験でき、運動量が確保されるため食欲や睡眠などを促すなど生活面での効果がある。保護者や保育士とスキンシップを通してリラックスしながら水中で集団遊びすることにより仲間と交流できるなど様々な療育効果が期待できる。

プール療育は木曜日（4月から12月）に名古屋市障害者スポーツセンターにおいて実施している。ただし、主治医の許可が得られないなど入水ができない児童は学園で通常療育を行っている。

表2-7 プール療育

目 的	水に慣れ親しみ、水の中で身体を動かす楽しさを体験する。 浮力や水圧がある水中運動により健康の維持増進を図る。 親子のスキンシップを深め、水中集団遊びを通じて友だちと交流する。
日 時	木曜日 10:00～12:30（入水10:35～11:20）
場 所	名古屋市障害者スポーツセンター（名東区勢子坊2-501）
内 容	10:00 集合（通園バス 9:30学園発） 健康チェック（検温・脈拍・聴診・健康観察など） 着替え 10:25 プールサイド ハトポッポ体操・準備運動 シャワー 10:35 プール ・集団水慣れプログラム（音楽に合わせて10分程度） （腰かけキック・歩き・ゆらし・ジャンプ・バプリングなど） ・集団あそび・個人療育プログラム・個人遊泳（20分程度） 11:10 退水（順次介助し更衣室へ、保温・シャワー・着がえ） 11:30 昼食指導・休息（昼食） お帰りの会 12:30 解散（通園バス出発 13:00学園着）

f 単独通園

就学を控える年長児等の精神的な成長や自立心を育成するため、児童のみ単独で集団生活を経験する単独通園を実施している。（平成15年4月18日開始）。

早期から児童が単独で通う児童発達支援事業所が増加する中、利用が減少しており、単独療育のあり方が課題となっている。

g 行事

平成 29 年度に実施した主な行事は表 2－8 のとおり。

表 2－8 平成 29 年度 行事

区 分	学園行事	家族支援	健康診断
4 月	4/10 入園式	4/11・12 スヌーズレン・オリエンテーション	身体測定（随時）
5 月	5/19 春の遠足（東山動植物園）	5/9・10 個人懇談会、5/11 保護者教室（ブラッシング指導）	5/16・17 健康診断、5/11 歯科健診、5/25 プール療育オリエンテーション
6 月	6/14 園外保育（鶴舞公園）	6/3 家族参観（ひまわり・ちゅうりっぷ組）、6/20・21 保護者教室（子どもの健康）、特別支援学校見学会（6/16 名古屋・6/23 港）	
7 月	7/7 セタ会、7/10・11 プール開き、7/25・26 ミニ夏まつり		身体測定（随時）
8 月	8/29・30 おばけやしき&メルヘンルーム	家庭訪問（随時）、8/3～16 在宅療育	
9 月	9/16 運動会		
10 月	10/12 遠足（アンパンマンミュージアム）、10/23・27 ハロウィン	10/17・18 個人懇談会、10/19 保護者教室（食育クッキング）、10/28 家族参観（りす・うさぎ）	10/24・25 健康診断、身体測定（随時）
11 月	11/30 名フィルコンサート（センチュリーホール）	11/9 保護者教室（ティンクルを知ろう）、11/21・22 ミニクッキング	
12 月	12/14 クリスマス会、12/20・22 園外保育（刈谷ハイウェイオアシス）	12/4・8 手作りおやつ、12/25～1/5 在宅療育	
1 月	1/11 新年会 1/18 ヴァイオリンコンサート	1/11 懇談会（アンケートなど）、1/25 食育プログラム（恵方ロールなど）、1/27 家族参観（全クラス）	身体測定（随時）
2 月	2/1 節分会、2/7・9 プラネタリウム見学、2/15・22 お別れプール、2/28 おひなさま会	2/23・26 保護者教室（給食試食会）	
3 月	3/2 おひなさま会、3/8 お別れ遠足（名古屋港水族館）、3/15 卒退園式	3/16～4/9 在宅療育	

(イ) 理学療法・作業療法

療育の開始前・終了後に週1回、個別に理学療法を実施した（表2-9）。同様に、上肢機能訓練・日常生活動作訓練・感覚統合療法などによる作業療法を実施（表2-10）。

表2-9 理学療法実施延人数（月別、29・28年度）

（単位：人）

区 分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
28年度	55	64	72	62	48	53	58	59	43	43	62	54	673
29年度	42	47	52	45	30	39	45	41	36	37	48	41	503

表2-10 作業療法実施延人数（月別、29・28年度）

（単位：人）

区 分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
28年度	20	25	35	39	36	38	35	30	24	32	42	42	398
29年度	18	23	29	34	23	24	29	22	23	27	28	29	309

ウ その他

(ア) 保護者教室

保護者支援に努め、各種の保護者教室を実施している。表2-11のとおり。

表2-11 保護者教室（平成29年度）

区 分	内 容	講 師 等
5月	5/11 ブラッシング指導	中央療育センター歯科衛生士
6月	6/16 名古屋特別支援学校見学会 6/20・21 子どもの健康 6/23 港特別支援学校見学会	名古屋港特別支援学校教諭 中央療育センター看護師 港特別支援学校教諭
10月	10/19 食育プログラム（かぼちゃクッキー）	児童福祉センター管理栄養士
11月	11/9 ティンクルを知ろう	ティンクルなごや看護師・職員
12月	特別支援学校の体験談	卒園児保護者
1月	1/11 懇談会（アンケート結果など） 1/25 食育プログラム（恵方ロールなど）	中央療育センター副所長 児童福祉施設調理員
2月	1/23・26 給食試食会	保育士

(イ) アフターケア

卒退園生を対象に成長の様子を共有し支援の継続性を図るため、保育士や理学療法士等が、特別支援学校・通園施設等を訪問しアフターケアに努めている。

(3) すぎのこ学園

すぎのこ学園は、児童福祉法に基づく、主に難聴幼児を対象とした福祉型児童発達支援センターである。就学前の児童と保護者がともに通園し、生活の場面や季節の行事などを楽しく体験することで社会参加の意欲を高め、コミュニケーションやことばの力を育てることを目指した療育に努めている。また、平成5年度からは2歳児の言語発達遅滞児を対象とした「幼児言語教室」を開設していたが、平成29年度は対象者が3人以上揃わず開設されなかった。

表3-1 園児数

(単位：人)

区 分	男	女	計
難聴児クラス	15	11	26
幼児言語教室	—	—	—
計	15	11	26

注：中途入退園者を含む

ア 難聴

新生児聴覚スクリーニングを導入している産科病院等は年々増えており、難聴の発見は低年齢化しつつある。そのため、保健所での1歳6か月児健診、3歳児健診で発見・紹介されるケースは少なくなってきた。

難聴児の言語獲得のためには、1日も早い発見と指導・教育が不可欠とされている。今後本市においても産科病院等との連携を検討していく必要がある。また、見落としがないように保健所の健診後の紹介など関係機関との連携を今後も続けていかなければならない。

(ア) 園児の概況

a 性別・年齢別・障害の程度別

平成29年度の在籍児（途中入園児を含む）は26人であり、その性別・年齢別及び障害の程度別の内訳は、表3-2及び表3-3のとおりである。難聴幼児通園施設は全国的に数が少ないため、市内全域からだけではなく市外から通園してくるケースがあり、平成29年度は8人が市外から、うち1人が県外から通園してきている。

表3-2 年齢別・性別等内訳

(単位：人)

区分		0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計
性 別	男		2	4	4	2	3	15
	女		2	3	3	1	2	11
計			4	7	7	3	5	26
並行通園の状況 (再掲)	幼稚園				3	2	2	7
	保育所				2	1	3	6

表3-3 障害の程度別の内訳

(単位：人)

区 分	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計
身体障害者手帳2級						2	2
身体障害者手帳3級		1	1		2		4
身体障害者手帳4級			2			1	3
身体障害者手帳6級		1	1	3	1	1	7
非 該 当		2	3	4		1	10
計		4	7	7	3	5	26

b 難聴の診断年齢・診断機関及び入園経路

難聴の発見時期は新生児聴覚スクリーニングの導入に伴い、低年齢化してきており、1歳未満で診断されるケースが増えてきている。中でも、身体障害者手帳に該当する程度の難聴が低年齢で発見されるケースが増えている。その一方で、ことばが遅いことを主訴に受診して2歳前後で難聴が発見されるケースはまだ見られる。

表3-4 難聴の診断機関及び年齢

(単位：人)

区 分	0 ～ 6か月	7 ～ 12か月	1歳1か月 ～ 1歳6か月	1歳7か月 ～ 2歳	2歳1か月 ～ 2歳6か月	2歳7か月 ～ 3歳	3歳1か月 ～ 3歳6か月	3歳7か月 ～ 4歳	4歳1か月 ～ 4歳6か月	計
児童福祉 センター	1 (1)									1 (1)
あいち小児 保健医療総合 センター	10 (4)	4 (3)	1							15 (7)
病 院	6 (1)	1			1 (1)	1				9 (2)
地域療育 センター							1			1
計	17 (6)	5 (3)	1	0	1 (1)	1	1	0	0	26 (10)

注：() 内は身体障害者手帳非該当の児童を再掲

表3-5 入園の紹介ルート

(単位：人)

区 分	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計
あいち小児保健医療総合センター		3	5	6	1		15
保 健 所						1	1
病 院		1	1	1	1	2	6
地 域 療 育 セ ン タ ー						1	1
そ の 他			1		1	1	3
計	0	4	7	7	3	5	26

表3-6 入園時の年齢

(単位：人)

区 分	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
0か月 ～ 6か月					
7か月 ～ 12か月					
1歳1か月 ～ 1歳6か月	7	5	5	5	2
1歳7か月 ～ 2歳	4	7	8	13	12
2歳1か月 ～ 2歳6か月	3	4	7	7	4
2歳7か月 ～ 3歳	2	2	1	3	3
3歳1か月 ～ 3歳6か月	2	3	4	3	3
3歳7か月 ～ 4歳			4	3	1
4歳1か月 ～ 4歳6か月	2	2			
4歳7か月 ～ 5歳	3	4	1		
5歳1か月 ～ 5歳6か月		1	1		
5歳7か月 ～ 6歳	1			1	1
6歳1か月 ～ 就学					
計	24	28	31	35	26

c 入園までの指導

難聴が発見され、入園が決定した児童に対しては、入園前に次のことを行っている。

(a) 見学

各年齢のクラスを、それぞれ最低1回見学してもらっている。これによって、学園の指導内容を具体的に理解してもらい、スムーズに療育に参加できるようにしている。

(b) ガイダンス

難聴と診断された後、難聴、聴力、補聴器についてガイダンスし、聴力確定、補聴器装用を図っていく。ガイダンスは入園後も適宜行っている。

(1) 療育指導の概況

a 指導目標

補聴器を適切に使用し、残存聴力を最大限に活用し言語の発達を促すことが目標となる。そのために、集団指導・個別指導とも、保護者も参加し、当園での療育活動を家庭での療育に活かしてもらうように心がけている。低年齢ほど、保護者への援助・指導の比重が大きくなっている。

b 通園回数

集団指導は、年齢別のクラスを原則としている。

個別指導は、週1回・1時間、言語聴覚士が行っている。

表3-7 年齢別通園回数

区 分	集団指導	個別指導	通園回数
1歳	週2回	週1回	週2回
2歳	週3回	週1回	週3回
3歳	週3回	週1回	週3回
4歳	週1回	週1回	週2回
5歳	週1回	週1回	週2回

c 日課

基本的な日課は、表3-8のとおりである。（ただし、年少児の一部・年中児・年長児は、幼稚園・保育所にも在籍しているため、クラス運営は午後行っており、日課も異なる。）

毎日の日課を訓練室に掲示して、その日の指導内容を保護者に把握してもらうよう努めた。

指導内容については毎月クラスごとにその月の行事を考慮して設定したテーマ（目標）に沿ったものとし、体験の共有や積み重ねを大切に行った。さらにきめ細かい指導を行うため、個人ごとの目標も設定して、月初めに保護者へ説明の上、クラス目標とともに配付した。また、学期ごとに行う療育指導のまとめについても同様に配付して、保護者に児童の発達や療育に対する理解を深めてもらった。

表3-8 基本日課表

9:30		10:30		11:15		11:45		13:00		14:00	
個別 訓練	聴力 検査	体操	朝の あい さつ	うた 話	お話	課題	給食	自由 あそ び	個別 訓練	聴力 検査	
(母子)			(母子)		(母子)		(母子分離)		(母子)		

d 年間行事

平成29年度の行事の実施状況は、表3-9のとおりである。

表3-9 年間行事実施表

区分	行 事 名
4 月	始業式、こいのぼり制作、こどもの日行事
5 月	春の遠足（東山動物園）、健康診断
6 月	家族参観、歯科検診、千種ろう学校見学会
7 月	七夕飾り制作、七夕会、プール遊び、ブラッシング指導
8 月	プール遊び、金魚すくい
9 月	運動会の旗の制作、運動会
10 月	秋の遠足（いもほり）、クッキング（さつまいもを使って）
11 月	家族参観（お店屋さんごっこ）
12 月	クリスマス会
1 月	たこあげ、鏡開き、健康診断
2 月	鬼の面制作、節分会（豆まき）
3 月	ひな人形制作、ひな祭り会、お別れ遠足（名古屋港水族館）、修了式

e 補聴器のフィッティング

園児等の補聴器は、図3-1のようなフィッティングの手続きを経て決定されるが、デジタル補聴器フィッティング装置などの機器を利用してフィッティングの簡易化も図っている。平成29年度においては園児延べ38件の補聴器の調整を行っている。園児の装用している補聴器は、両耳の聴力レベルにさほど差がない場合は耳かけ型補聴器を両耳に装用することが中心だが、差がある場合は片耳装用、フィッティング途上では交互装用をしている。

平成29年度末において、園児の装着している補聴器の種類と人数は、人工内耳6人（人工内耳両耳装用4人・片耳補聴器併用2人）、耳かけ型補聴器両耳装用18人、片耳装用2人、骨導補聴器装用2人であった。

f 聴力管理

園児の補聴器フィッティングやその後の聴力管理のため、繰り返し聴力検査を行っている（表 3-10）。

表 3-10 月別聴力検査回数

区 分		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
自覚的聴力検査	BOAテスト													0
	CORテスト													0
	ピープショウテスト	4	5	10	10	8	8	9	10	5	7	8	1	85
	標準聴力検査		2	4	6	1		3				6	1	23
	語音聴力検査													0
	SPR ヒアリングメーター による聴力検査													0
他覚的聴力検査	ABR													0
	インピーダンス オージオメトリー													0
計		4	7	14	16	9	8	12	10	5	7	14	2	108

注 1：耳鼻科診察時の聴力検査は除く。

注 2：表中、検査方法等は略称で表示したが、正式な名称は以下のとおりである。

BOA：聴性行動反応聴力検査、COR：条件詮索反応聴力検査、ピープショウ：遊戯聴力検査、ABR：聴性脳幹反応

イ 言語

平成5年度から「幼児言語教室」の事業を開始した。これは、いわゆる「障害児」には分類されにくい児童に対する療育ニーズの高まりに対する施策の一環として考えられたものである。低年齢では、障害が重くない場合、学習障害、自閉症、発達遅滞、言語発達遅滞などのはっきりした診断をつけられない場合も多く、「ことば遅れ」として扱われることが多い。3歳児健診のころから「ことば遅れ」に対する療育ニーズは高まり、保健所でのフォローアップのほかに専門的療育サービスが必要とされてきた。そこで、すぎのこ学園の定員の一部を利用して、「幼児言語教室」を始めた。試行という形で、昭和区、天白区の「ことば遅れ」の学齢2歳児に限って、1年間措置（平成19年度からは契約）入園するという形態をとって平成5年4月から定員7人でスタートし、平成14年度からは対象区を広げた。さらに平成22年度より、2クラス体制をとり、定員を14名に増員した。その後、東部地域療育センターの開所に対象区が減ったこともあり、平成27年度から定員を1クラス7人とした。

平成29年度については、開設要件を集団として成り立つ3人以上、及び効果を得るための最短期間を6か月としたが、9月までに対象児童が3人以上集まらず開設を見送ることとなった。

3 くすのき学園（児童心理治療施設）

くすのき学園は、不登校、家族の中での不適應・關係不調、被虐待、緘黙、集團不適應、盗みや反抗・乱暴等の心理的な困難を抱えた児童の心理治療、生活指導及び学校教育を行う施設である。精神医学、臨床心理、生活指導、学校教育の各分野の専門家が共同して児童やその家族を援助している。

生活指導場面では、日常生活の場面、児童同士のミーティングや買い物、外出、学園行事を通じて社会性をより広く身につけるように設定されている。

学校場面では、一人ひとりの能力や学習進度に合わせて、授業が設定されている。中学校3年生は、高校進学、職業選択など進路指導が重要な問題になっている。また、本校（川原小学校、川名中学校）との連携の下、本校児童、生徒との交流を図る取り組みをしている。

中部ブロックの愛厚ならわ学園（愛知県半田市）、中日青葉学園わかば館（愛知県日進市）、桜学館（岐阜県関市）及び悠（三重県桑名市）との交流会もあり、同じ種類の施設としての情報や技術の交換をして連携をしている。また、全国児童心理治療施設職員研修会や各部門別の研修会に参加している。

（1）在園児の概況

ア 学年別在園児童数

表1 在籍児童の状況

（単位：人）

区分	小学生			中学生			学園全体
	男	女	計	男	女	計	
入 所	7	7	14	5	4	9	23
通 所	1	0	1	3	3	6	7
計	8	7	15	8	7	15	30

注1：平成30年3月1日現在

注2：児童養護施設、里親宅からの通所児も含まれる。

イ 在園期間（平成30年3月31日までの期間）

平均在園期間は、全体で1年7か月、中学生は1年9か月、小学生は1年5か月だった。今年度在園していた児童の中で最も長く在籍した児童の在園期間は6年5か月だった。

ウ 家庭の状況

表2 家庭の状況

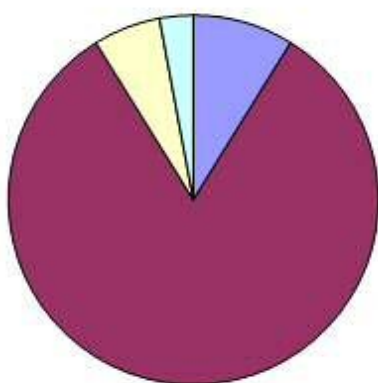
(単位：人)

区分	実父・実母	実父・養母	養父・実母	継父・実母	実父	実母	父母なし	計
入所	2	1	3	3	1	17		27
通所	1		1			4	1	7
虐待なし	1		1					2
			1				1	2
虐待あり	ネグレクト	1	1	3	1	9		15
		1				1		2
	身体的虐待		2	3	1	9		15
						4		4
	心理的虐待	1	1	2	2	13		20
		1				2		3
	性的虐待					4		4
								0

注1：上段は入所、下段は通所となっている。

注2：「虐待あり」の内訳については1人の児童について2種類以上重複しているものがある。

図1 家庭の状況



8.8%	実父・実母がいる。	3人
82.4%	実母がいる。(養継父ありを含む。)	28人
5.9%	実父がいる。(養継母ありを含む。)	2人
2.9%	血縁者がいない。	1人

平成30年3月1日現在、家庭での養育上の問題をあわせもった児童（養護ケース）は27人、在園児全体の90%である。小学生の男8人、女7人、中学生の男5人、女7人だった。

(2) 入園児

平成 29 年度の入園児は 9 人、小学生 5 人、中学生 4 人だった。

表 3 入園児の状況

区 分	性別	入/通所	入園理由
小3	女	入所	被虐待
小3	女	入所	被虐待
小4	女	入所	被虐待
小4	女	入所	被虐待
小6	男	入所	被虐待
中2	男	入所	親子関係不調
中3	女	入所	被虐待
中3	男	通所	親子関係不調
中3	女	通所	被虐待

(3) 退園児

平成 29 年度は、11 人が退園した（措置変更によるものを含む）。中学生が 9 人、小学生が 2 人だった。在園期間については、最短 1 か月、最長 6 年 5 か月、平均 1 年 6 か月だった。

表 4 退園児の状況

区 分	性別	入/通所	退園月	在園期間	退園理由、退園後の進路
小3	女	入所	4	11 か月	児童養護施設へ変更
小4	女	入所	3	3 か月	家庭引き取り
中1	男	通所	3	1 年 0 か月	障害児入所施設へ変更
中2	女	通所	3	1 年 11 か月	地域の中学校へ進級
中3	男	入所	7	2 年 8 か月	児童自立支援施設へ変更
中3	男	入所	1	10 か月	家庭から通所に措置変更
中3	女	入所	1	9 か月	家庭から通所に措置変更
中卒	男	入所	3	6 年 5 か月	中卒後、家庭から進学
中卒	女	通所	3	2 年 10 か月	中卒後、家庭から進学
中卒	男	通所	3	1 か月	中卒後、家庭から進学
中卒	女	通所	3	1 か月	中卒後、家庭から進学

(4) 心理治療

ここ数年は、より複雑な家庭の問題をかかえたケースが多い。家族への治療的な援助を行うこと自体が難しくなっている。心理治療は週 1 回 45 分を目安に実施し、個々のケースの状態と必要性に応じて柔軟に対応を変えている。家庭や児童の状況・状態によって、家庭訪問や関係機関との調整を実施している。家族治療では、保護者の都合で定期的に面接を行うことができない場合が多く、児童側の問題を除いても、保護者側の養護（養育）上の問題点がそのまま残されてしまうことが多い。

表 5 在園児と家族への治療・援助状況

(単位：回)

区 分	内 容		小学生	中学生	計
在 園 児	治療回数		642	568	1,210
	治療方法（注1）	カウンセリング	20	40	60
		遊戯療法	487	363	850
		工作その他	95	174	269
		箱庭	55	12	67
		心理テスト	63	33	96
家 族	来所面接		150	115	265
	家庭訪問		7	21	28
そ の 他	関係機関との調整（注2）		579	589	1,168
	その他との調整（注3）		8	3	11

注 1：1回の治療の中で2種類以上の方法が重複している場合もある。

注 2：関係機関：学校、施設、病院、刑務所、拘置所、警察等である。

注 3：その他：区役所での転入手続きが主である。

(5) 生活指導

ア 生活指導

生活指導の日課は、表 6 のとおりである。

指導員・保育士が規則正しい生活をとおして、児童に生活習慣の確立と情緒の安定、発達を促していくよう指導している。最近の傾向として、要養護児童が増加しており、家庭的な処遇を心がけ、年齢・能力に応じた基本的生活習慣を養い、買い物指導・園外指導を通じて社会性を養うことに配慮し、自主自立に向けて指導している。また、集団に入れない児童、対人接触の少ない児童についても個別的な配慮をしている。学習について、小学生は日課に沿って学習しているが、中学生は担当職員と時間を決めて学習しているほか、学生による学習支援も実施している。

通所児童についても、降園時刻までは入所児童と同じ日課に基づいて行動している。

(登園時刻 8:30、降園時刻 14:00～15:00)

表 6 日課表 (平日)

7:00	起 床		おやつ
7:30	朝 食		自由時間
	歯みがき・登校準備	16:40	片付け
8:30	登 校		入 浴
	学 校	17:30	夕 食
			歯みがき
12:00	給 食	19:00	自由時間・就床準備
	学 校	20:00	(小学1～2年生) 就床
14:00～ 15:00	下 校	21:00	(小学3～6年生) 就床
	学 習	22:00	(中学生) 就床

イ 全体活動

(ア) 年間行事

平成29年度の実施内容は、表7のとおりである。施設での生活に変化と潤いを与え、児童が楽しめるように実施した。

GW、夏休み、冬休みなどの長期休暇には、余暇活動を充実させることや全員で楽しく過ごせるような時間を持つことを目的に外出を行った。その中で、公共のマナーを身につけたり、体験活動の充実を図ったりした。

週末外泊や長期外泊期間中に外泊ができない児童については、担当職員とマンツーマンでの個別外出を行った。

表7 年間行事実施表

区 分	行 事 名
4月	Bリーグ観戦、映画鑑賞
5月	春の外出（ボウリングなど）、野球観戦
6月	小中合同遠足（サイエンスワールド）、映画鑑賞、野球観戦
7月	海の家、円頓寺商店街七夕まつり、プール外出
8月	ナイトアクアリウム、ナイトZOO、モリコロパーク（プール）、春日井少年自然の家（野外炊飯）、サンビーチ日光川、児童福祉施設スポーツ大会、映画鑑賞、BBQ
9月	サッカー観戦
10月	ミュージカル鑑賞、くすのきまつり
11月	秋の遠足（ナガシマスパーランド）
12月	観劇行事、クリスマス会、冬休み外出（アイススケート、映画鑑賞など）
1月	正月外出（ボウリングなど）
2月	Bリーグ観戦、映画鑑賞
3月	卒業生を祝う会、野球観戦、Bリーグ観戦、春休み外出（ボウリング、映画鑑賞など）

(イ) クラブ活動

目標

- ・ 対人関係での協調性を育み、一人ひとりがお互いを認め合い、自信を持てるようにすること。
- ・ 継続して取り組むことで、やり遂げたときの満足感、楽しさを感じることに。

指導の重点

- ・ 集団の場での社会性を身につけ、余暇の過ごし方を豊かにしていくこと。
- ・ 個別の活動では得にくい、集団の中でこそ自己表現の場を設けること。

実施状況

- ・ クッキングクラブとマッスルクラブを行った。
- ・ クラブによって頻度は異なるが、おおよそ、月に一回程度、平日・休日の自由時間2～3時間を使って、年間を通じて活動した。

ウ ミーティング

児童間でのミーティングを必要に応じて開いた。職員から声を掛けることもあれば、児童から提案がある場合もあった。「協調性」や話し合いのルールを学びとるとともに、職員との信頼関係を深めるために開催した（開催頻度や内容はフロアにより異なる）。

エ その他

（ア）保健管理

学園の医療としては、中央療育センターの診療部門がその役割を主に果たしており、入園児の健康上の問題を早期に発見し、治療している。

また、定期的な検診として、入園時検診、年３回の身長・体重測定、歯科・眼科等の検診を実施したほか、講師による歯みがき指導などを通じて、児童が健康への関心を高めるように指導した。

（イ）安全教育

火災など、災害に対する児童の安全意識を高めるとともに、非常時に問題なく職員の誘導に従うことができるように日頃から準備をしておくため、避難訓練を毎月実施した。

平成 29年度には、犯罪から身を守り、非行を防止するための防犯教室を年３回実施した。希望者は、愛知県警見学会にも参加した。

（ウ）性教育

人権意識や正しい性の知識を身に付けること、また、自分の身を守れるようにすることを目的とし、月１回程度、学習会形式で性教育の会を行った。会の内容は、学年や発達、性別に合わせて行った。

(6) 学校教育

ア 小学校教育

昭和 48 年 6 月より、小学生の処遇開始に伴い、名古屋市立滝川小学校情緒障害学級として、施設内に開設された。平成 22 年 5 月の施設移転に伴い、同年 4 月より、名古屋市立川原小学校情緒障害児学級となったが、平成 25 年 4 月からは、名古屋市立川原小学校の分校となった。

(ア) 学年別在籍児童数

表 8 学年別在籍児童内訳

(単位：人)

区 分	1学年	2学年	3学年	4学年	5学年	6学年	計
男	0	1	2	0	3	3	9
女	0	1	2	2	2	0	7
計	0	2	4	2	5	3	16

注：平成30年3月1日現在

(イ) 学級編成

児童の数から、29年度は2学級で編成しているが、児童の状態や個人差により、個人を取り出して授業を行うこともある。

(ウ) 授業単位数、週時程、週行事

名古屋市の通常の教育課程を基本にした編成を行っているが、編成の仕方は教科等の学習に対する個々の児童の不安や治療の進み具合の程度などに合わせて弾力的に行っている。

表 9 授業単位数週配当表

区 分	教 科									道 徳	特 別 活 動	総合的な学習の時間	外国語	計
	国語	社会	算数	理科	生活	音楽	図工	家庭	体育					
1学年	9	—	5	—	3	1.3	2.3	—	2.4	1	1	—	—	25
2学年	10	—	5	—	3	1.3	2.3	—	2.4	1	1	—	—	26
3学年	9	2.5	5	2.5	—	1.3	1.3	—	2.4	1	1	1	—	27
4学年	9	2.5	5	2.5	—	1.3	1.3	—	2.4	1	1	2	—	28
5学年	6	2.5	5	2.5	—	1.3	1.3	2	2.4	1	1	2	1	28
6学年	6	2.5	5	2.5	—	1.3	1.3	2	2.4	1	1	2	1	28

注：1 単位は 45 分である。

表10 週時程表と週行事

区 分		月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日
8:30 8:45 9:30 9:40 10:25 10:40 11:25 11:35 12:20 12:50 13:00 13:45 13:55 14:40 14:50						
		読書・朝の会 係活動	読書・朝の会 係活動	読書・朝の会 係活動	読書・朝の会 係活動	読書・朝の会 係活動
	1時限	8:45～ 学園全体打ち合わせ会(教員は代表参加)				
	放 課					
	2時限					
	放 課					
	3時限					
	放 課					
	4時限					
	給 食					
	放 課					
	5時限					
	(小学校) (中学校)	清掃・帰りの会 放 課	清掃・帰りの会 放 課	清掃・帰りの会	清掃・帰りの会	清掃・帰りの会
	6時限 (中学校)				クラブ (中学校)	クラブ (小学校)
	(中学校)	帰りの会	帰りの会	三部会 (週1回)	帰りの会	帰りの会
			職員会議 (月1回) 小中打ち合わせ会 (月1回)		ケース会議 (随時)	

注1：児童、生徒によっては、週1回、授業時間帯にセラピー（心理療法）が行われる。

注2：授業後は、生活指導部門での指導が行われる。なお、その間に、各児童生徒、週1回のセラピー（心理療法）が行われる。

（工）交流教育

社会的適応力を身に付けさせるために、外部の集団に慣れることも必要である。そのため、儀式的行事や運動会、野外教室などは、本校の行事に参加している。

イ 中学校教育

昭和 59 年度に、名古屋市立川名中学校情緒障害児学級として、施設内に 1 学級が開設された。61 年度には 1 学級が増設され、2 学級 3 担任に、さらに平成 9 年度に 1 学級が増設され、3 学級 4 担任に拡充されたが、平成 22 年度より 2 学級 2 担任に減級、減員になった。

平成 25 年度からは、名古屋市立川名中学校分校となり、教員数が 7～8 名となった。

(ア) 学年別在籍生徒数

表 11 学年別在籍生徒内訳

(単位：人)

区 分	1 学年	2 学年	3 学年	計
男	4	2	3	9
女	1	4	2	7
計	5	6	5	16

注：平成30年3月1日現在

(イ) 学級編成

2 学級あり、8 人の担当教員が指導を行っている。

(ウ) 授業単位数、週時程、週行事

授業は、通常教育課程に準じて行うが、小学校同様、生徒の実態を考慮して、授業単位数の週配当は、表 12 のとおりである。週時程と週行事については、表 10 のとおりである。

表 12 授業単位数週配当表

区 分	教 科 別 の 指 導									道 徳	特 別 活 動	総 合 的 な 学 習 の 時 間	自 立 活 動	計
	国 語	社 会	数 学	理 科	音 楽	美 術	技 術・家庭	保健体育	英 語					
1 学年	4	3	4	3	1	1	1	3	4	1	1	1	2	29
2 学年														
3 学年														

注：1 単位は 45 分である。

(エ) 合同学習

治療的かわりをもつことと、集団での学習体験をさせることの両面から、1 学年から 3 学年の合同学習の授業を設定した。合同学習の教科は、音楽、美術、保健体育、技術・家庭である。

（オ） 個別指導

在籍生徒の措置理由として不登校や虐待が7割以上を占めることから心理治療を必要としている。そのため、こうした生徒に対しては、治療の進展に合わせて基礎的な教科学習を含めた個別指導を実施する。また、各担任は、授業後の時間を活用して、進路指導などについての話し合いも行う。

（カ） 進路指導

進学指導は、本校の進路指導主事と連携を取りながら、進学指導を進めている。

就職指導は、職業安定所による職業相談実施計画にあわせて、職業相談や職場見学を実施し、一般学卒の枠の中で進めている。

しかし、このような進路指導の中、希望する進路をかなえることはなかなか難しい。その要因として、下記のような問題があげられる。

- ・ 在籍期間によっては適切な進路方針を立てることが難しい。
- ・ 家族関係不調の生徒が増え、卒業後の行く先（居住）が不安定で、進路先を決めにくくなっている。

（７） その他の事業

ア 家族療法事業

平成4年度から始まった。平成29年度は16ケース、のべ71回の治療面接を実施した。嘱託セラピスト2人を配置して、家族療法、家族面接を実施した。

イ アフターケア

学園を退園し家庭復帰した児童の家庭訪問や学校訪問などを児童相談所と連携しながら行っている。また、児童養護施設等へ措置変更をした児童についても、施設訪問や来所面接などを必要に応じて行っている。

[資料] WHO の診断分類による児童の状況

臨床に即した診断と分類を行い、職員間のコミュニケーションのためや研修のときの共通概念を持つため、診断分類を行い児童の状況把握に役立てている。全国情緒障害児短期治療施設協議会と基準を合わせるために、平成 14 年度からそれまでの ICD-6 に替え、ICD-10 で統計分類をすることとした。

表 13 入・退園児の状況及び退園児童の在園期間（年単位）別状況

（単位：診断数）

区分	入園児童診断数		退園児童診断数		29年度の退園児童の在園期間								
	29年度まで累計	29年度入園分	29年度まで累計	29年度退園分	1年未満	1年～2年未満	2年～3年未満	3年～4年未満	4年～5年未満	5年～6年未満	6年～7年未満	7年～8年未満	8年以上
XX特になし	25		23										
F10-19													
F20-29	4		4										
F30-39	11		11										
F40-48	189	2	186	2			1				1		
F50-59													
F60-69	24		24										
F70-79	6		6										
F80-89	93	1	93	1		1							
F90-98	313	8	296	10	7	2	1						
F99													

注：1人が2つの分類をもつ場合がある。

（診断分類 ICD-10 F コード表の見方）

注1：ICD-10 とは International Statistical Classification of Disease の略で、WHO の国際疾病分類第 10 改訂版 1990 をいう。

注2：ICD-10 の構成（F コード）については、以下を参照のこと。

- F00-09 症状を含む器質性精神障害
- F10-19 精神作用物質使用による精神及び行動の障害
- F20-29 精神分裂病、分裂病型障害及び妄想性障害
- F30-39 気分（感情）障害
- F40-48 神経症性障害、ストレス関連障害及び身体表現性障害
- F50-59 生理的障害及び身体的要因に関連した行動症候群
- F60-69 成人の人格及び行動の障害
- F70-79 精神遅滞
- F80-89 心理的発達の障害
- F90-98 小児期及び青年期に通常発症する行動及び情緒の障害
- F99 特定不能の精神障害

4 発達障害者支援センター りんくす名古屋

発達障害者支援センター（以下支援センター）は、発達障害*¹児（者）やその家族、関係機関からの相談を受けて、本人や家族が安心して地域生活を送れるように支援のコーディネートを行っている。また、ライフステージを通して一貫した支援のために医療、教育、労働、福祉などの関係機関とのネットワークが広がるように働きかけている。対象は子どもから大人までで年齢制限はない。

支援センターの事業は、（１）相談業務（２）人材育成・普及啓発（３）情報発信（４）関係機関等との連携の４つである。

*¹「発達障害」…発達障害者支援法では、「自閉症、アスペルガー症候群およびその他の広汎性発達障害（PDD）、学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（ADHD）その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるもの」と定義されている。

（１）相談業務

相談業務とは、発達障害児（者）やその家族、関係機関等からの様々な相談に応じ、助言や情報提供等を行うものである。相談の流れは、①電話・Fax・Eメールで相談の受付、②面接（相談ニーズの確認・課題の整理）、③具体的な支援の開始となる。

相談業務は内容によって、「相談支援」、「就労支援」の２つに分けられる。「就労支援」とは就労に関する全ての相談に対する支援を指す。「相談支援」とは、就労支援以外の発達障害に関する全般の相談である。平成２７年度から３年間の実績を表１に掲載した。

面接については、まず電話受付の段階で助言や情報提供を行い、その上で就労相談を中心に必要に応じて実施している。面接後には、相談者のニーズや状況に応じ適切な機関に繋いでいる。

紹介先としては、相談支援の場合は障害者基幹相談支援センターや地域活動支援事業所等が、就労支援の場合は愛知障害者職業センターや就労移行支援事業所等の就労支援機関やハローワーク等が挙げられる。紹介先への情報提供書は相談者とともに作成している。

支援機関に同行する「訪問」の目的は、事業所を決めるための見学や、紹介先の支援者へのアドバイスなど多様化してきている。

表１ 相談業務の実績

（単位：人）

区分	実人数			延人数								
	27年度	28年度	29年度	27年度			28年度			29年度		
					面接	訪問		面接	訪問		面接	訪問
相談支援	1,107	1,290	1,411	1,852	(47)	(21)	1,909	(33)	(9)	2,048	(29)	(8)
就労支援	262	294	292	1,175	(184)	(58)	1,198	(196)	(54)	982	(198)	(40)
計	1,369	1,584	1,703	3,027	(231)	(79)	3,107	(229)	(63)	3,030	(227)	(48)

注：（ ）内は件数を再掲

表2 相談内容の内訳（複数選択）

相 談 内 容	件 数
相談の対象となっている児（者）が発達障害かどうか知りたい。	327
現在の生活に関することや、家庭で家族ができることを知りたい。	405
利用できる制度について知りたい。（手帳、年金、手当、障害福祉サービスなど）	52
診断・相談・支援を受けられる機関について知りたい。	530
現在通学している学校、利用しているサービス等に関する相談をしたい。	107
進路や将来の生活に関する相談をしたい。	56
対応困難な状況の改善について相談したい。（強度行動障害、ひきこもりなど）	20
今後の就労について相談したい。	174
現在勤めている職場に関する相談をしたい。	129
その他	122

表3 年齢別にみた障害種別（実人数）

（単位：人）

区 分	乳幼児	小学生	中学生	16～18 歳	19～39 歳	40歳以上	不 明	合 計
自閉症	11	20	13	14	50	12	3	123
アスペルガー症候群	1	13	6	4	57	31	12	124
広汎性発達障害	4	11	6	8	22	3	1	55
注意欠陥多動性障害	3	20	13	6	55	13	10	120
学習障害	1	4	1	0	3	1	0	10
その他	11	49	12	26	121	64	27	310
不明（未診断を含む）	92	147	65	59	354	147	97	961
計	123	264	116	117	662	271	150	1,703

「相談内容の内訳」を表2に、「年齢別にみた障害種別の人数」を表3に示した。

表2を見ると「発達障害かどうか」、「生活に関すること、家族ができること」、「診断・相談・支援先」に関する相談が多いが、「今後の就労」と「現在の職場」の相談を合わせると、就労の相談も多いと言える。また、表3を見ると「19歳以上」が5割以上を占めているが、就労相談以外に配偶者や高齢になった親に関する相談等がある。

(2) 人材育成・普及啓発

支援者の養成や家族、市民への普及啓発のために、研修開催や講師派遣を行っている。平成29年度の「主催共催の研修及び講演会」を表4に、「講師派遣とコンサルテーション」を表5に示した。研修は延べ47回実施し、2,892名の参加があった。講師派遣とコンサルテーションについては延べ91回で、2,513名の参加があった。

表4 主催共催の研修及び講演会

(単位：人)		
月	研 修 内 容	参加人数
4	講演会「支援の輪の広げ方・長期的な医療との付き合い方」（主催：あいちLD親の会かたつむり） 対象：保護者・教員・支援者 講師：愛知県心身障害者コロニー中央病院 吉川 徹氏 内容：学校との連携や家族の理解・本人への告知、小児期から成人期への医療機関の切り替え	111
5	TEACCHプログラム研究会愛知支部講演会（主催：TEACCHプログラム研究会愛知支部） 対象：保護者・支援者 講師：川崎医療福祉大学 諏訪 利明氏 内容：「TEACCHから学ぶ自閉症の理解と支援～その「構造化」見直しませんか～」	220
6	グループ相談会（6月～12月計6回）（運営協力：愛知県ペアレントメンター等活動推進連絡会） 対象：市内在住の中3までの発達障害のある子の保護者 内容：発達障害のある子の保護者に対してペアレントメンターが中心となって行うグループ相談 ペアレントメンター養成講座～フォローアップコース～（主催：愛知県ペアレントメンター等活動推進連絡会） 内容：最新行政報告 講師：愛知県障害福祉課・愛知県教育委員会特別支援教育課・愛知労働局職業安定部職業対策課 内容：ロールプレイ 講師：愛知県心身障害者コロニー中央病院 吉川 徹氏 ・ 発達障害研究所 竹澤 大史氏	24
	「わかりやすい自閉症基礎講座」（主催：愛知県自閉症協会・つぼみの会） 講師：愛知県心身障害者コロニー中央病院 吉川 徹氏	32
	保育士・幼稚園教諭向け連続研修会（6月～2月までの計3回）（主催：愛知県自閉症協会・つぼみの会） 講師：豊田子ども発達センター 若子 理恵氏 内容：自閉症基礎講座、サポートブック研修、事例検討ワークショップ、事例へのフォローアップ	135
	行政窓口担当者対象発達障害研修（2回）（共催：あいち発達障害者支援センター） 対象：区役所・保健所職員、生涯学習センター職員、スポーツセンター職員、図書館職員、ハローワーク職員等 内容：講演「発達障害について」講師：支援センター職員 「親の想い」講師：ペアレントメンター ワークショップ「窓口で、その時あなたは」	117
	アイスセミナー2017夏（主催：アイスサポート） 対象：支援者・保護者 講師：国立重度知的障害者総合施設のぞみの園 志賀 利一氏 内容：「行動障害の著しい人の支援を考えるー合理的配慮に基づく行動支援の実践ー」	110
7	TEACCHプログラム研究会愛知支部実践報告会（主催：TEACCHプログラム研究会愛知支部） 対象：保護者・支援者 講師：社会福祉法人くるみ会 多機能型事業所にしおサービス管理責任者 徳穂 岳人氏 内容：「自閉症の人の居住空間を考える」～ゆたかな暮らしを目指して～	134
	発達障害のある学生のための職業教室 基礎編（3大学で8月29日～10月5日までの9日間） （共催：なごや職業開拓校、各大学、愛知新卒応援ハローワーク） 対象：大学生および大学院生 内容：職業体験、グループワーク	41
	高機能自閉症向けセミナー（主催：愛知県自閉症協会・つぼみの会） 講師：白梅学園大学 堀江まゆみ氏 ・ 愛知キャラバン隊ネットワーク 内容：「ぼくのこと、わたしのこと わかってほしい」～学校での支援を考える～	63
9	発達障害児のための進路の学習会（共催：中央療育センター診療相談係） 対象：発達障害のある小学校3年生～中学校2年生のお子さんの保護者 内容：「進路について」講師：名古屋市立守山養護学校 塩野 修章氏 「就労について」講師：名古屋中公共職業安定所卒部門 浅野 由識氏 「先輩お母さんの体験談」講師：ペアレントメンター1名	80
	TEACCHプログラム研究会愛知支部講演会（主催：TEACCHプログラム研究会愛知支部） 対象：保護者・支援者 講師：千葉県立特別支援学校流山高等学園教諭 吉村 奈津江氏 内容：「特別支援学校におけるITAPの活用と就労支援」	178
		43
10	障害児者福祉施設職員研修（共催：名古屋市社会福祉協議会、名古屋市知的障害者福祉施設連絡協議会、名古屋手をつなぐ育成会、名古屋市知的障害者更生相談所） 対象：市内・障害児者福祉施設職員 講師：アイスサポート 伊藤 久志氏 内容：「自閉症の特性をふまえた行動のアセスメント」	88

11	アイズセミナー2017冬（主催：アイズサポート） 対象：支援者・保護者 講師：ドロップスin名古屋・ペアレントメンター 内容：「てんかんを正しく知る」	65
	ペアレントメンター養成講座応用研修①（主催：愛知県ペアレントメンター等活動推進連絡会） 講師：横浜市立特別支援学校教諭 諷方 智広氏 内容：講演「きょうだい支援について」	21
12	TEACCHプログラム研究会愛知支部講演会（主催：TEACCHプログラム研究会愛知支部） 対象：保護者・支援者 講師：おかざきよろず心のクリニック 岩崎 寿史氏 内容：講演「行動障害の強い方への薬物療法の実際」	105
	発達障害のある大学生への支援 対象：愛知県内の大学関係者（学生課・学生相談室・保健センター等職員、教員） 講師：名城大学 佐藤 理枝子氏、愛知東邦大学 肥田 幸子氏 内容：講演「支援につなぐために」、グループワーク	23
1	権利擁護研修「知的障害・発達障害のある人のためのトラブルシューター養成セミナー 性加害・性犯罪再犯を防止するための地域包括的支援プログラム「SOTSECD」講習会」 （共催：あいち発達障害者支援センター） 対象：福祉・教育・医療・司法・心理関係などの支援者 講師：白梅学園大学 堀江 まゆみ氏、聖マリアンナ医科大学 安藤 久美子氏、 あいち発達障害者支援センター・愛知県心身障害者コロニー中央病院 吉川 徹氏 内容：①講演「SOTSECDについて」「リクスアセスメントについて」など ②ワークショップ「事例検討」	71
	TEACCHプログラム研究会愛知支部講演会（主催：TEACCHプログラム研究会愛知支部） 対象：保護者・支援者 講師：ロイヤルベルクリニック小児科 早川 星朗氏 内容：講演「評価から支援方針を設定して支援に活かすには～PRISMの実践より～」	100
2	施設職員のための連続セミナー（2回）（主催：愛知県自閉症協会・つぼみの会） 対象：施設職員、ヘルパー、放課後等デイサービス職員、相談支援専門員など学童期以上の支援者 講師：川崎医療福祉大学 諏訪 利明氏 内容：「自閉症の理解と支援」 ①講義とグループワーク、②事例検討、ワーク	62
	ペアレントメンター養成講座応用研修②（主催：愛知県ペアレントメンター等活動推進連絡会） 講師：名古屋大学医学部付属病院 森川 真子氏 内容：「思春期・不登校について（仮）」	56
	市民向け講演会「実は身近な発達障害」（共催：NHK名古屋放送局、NHK厚生文化事業団中部支局） 内容：第一部 講演「意思決定支援ってなんだろう？」講師：毎日新聞論説委員 野澤 和弘氏 第二部 対談 講師：野澤 和弘氏・椋山女学園大学 堀田 あけみ氏	453
	就労移行支援事業所職員勉強会 対象：就労移行支援事業所職員、障害者就業・生活支援センター職員 等	5
3	世界自閉症啓発デー上映会 「僕と世界の方程式」（共催：JDDネット愛知）	540
	成人施設等職員向け勉強会 対象：生活介護など、成人対象の事業所職員 講師：アイズサポート 伊藤 久志氏 内容：行動障害への対応について	3
	発達障害のある大学生のための職業教室 応用編（4日間）（共催：なごや職業開拓校） 対象：基礎編に参加した学生 内容：職業体験、グループワーク	12
計	延べ47回	2892

表5 講師派遣・コンサルテーション

(単位:人)

区 分	派 遣 先	参加者数
医 療	善常会訪問看護ステーション、さんぽ会（産業保健研究会）、名古屋市歯科医師会付属歯科衛生士専門学校（1年・2年）	207
福祉	【放課後等デイサービス】アネラ、みんなのえがお【B型/生活介護】わーく金山、イルカ作業所（2回）	1572
	あけぼの学園（2回）、中央療育センターみどり学園、中央児童相談所（3回）	
	保育所職員中堅研修会、名古屋市家庭的保育事業・小規模保育事業等現任研修（2回）、ひとり親家庭の子どもの居場所づくりモデル事業運営事業者研修、名古屋市児童養護連絡協議会、なかがわっ子サポーター（子育て支援者）【地域子育て支援拠点等】名古屋市子ども・子育て支援センター、すくすくサポーター養成講座（5回）、つながるひろば恵方の家（3回）、はっぴーひろば、遊モア、ぶらっとココロ、にじいろ（2回）、おひさまわらばあ〜	
	愛知県・名古屋市福祉施設新規採用者研修、愛知県障害者就労支援者養成研修、イーブル名古屋相談室（4回）	
	緑区自立支援連絡協議会、南区自立支援協議会、中川区障害者自立支援協議会、天白区障害者自立支援連絡協議会	
教育	（社福）名古屋ライトハウス明和寮、親愛の里（公財）名古屋YWCA（一般）生活文化研究会蔵想「強度行動障害支援者養成講座」（社福さふらん会）「ホームヘルパー現任研修」（名古屋市社会福祉協議会・キリスト教社会館）「移動支援事業従事者養成研修」（NPO法人ボバイ2回）	456
	教育センターインクルーシブ教育システム構築と特別支援教育推進講座、特別支援教育教員研修、教育委員会生涯学習課（2回）	
	名古屋女子大学、愛知淑徳大学、名古屋経済大学、名古屋大学（「苦戦する青年を育てる地域づくり」シンポジウム分科会）、守山養護学校、助光中学校、春岡小学校（2回）、藤が丘小学校（2回）、呉竹幼稚園（4回）、港北幼稚園（2回）	
	西区養護教諭部会と保健所の合同部会、名古屋市高等学校教員組合、日本特殊教育学会	
家族	障がいのある子どもの父母ネットワーク愛知、なないろの会	33
その他	名古屋中公共職業安定所（2回）、東海賢人になろみゃあ会（2回）、名古屋東海ワイズメンズクラブ、名古屋家庭裁判所、ステラ個別支援塾、アブロードインターナショナルスクール、（株）図書館流通センター中部支社、守山区交通指導員、南医療生活協同組合くらしまちづくり学習会	245
計	延べ91回	2513

(3) 情報発信

発達障害の理解を深めるために、リーフレットやガイドブックの作成・配布を行っている。リーフレット「発達障害の理解のために」は発達障害についてコンパクトにまとめてあり、広く研修等の機会に配布している。ガイドブック「広汎性発達障害（自閉スペクトラム症）ってなに？」は広汎性発達障害の診断を受けたばかりの幼児の保護者向けに、障害特性や基本的な対応等をわかりやすく説明したもので、平成29年度は療育センターや医療機関に575部配布した。また、思春期・青年期向けには「自立応援ノート～発達障害のあるあなたへ～」をホームページに掲載している。その他、ホームページ等で研修案内や支援ツールの紹介をするなど、情報を積極的に発信している。

(4) 関係機関等との連携

相談内容に応じて関係機関と連絡調整し、支援のためのネットワークを作るとともに、ライフステージを通して一貫した支援ができるよう取り組んでいる。平成29年度に参加した会議は計54回で、会議名は表6の通りである。

表 6 参加会議

会 議 名
名古屋市発達障害者支援センター運営連絡会
名古屋市発達障害者支援体制整備検討会
あいち発達障害者支援センター連絡協議会
愛知県発達障害者支援体制整備推進協議会
発達障害者支援センター全国連絡協議会
発達障害者支援センター全国連絡協議会 中部北陸ブロック
名古屋市障害者就労支援推進会議（障害者支援課）
発達障害者就労支援者育成事業企画委員会（厚生労働省委託）
就業支援における生活支援のシステム構築検討会議（なごや障害者就業・生活支援センター）
愛知精神・発達障害者雇用支援連絡協議会（愛知障害者職業センター）
愛知発達障害者等就労支援連絡協議会（愛知労働局）
障害者就労移行支援事業所連絡会（障害者支援課）
名古屋地域障害者雇用連絡会議（ハローワーク中）
名古屋市子ども・若者支援地域協議会実務者会議
名古屋市立高等学校キャリア教育推進会議
児童相談機関連絡会
子ども発達支援情報発信プロジェクト
触法障害者支援情報交換会
障害者基幹相談支援センター運営・調整会議
昭和区障害者自立支援連絡協議会
ひきこもり支援関係団体連絡会議
発達障害医療ネットワーク連絡協議会
愛知県ペアレントメンター等活動推進連絡会

(5) 主な事業実施状況

人材育成・普及啓発及び関係機関等との連携について、平成27年度から3年間の実績を表7に掲げた。

第 7 表 主な事業の実施状況

区 分		実施日数、参加人数等	27年度	28年度	29年度
人材育成・普及啓発	センター主催研修・講演会	実施回数	29回	26回	29回
		延参加人数	2,063人	1,848人	1,570人
	センター共催研修・講演会	実施回数	19回	17回	18回
		延参加人数	1204人	1259人	1322人
	講師派遣・コンサルテーション	実施回数	80回	104回	91回
		延参加人数	1,777人	2,428人	2,513人
関係機関等との連携	連絡協議会	実施回数	2回	2回	2回
	調整会議	実施回数	59回	57回	52回

児童福祉センター のご案内



最寄駅

地下鉄：鶴舞線 川名駅 1 番出口 徒歩 12 分

市バス：宮 裏 徒歩 3 分

栄 17 号系統（栄 ⇄ 名古屋大学）

八事 12 号系統（千種駅前【大久手経由】 ⇄ 島田一ツ山）

平成30年9月発行

平成29年度版（2017年度版） 名古屋市児童福祉センター 事業概要 通巻第51号

発行者 名古屋市児童福祉センター

所長 平田美音

〒466-0858 名古屋市昭和区折戸町4丁目16番地

TEL (052) 757-6111 (代)
